

令和3事業年度 事業報告書

自 令和 3年 4月 1日
至 令和 4年 3月31日

独立行政法人福祉医療機構



Welfare And Medical Service Agency

～ 福祉と医療の民間活動を応援します ～

目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	6
(1) 機構の理念・方針等	6
(2) 機構事業展開の方向性	7
(3) ビジョンについて	10
3. 法人の目的、業務内容	11
(1) 法人の目的	11
(2) 業務内容	11
4. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	12
(1) 介護離職ゼロ	13
(2) 子育て環境整備	14
(3) 福祉医療制度の普及・利用促進による政策実現への貢献	15
5. 中期目標	16
(1) 概要	16
(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標	16
6. 中期計画及び年度計画	17
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	20
(1) ガバナンスの状況	20
(2) サービスの持続的提供体制	21
(3) 役員等の状況	28
(4) 職員の状況	28
(5) 重要な施設等の整備等の状況	28
(6) 純資産の状況	29
(7) 財源（インプット）の状況	29
(8) 民間資金調達の状況	31
(9) 社会及び環境への配慮等の状況	31
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	32
(1) リスク管理の状況	32
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	33

9. 業務の適正な評価の前提情報	37
(1) アウトカム：機構の活動が社会に及ぼす効果	37
(2) 大規模な福祉医療制度を支える機能別4事業	44
(3) 多様な社会課題に応える7事業	51
10. 業務の成果と使用した資源との対比	57
(1) 自己評価	57
(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	58
11. 予算と決算との対比	59
12. 財務諸表	60
(1) 貸借対照表	60
(2) 行政コスト計算書	61
(3) 損益計算書	61
(4) 純資産変動計算書	62
(5) キャッシュ・フロー計算書	62
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	63
(1) 各財務諸表の概要	63
(2) 財政状態及び運営状況について	68
14. 内部統制の運用に関する情報	69
15. 法人の基本情報	70
(1) 沿革	70
(2) 設立に係る根拠法	70
(3) 主務大臣	70
(4) 組織図	71
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	71
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	71
(7) 主要な財務データの経年比較	72
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画	72
16. 参考情報	75
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	75
(2) その他公表資料等との関係の説明	76

※ 本書に掲載の各数値は四捨五入している。

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉・医療事業団の事業を承継し、平成 15 年に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。

機構の歴史は、昭和 29 年設立の「社会福祉事業振興会」、昭和 35 年設立の「医療金融公庫」に遡ります。以来、変化し続ける日本社会の中で、福祉医療基盤の進化と安定のための尽力を続けております。

また、医療分野における「国民皆保険制度」や福祉分野での「介護保険制度」など、超長期的ビジョンで構築された国の社会保障制度と歩みを共にし、それらの仕組みをもってしても残る課題の解決に向け、事業の執行を通じて貢献しています。

1. 令和 3 年度の振り返り

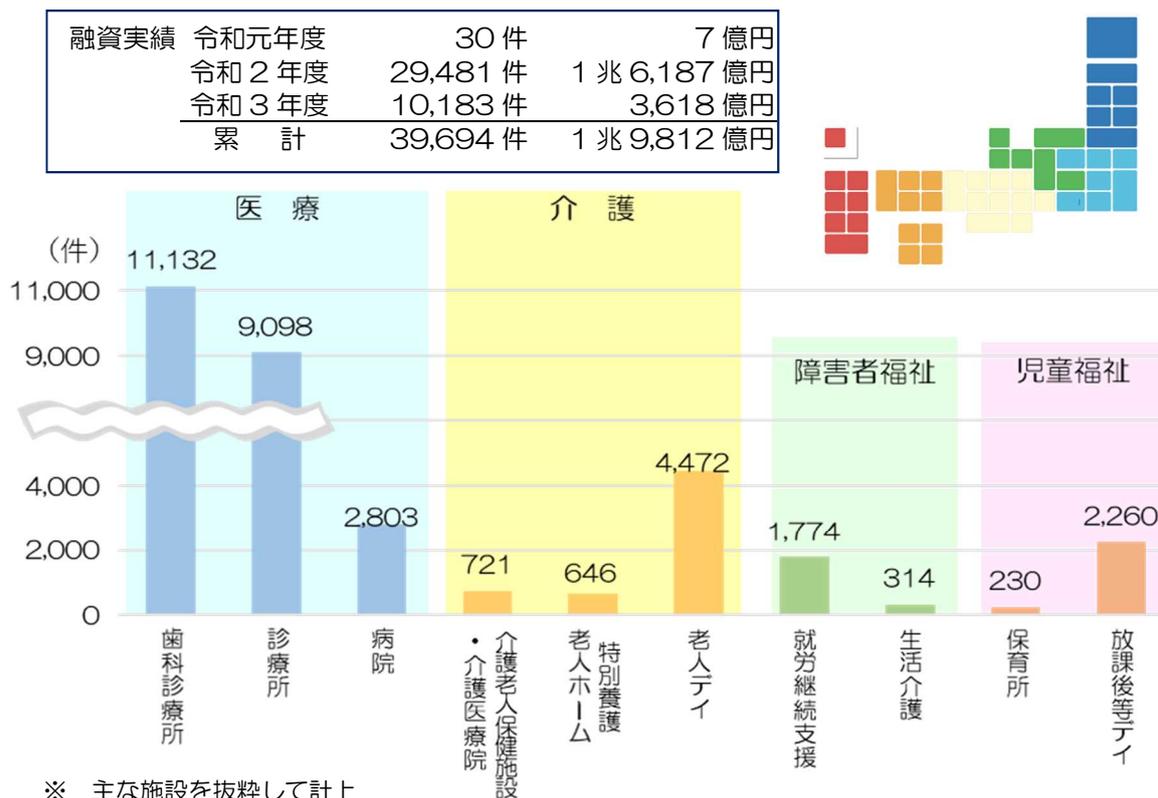
(1) 新型コロナウイルス感染症対応

① 新型コロナウイルス対応支援資金の概況

新型コロナウイルス対応支援資金（以下「コロナ資金」という。）の令和 3 年度新規融資は、件数、金額ともに前年度比で落ち着きを見せました。一方、新型コロナの長期化とともに、審査の難易度の高い案件も増加し、専担チームでの対応を行いました。コロナ資金融資開始以来の累積融資実績は、1 兆 9,812 億円、3 万 9,694 件です。

新型コロナの 2 年目においても、全国で多様なサービスを提供する福祉医療施設の「経営の安定」を支えることで、引き続き「国民生活の安定」に確りと貢献しました。

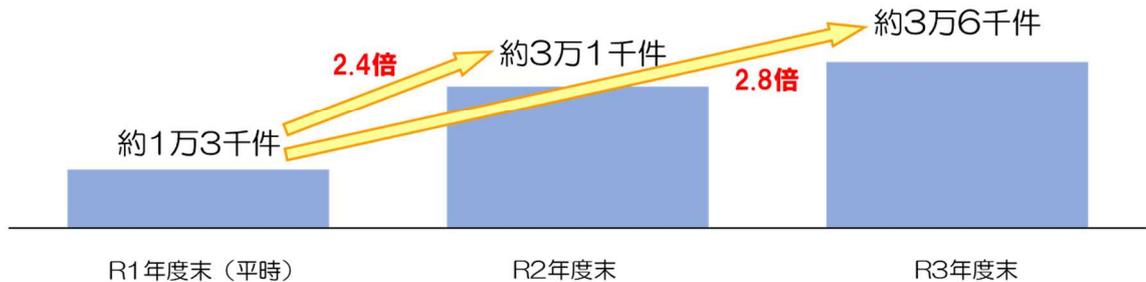
<グラフ 1> コロナ資金 全国・各種施設での活用状況



② 与信管理先の圧倒的増加について

令和3年度は、貸付先の令和2年度の決算を受け、コロナ資金融資先の財務・経営状態を把握する「与信管理」が本格的にスタートしました。通常融資を含む福祉医療貸付事業全体の与信管理対象先数は、約3万1千件となりました。また、令和4年度の対象先数は、令和3年度末貸付先数の約3万6千先となります。

<グラフ2> コロナ支援による貸付先数の急増

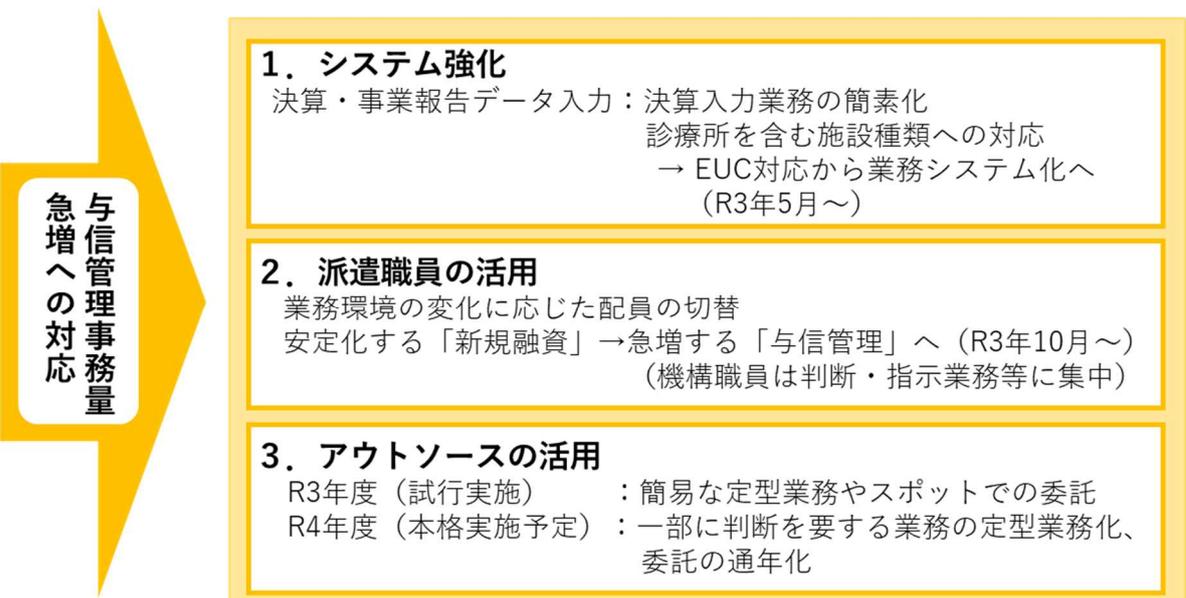


貸付先数の短期間での圧倒的な増加により、管理手法においても、瞬発力のある大幅な進化が求められました。具体的には図1に示すとおり、「システム強化」、「派遣職員の活用」、「アウトソースの活用」です。

まず、「システム強化」により、人的作業の軽減を図りました。その上で、定型業務等に派遣職員を投入することにより、機構職員を判断・指示業務等のマネジメントに集中させる体制を整備しました。なお、令和3年度には「新規融資」の申込みが落ち着き始めたため、派遣職員の配置を「新規融資」に係る審査補助業務から、急拡大する「与信管理」へシフトしました。

また、「判断を要する業務の一部を定型業務化」し、「簡易な定型業務」については、令和4年度からアウトソースを本格化します。

<図1> 貸付先数の増加に伴う管理手法の進化



(2) 通常業務

機構は、11 事業を運営しています。各事業とも、「事業の確実な実施による国民生活の安定及び社会経済の健全性への貢献」を使命として、引き続き活動いたしました。

令和3年度に大きな変化のあった事業は、次のとおりです。

<図 2>令和3年度に大きな変化のあった事業

1	福祉医療経営指導事業 経営セミナーの本格的Web化（オンラインセミナー） → 令和2年度に引き続き、ログイン数の大幅拡大水準を維持（対集合開催比）	(詳細) P48
2	社会福祉振興助成事業 公的制度の狭間で拡大する社会課題への対応 → 孤独・孤立支援の本格化	(詳細) P52
3	年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業 新規貸付の申込受付終了（令和3年度末） → 独立採算を維持しつつ、令和4年度以降は回収業務へ	(詳細) P53

2. 令和4年度に向けて

(1) 新型コロナウイルス対応支援

「コロナ資金」（無利子・無担保の優遇措置）による、全国の福祉医療施設への「流動性供給」は、令和4年9月末迄の継続が決定しています。（令和4年5月現在）

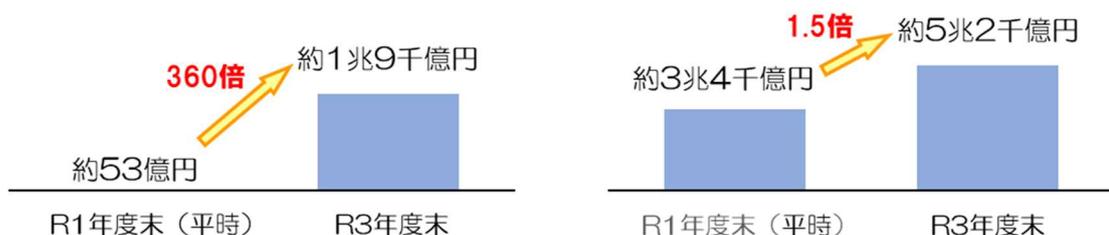
(2) 信用リスクへの対応

コロナ資金を含む信用リスクへの対応については、グラフ 3、4 の融資ポートフォリオの変化による高リスク化とリスク総量の拡大に応じ、図 3 の「体制の強化」と「手法の進化」を継続します。

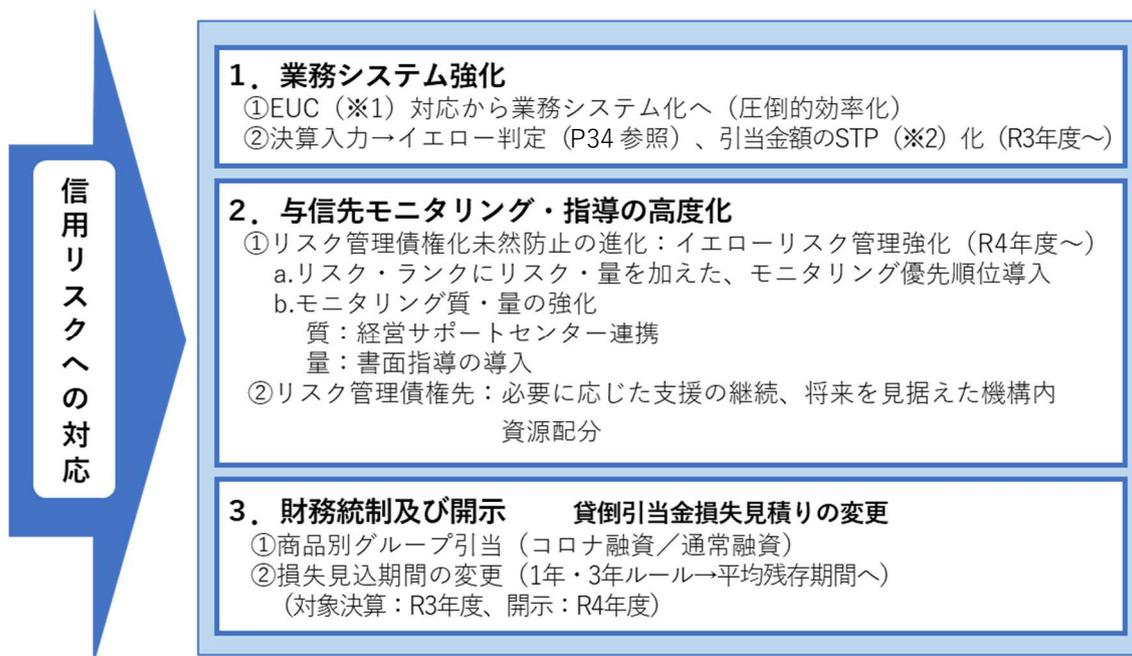
また、引き続き、民間金融機関、コンサルタント、弁護士、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）等と、必要に応じて連携して参ります。

<グラフ 3> 無担保貸付急増：高リスク化

<グラフ 4> 貸付残高増加：リスク総量の拡大



＜図 3＞体制強化と手法の進化



※1 End-User Computing（事業部門のエンドユーザーが自らシステムを構築）

※2 Straight Through Processing（一般的には、発注から決済までの過程の全てを人手を介さず電子的に実施することを指しますが、ここでは、決算データの入力後、人手を介さずに、既に入力されている担保情報等も反映して「個別の引当金」及び「全取引先の引当金合計」が瞬時に算出されることを指します。）

(3) 通常業務

新型コロナによる社会ニーズの変化を捉えるとともに、国の政策に沿って、着実・堅確な業務執行を行って参ります。非対面インフラとして導入したデジタル基盤を最大限活用し、まず、「with コロナ」の事業モデルを進化させて参ります。その上で、感染防止で高まった「デジタルインフラ活用の社会的気運」とも歩調を合わせ、機構が実施する各事業の利用者への「デジタル手続き推奨」にも注力いたします。

併せて、国の「デジタル社会の実現に向けた改革」について、注視して参ります。

また、これらのことは、「after コロナ」においても、広義の感染症に備える「危機対応機能」となるとともに、「生産性向上」、「働き方改革」にも不可欠と認識しております。

政府が全世代型社会保障の構築を推進する中、「医療介護の総合確保」、「地域医療構想」、「子育て環境整備」、「障害者自立支援」、「共生社会構築」等、国の政策に沿った福祉医療提供体制の整備・支援・制度運営を着実に進めて参ります。加えて、新型コロナにより、全 11 事業の「受益者」及び「その家族」、また、「サービスを提供する事業者」の状況についても大きな変化が生じています。これらの状況を鋭敏に捉え、機構機能を活かした社会課題の解決に向けて努めて参ります。

3. 組織運営

機構は、経営理念である「民間活動応援宣言」を念頭に置き、お客さま目線に立って活動しています。加えて、「永続する進化」を旨とする機構運営哲学を掲げ、組織・役職員とともに、たゆまぬ進化を追求しています。その有効な手段の一つが、戦略的なトップマネジメントを強化する「内部統制」の充実であると認識しています。

そのために活用する主な会議体は、「経営企画会議」及び「ガバナンス委員会」です。前者については、組織の効率的かつ効果的な運営を目的とし、後者については、統合的リスク管理を始め、組織の公正性及び透明性の向上を目的としています。また、各事業の持続可能性（P21 参照）についても、ガバナンス委員会における毎年の足元確認を定着させました。

その上で、「年間を通じた内部統制」の状況については、総括点検を実施し、翌年度、理事長による総括評価を行っています。なお、各事業執行の適切性の確保にあたっては、3線防御（3 Lines of Defense）（P33 参照）の考え方を取り入れています。また、監査部門においては、監事及び監査法人と連携した三様監査を励行しています。

機構には、「国の政策実施機関として、その機能を最大限に発揮し、日本の福祉医療分野における課題解決に挑戦し続ける」ことが望まれています。役職員一人ひとりが環境の変化を鋭敏に捉え、国の政策の一翼を担うという使命のもと、「小回りのきく福祉・医療支援の専門店」として、組織一丸となって業務運営に取り組む所存です。

今後とも、機構へのご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構

なかむら ひろかず

理事長 中村 裕一



2. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

(1) 機構の理念、方針等

機構は、理事長のリーダーシップの下、中期目標の達成に向けて果たすべき使命を明確にし、国の各種政策目的の実現に貢献することを目的として、次のとおり、「経営理念」、「運営哲学」、「経営方針」を策定しています。

① 経営理念（民間活動応援宣言）

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

1. 民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。
2. 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
3. 機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。
4. 公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
5. コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。
6. 強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求します。

② 運営哲学

1. 永続する進化を旨とし、国の運営に貢献する。
2. 環境変化については鋭敏にこれを捉え、主体的に将来に備え、現課題には迅速・適正に対応する。
また、必要に応じ機構内外資源の総力の活用を心掛ける。不作為は厳にこれを慎む。
3. 高い倫理観にもとづく誠実な活動により、社会基盤としての責務を全うする。

「行動の指針」（個々人及び組織）

1. 能動性
2. 将来予見
3. ダイバーシティの活用

③ 年度経営方針

1. お客さまサービスの向上
2. 国の政策目的を早期に実現するための業務運営
3. 内部統制の充実
4. 業務の質の向上及び効率化
5. 働きがいのある明るい職場づくり

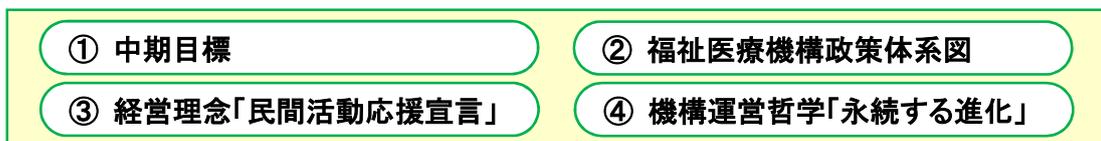
また、上記に基づく活動により形成される、長期的な観点からの「機構のあるべき姿（ビジョン）」を次のように決めました。（令和4年6月）

ビジョン：国の政策を実現する「プロ集団」

福祉医療の進化に貢献します。

(2) 機構事業展開の方向性

機構では次のとおり、4つの枠組みを中心に事業・業務の方向性を定め、P D C Aの励行を図っています。

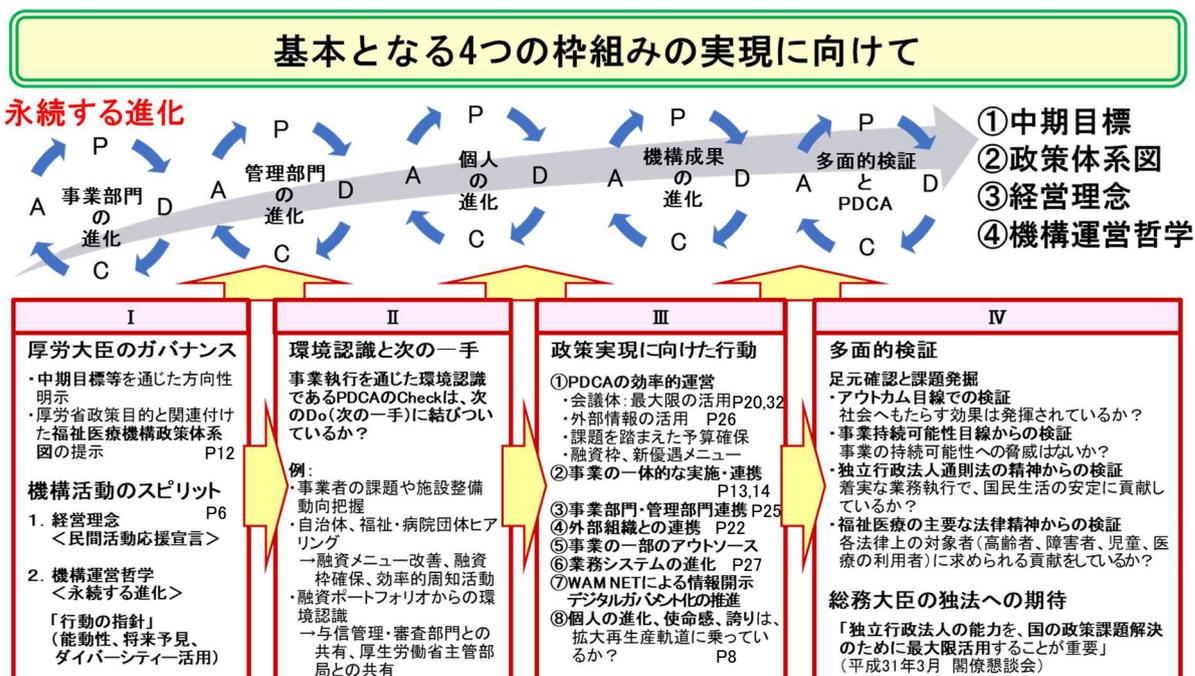


まず、①中期目標と②福祉医療機構政策体系図（P12 参照）で、「事業展開の方向性」を定めています。

その上で、福祉と医療の民間事業活動を支援することを定めた③経営理念、永続する進化を求める④機構運営哲学で、活動に際してのスピリット（精神）を掲げ、個人・組織の「心構え」も共有しています。

さらに、事業部門、管理部門など各分野でP D C Aを励行し、有効で効率的な事業展開の永続する進化を目指しています。

<図 1>



<多面的PDCAの実践と4つの枠組みの融合>

図1に示すとおり、各レベルでのP D C Aを励行します。その手順は図1のI、II、III、IVの順です。目指す大きな方向性は、厚生労働大臣のガバナンスのもと定められた中期目標、政策体系図です。また、事業執行に対する心構え・スピリット（熱意の使い方）も毎年度確認しています。（I）

次に、業務執行現場の環境認識を活かし、機構としての活動の「次の一手」を考え、活動の方向性をさらに具体的なものにします。（II）

その上で、事業目的である国の政策実現に向けて、①会議体を最大限活用したP D C Aの実践、②事業間連携、③事業部門・管理部門連携、④外部組織連携を行います。ま

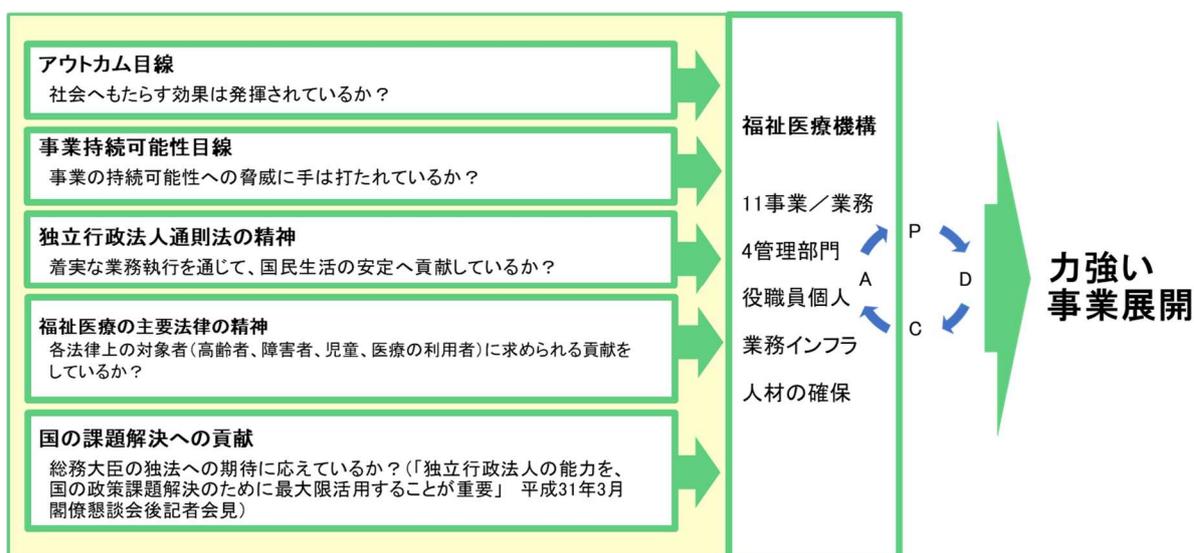
た、事業展開・事務遂行・リスク管理の課題解決に貢献する、⑥業務システムの進化 (P27) を重視しています。加えて、⑦WAM NET事業 (P48) による、国民・福祉医療事業者・行政関係者への情報提供と、機構事業手続きのデジタル化率向上 (P50、図6) を図っています。

特に、事業部門、管理部門については、前年度末に定めた a. 「重点目標 (主に事業の進化)」と、独立行政法人の事務事業の大層を占める b. 「膨大な事務事業の堅確な遂行状況」につき、経営企画会議で P D C A を励行します。(Ⅲ)

また、多面的検証 (図2) では、「アウトカム目線：事業報告書作成時」、「事業の持続可能性：期中のガバナンス委員会」で、企画管理部、経理部が事務局となり、P D C A を実践しています。

機構が推進する事業・業務は、これらの P D C A の過程を経て、有効で効率的、かつ広い視野や長期的検証にも耐えうるものに鍛え上げられます。(Ⅳ)

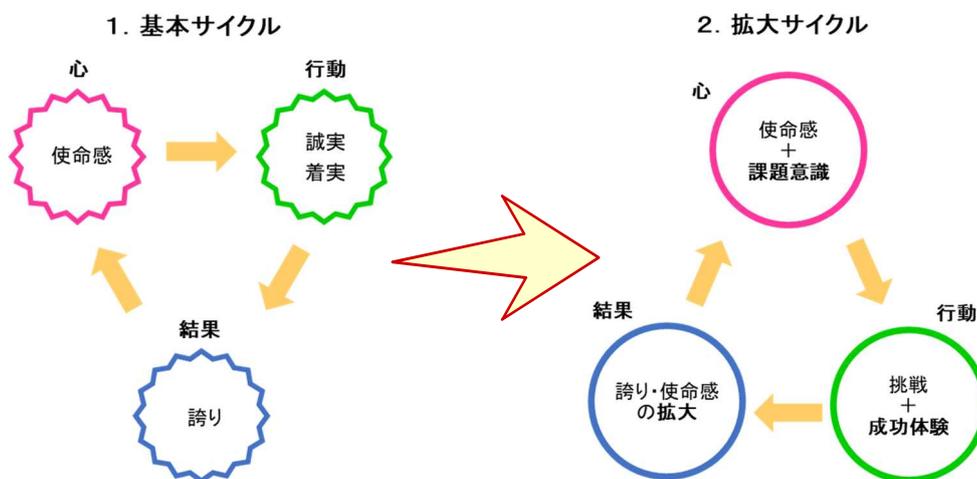
<図2>多面的検証



このプロセスは、事業・組織の進化だけではなく、個人の進化も実現します。利益追求組織ではない独立行政法人にとって、個人の使命感と誇りの拡大再生産 (図3) が、進化する個人の活動の主たる原動力となります。「使命、誇り、さらには外部からの評価の声」などについては、年4回の理事長所感で、積極的に職員に発信しています。個人のモチベーションの拡大再生産は、大変重要です。なぜなら、機構活動の成果は、個々人の活動成果の総和であるからです。

<図 3>

「使命感・誇り」の拡大再生産 活動の原動力

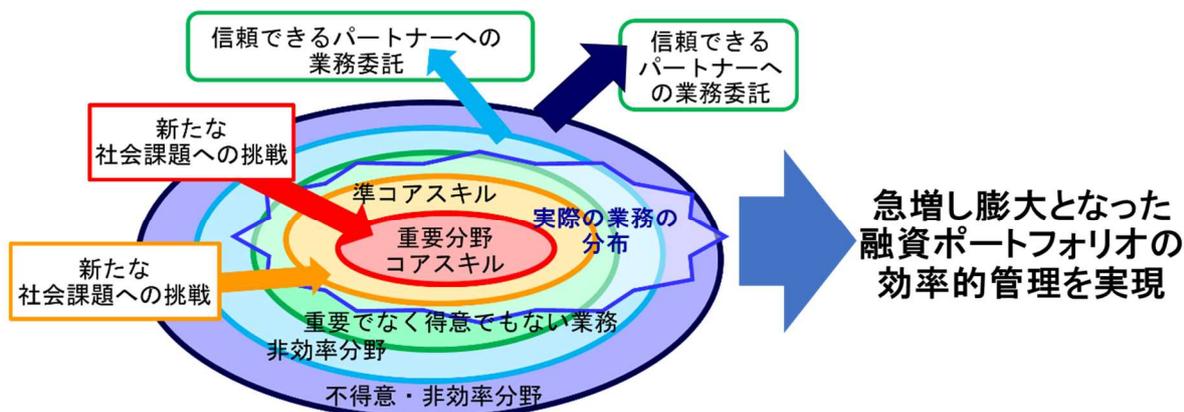


<外部組織との連携>

コロナ融資対応の中で、非常に強く認識したのは、「外部組織との連携」の重要性です。これは「自ら執行する業務」と同等に重要で、「独自執行」と「外部執行」のベストミックスの構築は、経営の責務です。コールセンター機能とデータ入力を委託した大手通信事業者の地方グループ会社は、事業執行はもちろんのこと、インフラ、管理面も高度であり、圧倒的な量に効率的・適切に対処いただきました。これにより、機構では、審査、契約、与信管理や主務省との連携などの重要業務に人材を投入し（図 4）、約 4 万件（契約数）・2 兆円の資金供給を福祉医療施設に行うことができました。また、与信管理についても、既存のポートフォリオと合わせて約 3 万 6 千件（貸付先数）・5 兆 2 千億円となりますが、力ある、信頼できるアウトソース先との連携により、機構業務の重要分野に戦力を集中投入することができています。

外部組織との連携は、機構事業・業務の有効性・効率性を格段に向上させました。

<図 4> 外部組織との連携

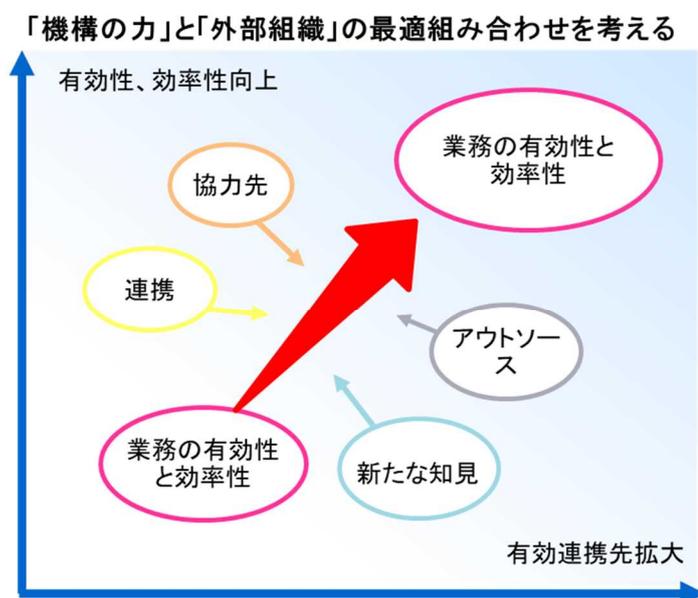


機構の各事業は、事業・業務展開の有効性向上のため、様々な外部組織と連携しています。(P22)

また、一部の事業については外部有識者の支援も仰ぎ、事業展開のヒント、課題整理、意思決定の妥当性の検証などにご助力をいただいています。(P23)

外部組織との連携、外部知見の活用は、図5に示すとおり、機構の事業・業務の有効性と効率性を向上させます。現在の連携先、有識者の機能を活用しながら、環境変化に応じて、これらの布陣を進化させることも、機構業務の遂行に必須であると認識しています。また、独立行政法人評価制度委員会、金融庁、日本銀行の各種レポート、今後のデジタル化の方向性を示すデジタルガバメント実行計画、資本市場動向、各種業務関連の報道等、外部情報にも留意し、必要に応じた外部情報の活用を行っています。(P26)

<図5>



(3) ビジョンについて

機構では、令和4年6月に次のとおり、ビジョンを定めました。

★ **ビジョン: 国の政策を実現する「プロ集団」**
福祉医療の進化に貢献します。

令和4年度の事業運営については、本ビジョンを活かし、「明文化した将来の姿」に向け、役職員の意識・熱意の方向性を揃えて活動する所存です。

3. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

機構の目的は、独立行政法人福祉医療機構法（以下「機構法」という。）第3条において、次のように定められています。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。(※)

(2) 業務内容

機構は、その目的を達成するため、以下の業務を行っています。(機構法第12条)

1	社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金の貸付事業
2	社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業
3	社会福祉振興事業者に対する助成事業
4	社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業
5	社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業
6	都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業
7	福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業
8	厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給権者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業 (※)
9	労働者災害補償保険法に基づく年金受給権者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業 (※)
10	その他前記に附帯する事業

また、上記の業務のほか、当分の間、以下の業務を行っています。

(機構法附則第5条の2、第5条の3及び第5条の5)

11	承継年金住宅融資等債権管理回収業務
12	旧優生保護法一時金支給法に基づく一時金支払等業務
13	ハンセン病元患者家族補償金支給法に基づく補償金支払等業務

※ 機構法第3条第2項（上記(1)）及び第12条に定められた小口の資金の貸付事業（上記(2)の8及び9）は、令和2年5月に成立した「年金の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年3月末をもって申込受付を終了しており、令和4年4月からは、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務として業務を行っています。

4. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

我が国の福祉・医療を巡る環境には、取り組むべき喫緊の課題が数多く存在しています。具体的には、待機児童問題、特別養護老人ホームの待機者問題及び高齢化に伴う医療需要の増大に加え、福祉サービス提供に係る課題の複合化・複雑化、地域のつながりの希薄化、これらに対応する社会資源の一元的かつ正確な情報の不足等が挙げられます。

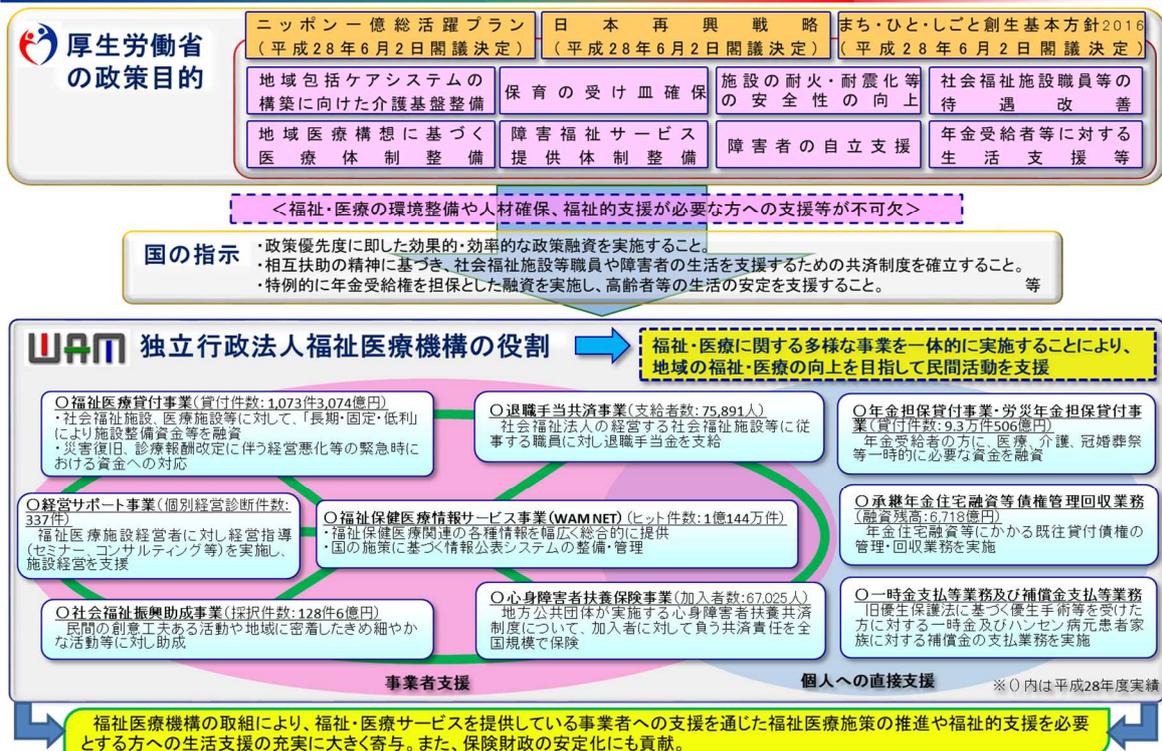
これらの課題に対して、国の政策面においては、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）の中で「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を目指し、保育や介護の受け皿整備の加速、保育士や介護人材の処遇改善、地域共生社会の実現等に向けた取組みを推進しています。

機構の使命とは、原点である憲法第25条第2項（国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない）によって、厚生労働省が策定したこれらの各種政策目的の実現に向けて業務を執行することです。機構が保有するノウハウや専門性を活かして多様な事業を一体的に実施し、地域の福祉・医療を担っている民間活動を応援しています。

そうした機構の業務を通じた国の政策推進により、社会全体にとって共通財産である「社会的共通資本」としての福祉医療基盤が安定的かつ効率的に整備され、国民の皆さまへの良質かつ適切な福祉・医療サービスの提供につながっています。

<図1>政策体系図

独立行政法人福祉医療機構の政策体系図



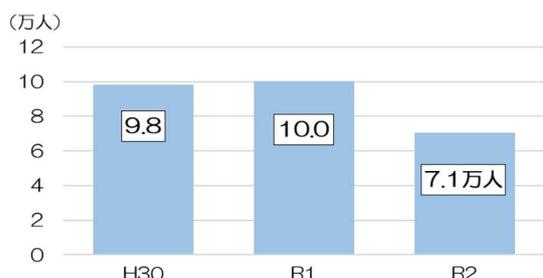
なお、国の掲げる重要政策への機構の対応例は、以下のとおりです。

(1) 介護離職ゼロ

① 環境認識

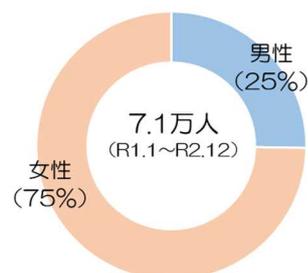
介護・看護を理由とした離職者数は、令和2年時点において、年間約7万人となっています。また、離職者の男女比は、女性75%、男性25%となっています。

<グラフ1> 介護・看護を理由にした離職者数



出典：厚生労働省「令和2年雇用動向調査」より作成

<グラフ2> 介護・看護を理由にした離職者の性別(R2)



出典：厚生労働省「令和2年雇用動向調査」より作成

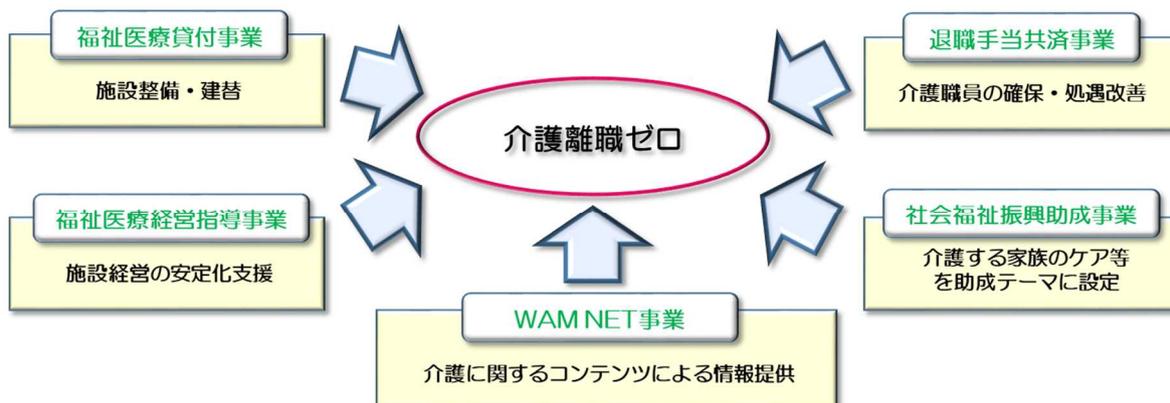
一方、介護保険制度は平成12年よりスタートしています。代表的なサービスとしては、自宅で利用する「訪問介護」、要介護3以上の方を対象とする「特別養護老人ホーム」、リハビリテーション等により在宅復帰を目指す中間施設である「介護老人保健施設」、さらには、介護の必要はないものの生活支援が必要な方を対象とした「介護予防サービス」も整備されています。

② 機構の事業による政策の推進

「介護離職ゼロ」の政策を推進するため、福祉医療貸付事業による施設整備・建替に対する政策融資、福祉医療経営指導事業による施設経営の安定化支援、退職手当共済事業による介護職員の確保・処遇改善、社会福祉振興助成事業によるNPO等市民活動の支援、そして、福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）による福祉保健医療情報の幅広い情報提供など、多岐にわたるサービスを提供しています。

特にWAMNET事業においては、「介護離職ゼロの実現に向けて」というコンテンツで、仕事と介護の両立に関する制度等の情報を提供するとともに、福祉医療関係団体に加え、経済団体や労働団体、企業人事部門等を個別訪問して当該コンテンツを紹介するなど、情報発信に努めています。

<図2> 介護離職ゼロに向けた機構の取組み

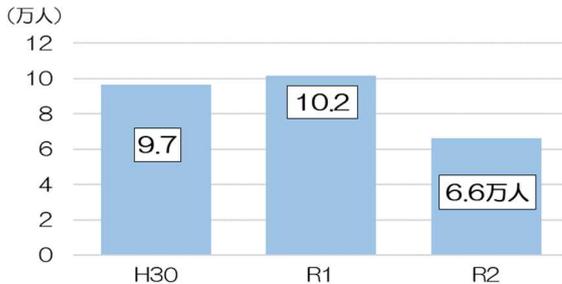


(2) 子育て環境整備

① 環境認識

出産、育児等の子育てを理由とした離職者数は、令和2年時点において、年間約7万人となっています。また、離職者の男女比は、女性99.7%、男性0.3%となっています。

<グラフ3> 出産・育児を理由にした離職者数



出典：厚生労働省「令和2年雇用動向調査」より作成

<グラフ4> 出産・育児を理由にした離職者の性別(R2)



出典：厚生労働省「令和2年雇用動向調査」より作成

② 機構の事業による政策の推進

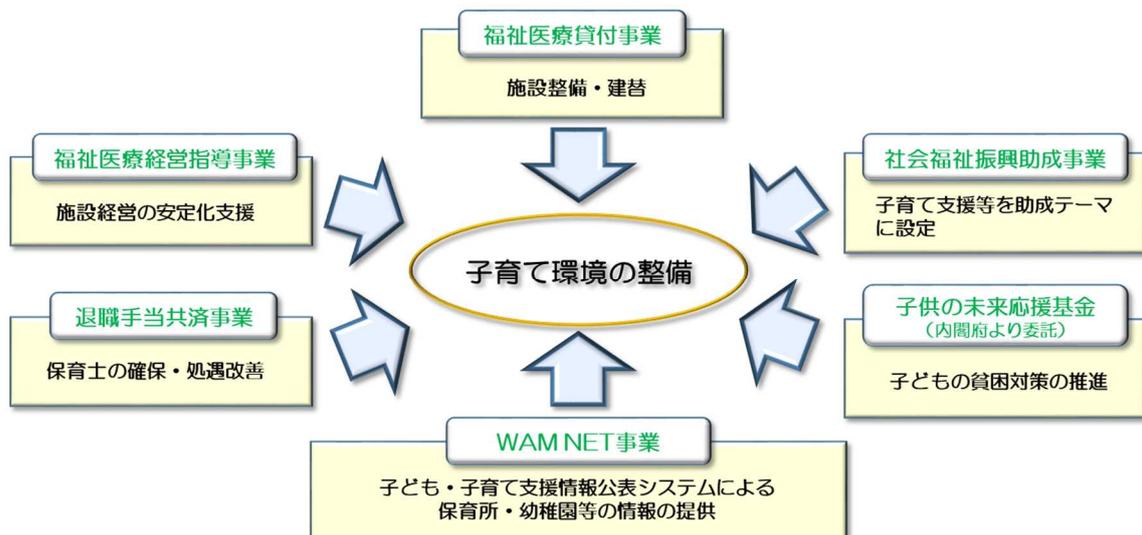
「子育て環境整備」の政策を推進するため、福祉医療貸付事業による施設整備・建替に対する政策融資、福祉医療経営指導事業による施設経営の安定化支援、退職手当共済事業による保育士の確保・処遇改善、社会福祉振興助成事業によるNPO等市民活動の支援、さらには内閣府より委託を受けた「子供の未来応援基金」による子どもの貧困問題に取り組む市民活動に対する助成など、多岐にわたるサービスを提供しています。

また、国民の皆さまに福祉保健医療情報を幅広く提供する福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）では、令和2年度から「子ども・子育て支援情報公表システム」を稼働しています。

このシステムでは、子ども・子育て支援法第58条に基づく特定施設・保育施設並びに幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設等に関する情報を一元的に掲載し、施設種類や所在地で検索・閲覧できる機能（「ここdeサーチ」）を備えるなど、全ての利用者の選択に資する情報を提供しています。

なお、令和5年度に創設される予定のこども家庭庁については、状況を注視し、途切れない連携を心がけて参ります。

<図3> 子育て環境の整備に向けた機構の取組み



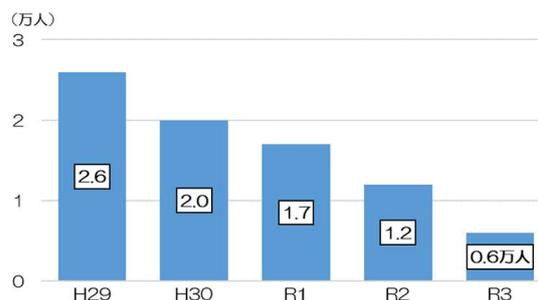
(参考：介護、子育てに係る社会課題の状況)

<グラフ5> 特養待機者数の推移



出典：特別養護老人ホームの入所申込者の状況（H25・28、R1）より作成

<グラフ6> 待機児童数の推移



出典：厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」（H29～R3）より作成

(3) 福祉医療制度の普及・利用促進による政策実現への貢献

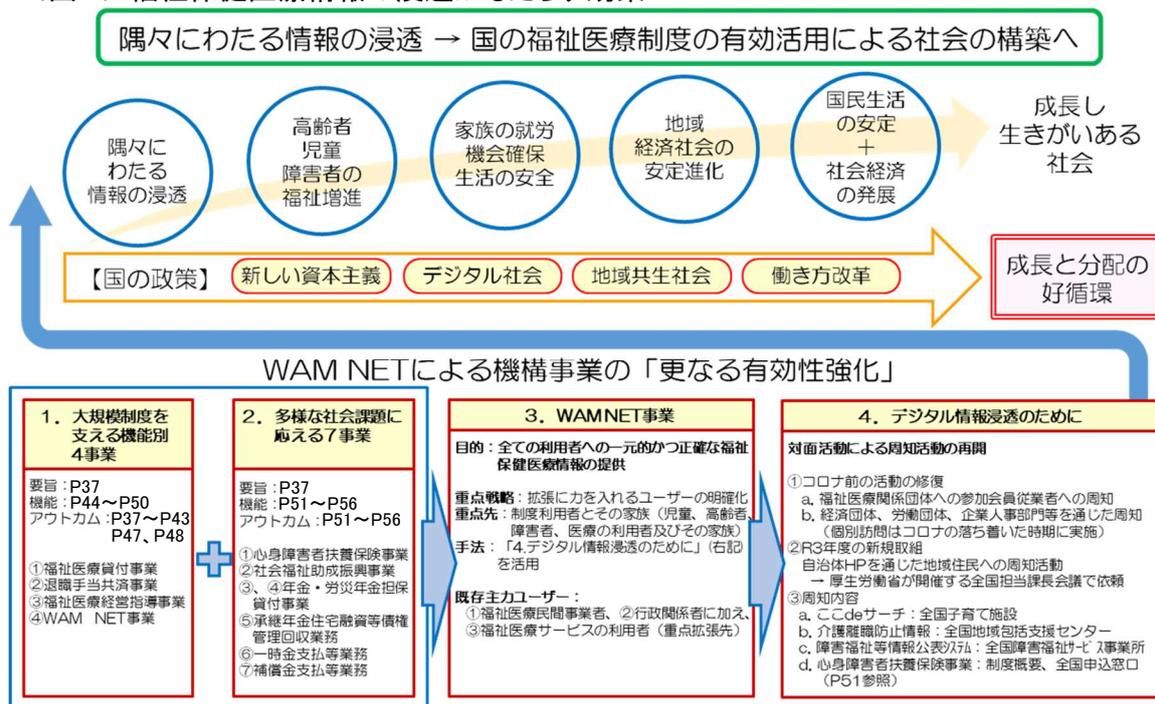
WAM NET事業においては、国の福祉医療制度を「手軽に、かつ有効に国民に活用していただく」ために、積極的な周知活動を展開しています。具体的には、①子育て支援、②介護離職ゼロ、③障害福祉サービス情報、④心身障害者扶養保険事業（※）について、a. インターネット上の周知活動に加え、b. 対面による各種団体組織等への周知により、その浸透を図っています。

情報を国民生活の隅々にまで浸透させるため、令和3年度においては、福祉医療関係団体への訪問活動を通じた傘下会員個人への周知を図るとともに、各地方公共団体ホームページにおけるWAM NETの「ここdeサーチ」等へのリンク掲載を促進するため、厚生労働省が主催する全国担当課長会議での周知活動に力を入れました。令和4年度は、前年度の活動に加え、経済団体、労働団体及び企業人事部門等への個別訪問も再開して参ります。

福祉医療分野の切り口から国の目指す社会づくりの実現に貢献するため、引き続き、こうした周知活動を展開して参ります。

※「心身障害者扶養保険事業」の詳細については、P51をご覧ください。

<図4> 福祉保健医療情報の浸透がもたらす効果



5. 中期目標

(1) 概要 < 第4期中期目標期間（平成30年4月～令和5年3月） >

第4期中期目標期間中に達成すべき業務運営に関する目標が厚生労働大臣から示されており、待機児童解消や特別養護老人ホームの待機者解消、地域医療構想の実現等を推進するための福祉医療基盤の整備、保育士や介護人材の処遇改善、制度の谷間の要支援者を支える団体への支援を行い、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に寄与するとともに、機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を効果的かつ効率的に事業を実施すること等が指示されています。

なお、令和4年3月末をもって年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の申込受付を終了したことから、令和4年3月10日付で厚生労働大臣より中期目標の変更指示を受けています。変更後の中期目標につきましては、[第4期中期目標](#)をご参照ください。

(2) 一定の事業等のまとめりごとの目標

機構の中期目標は、適正かつ厳正な評価に資する「一定の事業等のまとめりごとの目標（セグメント情報）」として策定されており、9つに区分されます。

なお、「勘定（経理区分）」については、各業務と財源区分との関係などから、8つに区分しています。それらの関係性は次のとおりです。

（令和4年3月末現在）

一定の事業等のまとめりごとの目標（セグメント情報）	勘定（経理区分）
1. 福祉医療貸付事業	① 一般勘定
2. 福祉医療経営指導事業	
3. 社会福祉振興助成事業	
4. 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）	
5. 退職手当共済事業	② 共済勘定
6. 心身障害者扶養保険事業	③ 保険勘定
7. 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	④ 年金担保貸付勘定
	⑤ 労災年金担保貸付勘定
8. 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	⑥ 承継債権管理回収勘定
9. 一時金支払等業務及び補償金支払等業務	⑦ 一時金支払等勘定
	⑧ 補償金支払等勘定

6. 中期計画及び年度計画

機構では、厚生労働大臣から指示された中期目標を達成するための具体的計画として、第4期中期計画を策定するとともに、当該計画に基づく年度計画を策定しています。

中期計画と当事業年度に係る年度計画との関係は、以下のとおりです。

なお、令和4年3月末をもって年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の申込受付を終了したことから、令和4年3月28日付で厚生労働大臣より中期計画の変更にかかる認可を受けています。変更後の中期計画につきましては[第4期中期計画](#)をご参照ください。また、年度計画の詳細につきましては[令和3年度計画](#)をご参照ください。

第4期中期計画	令和3年度計画
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1 福祉医療貸付事業	
(1)政策優先度に即した効果的かつ効率的な融資	(1)融資方針を周知し、当該方針に基づき事業を実施 新型コロナウイルス感染症による経営悪化等の緊急時における資金需要への対応
(2)福祉医療貸付制度の周知・広報	(2)福祉医療関係団体や地方公共団体に周知・広報
(3)民間金融機関と協調した融資を推進	(3)ノウハウやデータ等を民間金融機関へ情報提供
(4)早期段階での融資相談と適正かつ迅速な審査手続き	(4)融資相談会の開催及び専門的な支援・助言
(5)債権区分別の適切な期中管理	(5)融資後の運営・財務状況の把握とフォローアップ
(6)債権悪化の未然防止	(6)ポートフォリオ分析及びモニタリング等の実施
(7)経営の悪化又は悪化が懸念される貸付先への支援	(7)貸出条件緩和及び的確な債権保全措置
(8)定量目標の設定 ・周知・広報回数（毎年度100回以上） ・協調融資金融機関数（65機関以上増加） ・実地調査等の実施数（毎年度55貸付先以上）	(8)定量目標の設定 ・周知・広報回数（100回以上） ・協調融資金融機関数（13機関以上増加） ・実地調査等の実施数（55貸付先以上）
2 福祉医療経営指導事業	
(1)セミナー内容の充実	(1)機構の独自性を発揮した情報提供等
(2)経営状況に関する調査・分析・公表	(2)リサーチレポートの公表等による情報提供
(3)経営診断・支援の手法・内容の充実	(3)個々の法人・施設が抱える課題解決に重点化
(4)定量目標の設定 ・セミナー受講者数（16,200人以上） ・調査・分析結果の公表（80件以上） ・マスコミの引用回数（340回以上） ・経営診断件数（1,710件以上）	(4)定量目標の設定 ・セミナー受講者数（3,240人以上） ・調査・分析結果の公表（16件以上） ・マスコミの引用回数（68回以上） ・経営診断件数（342件以上）
3 社会福祉振興助成事業	
(1)募集テーマの重点化及び連携・協働事業の選定	(1)助成方針の策定、募集要領の公表及び助成先の選定
(2)助成金申請書の受理から交付決定までの期間短縮	(2)助成金申請業務の効率化
(3)助成先法人等のガバナンス強化の支援充実	(3)助成先法人等への現地調査・指導等
(4)事業の継続・発展に繋がる適切な相談・助言	(4)適切な相談・助言及び優れた事業の可視化
(5)定量目標の設定 ・助成金申請書の平均処理期間（22日以内） ・助成事業の利用者満足度（最高評価60%以上）	(5)定量目標の設定 ・助成金申請書の平均処理期間（22日以内） ・助成事業の利用者満足度（最高評価60%以上）

第4期中期計画	令和3年度計画
4 退職手当共済事業	
(1)請求書の受付から給付までの期間短縮	(1)事務処理の効率化による処理期間の短縮
(2)退職届作成システムの利用促進	(2)利用者の意向を踏まえたICTの活用
(3)退職手当共済制度の周知	(3)都道府県等と連携し、制度を広く周知
(4)定量目標の設定 ・給付までの平均処理期間（42日以内） ・退職届作成システムの利用割合（毎年度30%以上）	(4)定量目標の設定 ・給付までの平均処理期間（42日以内） ・退職届作成システムの利用割合（30%以上）
5 心身障害者扶養保険事業	
(1)財政状況の検証及び加入者等への公表	(1)財務状況検討会の開催及び検証結果の公表
(2)扶養保険資金の運用	(2)長期的な観点からの安全かつ効率的な運用
(3)事務処理等の適切な実施	(3)地方公共団体に対する事務担当者会議の開催
(4)定量目標の設定 ・周知・広報活動（毎年度15回以上）	(4)定量目標の設定 ・周知・広報活動（15回以上）
6 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）	
(1)提供情報の質の向上及び利用者の利便性向上	(1)提供情報の質の向上及び利用者の利便性向上
(2)国の施策に基づく情報システムの整備及び運用管理	(2)システムの安定的な運用と効率的な管理
(3)WAMNETを活用した業務の効率的な実施	(3)WAMNETを活用した業務の効率的な実施
(4)定量目標の設定 ・提供情報の整備充実及び機能見直し（25件以上） ・年間ヒット件数（毎年度1億1,000万件以上）	(4)定量目標の設定 ・提供情報の整備充実及び機能見直し（5件以上） ・年間ヒット件数（1億1,000万件以上）
7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	
(1)安定的で効率的な業務運営	(1)損益が均衡するよう貸付金利に反映
(2)無理のない返済に配慮した制度の運用	(2)無理のない返済に配慮した制度の運用
(3)新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等の周知	(3)ホームページ、パンフレット等による周知
(4)定量目標の設定 ・連携・協力による周知活動（30団体以上）	(4)定量目標の設定 ・連携・協力による周知活動（30団体以上）
8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	
(1)業務運営コストの分析及び将来の収支把握	(1)将来の収支状況及び今後の課題を把握
(2)年金住宅融資等債権の適切な債権管理	(2)財務状況等の把握、担保・保証等の評価
(3)延滞債権の発生の抑制	(3)適時的確な回収及び必要な返済条件の変更措置
(4)延滞債権の早期の債権回収	(4)督促、保証履行請求、担保処分等の適切な対応
(5)定量目標の設定 ・長期延滞債権の回収処理（経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上）	(5)定量目標の設定 ・長期延滞債権の回収処理（経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上）
9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務	
業務の適切かつ迅速な実施	業務の適切かつ迅速な実施

第4期中期計画	令和3年度計画
II 業務運営の効率化に関する事項	
1 業務・システムの効率化と情報化の推進	
(1)システムの導入及び改善の継続的な実施	(1)情報化推進計画に基づくシステム等の改善
(2)情報管理担当部署の専門性を向上	(2)研修プログラムに基づく外部研修の活用
(3)職員に対する研修等の実施	(3)IT 技能習得を推進する職員研修等の計画的な実施
2 経費の節減	
(1)業務方法を改善して事務を効率化し、経費を節減	(1)業務方法を改善して事務を効率化し、経費を節減
(2)公正かつ透明な調達手続きによる適切な調達	(2)調達等合理化計画に基づく一者応札等に対する取組
(3)一般管理費及び業務経費の節減（平成29年度比一般管理費△15%程度、業務経費△5%程度）	(3)業務の質の確保に留意しつつ、経費を節減
III 財務内容の改善に関する事項	
1 予算、収支計画及び資金計画	
効率化等の計画を反映した予算等の作成	効率化等の計画を反映した予算等の作成
2 短期借入金の限度額	
限度額：95,500 百万円	限度額：95,500 百万円
3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の政府出資金等を業務廃止後に金銭納付により国庫納付	なし
4 3の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
なし	なし
5 剰余金の使途	
業務改善に係る支出の原資及び職員の資質向上のための研修等の財源	業務改善に係る支出の原資及び職員の資質向上のための研修等の財源
IV その他業務運営に関する重要事項	
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	
(1)組織編成等の業務運営体制の継続的な見直し	(1)組織編成等の業務運営体制の見直し
(2)理事長のリーダーシップが反映される統制環境の維持強化	(2)経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営
(3)・業務間の連携強化等による業務の効率的な運営 ・効果的な情報発信及び広報活動	(3)業務間の連携強化及び効果的な情報発信及び広報活動
2 内部統制の充実	
(1)内部統制の更なる充実	(1)内部統制の点検・検証・見直しの実施
(2)サイバー攻撃の防御力及び組織的対応能力の強化	(2)PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善
3 職員の人事に関する事項	
(1)女性活躍や働き方改革の推進	(1)育児・介護等との両立支援、ワークライフバランスの推進
(2)職員の資質向上を図る各種研修の実施	(2)若手職員の育成を目的とした各種専門研修の実施
4 施設及び設備に関する計画	
なし	なし
5 積立金の処分に関する事項	
繰越積立金は業務の財源に充当	繰越積立金は業務の財源に充当

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

近年の日本におけるガバナンス改革は、「スチュワードシップ・コード」や「コーポレートガバナンス・コード」の策定等により、グローバルスタンダードに沿った強化が民間企業等の間で進められています。また、社会福祉法人においても、平成 28 年の社会福祉法の改正内容に、ガバナンス強化や透明性向上が盛り込まれました。

独立行政法人については、平成 26 年の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の改正において、法人の内外から業務運営を改善し得るよう、法人内部のガバナンスを強化することが求められています。

これらの背景を踏まえ、機構では、業務運営を効率的かつ効果的に実施することを目的とした「経営企画会議」及び経営の公正性と透明性を高めることを目的とした「ガバナンス委員会」を設置し、それぞれがトップマネジメントを強力に補佐しながら、適切に運営管理を図る体制を整備しています。

経営企画会議においては、機構の経営方針や経営計画等の重要事項について協議し、各事業の進捗状況や業務プロセスを報告・管理することにより、役職員における意思の統一及び課題等の共有を図っています。

ガバナンス委員会においては、機構のコンプライアンス、リスク管理（統合的リスク、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、システムリスク及び事務リスク等の管理）、顧客保護等管理（金融円滑化管理を含む）に係るモニタリングにより、ガバナンス態勢上の課題等の共有を図るとともに、継続的に態勢の見直しを行っています。

また、事業環境を鋭く捉えた活動のため、「重要な外部情報」（P26 参照）を把握するとともに、その可否を含めた必要な機構アクションに結びつけるプロセス（※）を開始し、経営企画会議・ガバナンス委員会等において共有しています。

※「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月 独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）

<図 1> ガバナンス態勢



(2) サービスの持続的提供体制

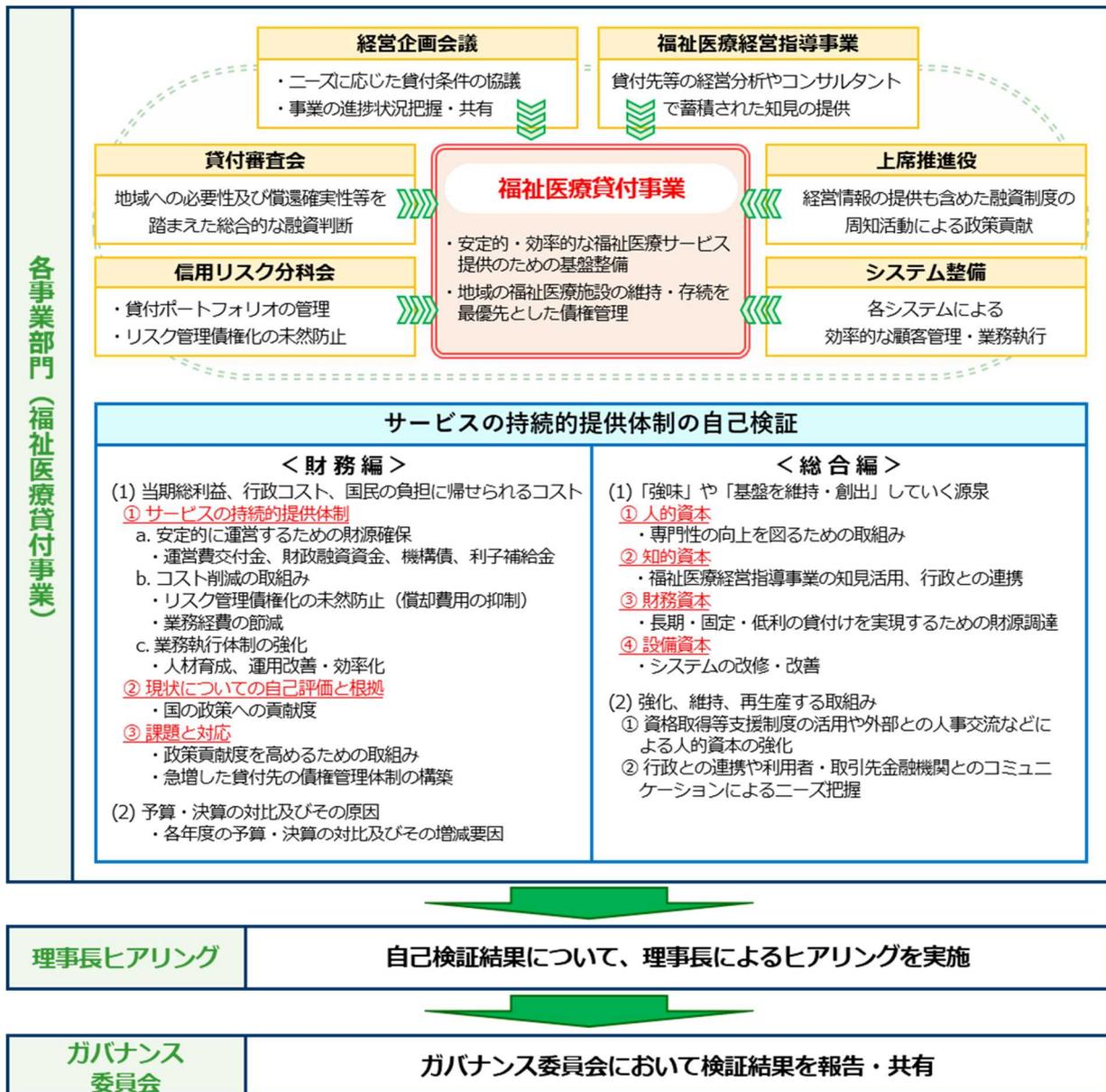
① 各事業におけるサービスの持続的提供体制の検証に係る取組み

機構では、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（平成 29 年 9 月 1 日独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会等）を踏まえた財務統制の一環として、令和 2 年度から、各事業部門における「サービスの持続的提供体制」について、当期総利益や行政コストなどの「財務の視点からの検証」及び、人的資本・知的資本・財務資本・設備資本の 4 つの視点からの「総合的な検証」を行うプロセスを開始し、サービスの持続的提供体制に懸念がないことを「重要な長期的統制」として確認しています。

毎年度、各部門において自己検証した内容について理事長自らヒアリングを実施した上で、ガバナンス委員会において報告し、各事業の効果に対するコストの正当性を含めた「サービスの持続的提供体制」について、機構全体で共有しています。

この取組みは全 11 事業について実施しており、機構の主要な事業である「福祉医療貸付事業」についての概要は下記のとおりです。

<図 2>福祉医療貸付事業における「サービスの持続的提供体制」の検証プロセス



② 外部組織等との連携について

機構では、下記（福祉医療貸付事業の例）のように、法人内部に人材を確保するだけでなく、関係機関との連携や外部委託を通じて、外部の知見の有効活用を推進しています。

《福祉医療貸付事業における外部組織等との連携》

a. 福祉医療事業者団体

- ・ 予算要求前：民間事業者のニーズ吸い上げ、課題の共有
- ・ 予算成立後：政策融資メニューや確定予算額の周知

b. 地方公共団体

- ・ 予算要求前：民間事業者のニーズ吸い上げ、課題の共有
- ・ 予算成立後：政策融資メニューや確定予算額の周知

c. 厚生労働省

- ・ 政策実現のための予算案についての協議・調整（新たな融資制度、廃止する融資制度、予算額）

d. 民間金融機関

1) 新規融資関連

- ・ 福祉医療施設への協調融資の推進（都市・地方銀行、信用金庫、信用組合）
- ・ 勉強会の開催：国の政策や福祉医療施設の経営状況を共有するとともに、以下の2点についての理解の醸成を推進
 - i) 機構融資の活用は施設の財務リスクを軽減し、民間金融機関の抱える信用リスクも安定させる
 - ii) 機構融資の資金使途は限定的であり、資金使途を自由に決定し柔軟な対応のできる民間金融機関との連携が福祉医療施設の経営の安定に貢献する

2) 経営課題を抱える事業者への指導・支援

- ・ 民間金融機関と協調した融資先の指導・支援を実施

e. 民間業者（業務委託）

- ・ 手続案内状の送付：約3万件
- ・ 融資先に係る事業報告書等の入力・データ化：約2.1万件
- ・ 融資先に対する事業報告書等の提出依頼に係る電話連絡等
- ・ 現地調査会社の活用

f. 顧問弁護士（2事務所）

③ 外部有識者の活用について

機構では、下記のとおり、各事業に設置した委員会において外部有識者を構成員に加え、各事業のパフォーマンス向上と、国民や外部機関からの信頼確保に努めています。

a. 社会福祉振興助成事業（審査・評価委員会）

外部有識者 10 名：学識経験者、医師等

⇒ NPO等民間団体の活動状況や事業運営に係る知見を踏まえ、助成先の選定・事業評価に関与

b. 心身障害者扶養保険事業

1) 財務状況検討会

外部有識者 5 名：数理人、公認会計士、学識経験者等

⇒ 事業財政の健全性や制度の運営動向、関連金融機関の信用状況等に係る知見を踏まえ、事務局報告に基づく財務状況をモニタリングするとともに、意見・課題を共有し必要な合意を形成

2) 資産運用委員会

金融機関運用アドバイザー1 社、外部有識者 5 名：他独法役員、金融機関、学識経験者等

⇒ 資産運用に係る知見を踏まえ、事務局報告に基づく年金資産運用状況をモニタリングするとともに、意見・課題を共有し必要な合意を形成

c. WAM NET事業（WAM NET事業推進専門委員会）

外部有識者 5 名：学識経験者、医師、福祉・医療関係者等

⇒ 福祉医療分野に係る政策や事業運営等に係る知見を踏まえ、WAM NETの運用状況をモニタリングするとともに、意見・課題を共有し必要な合意を形成

d. WAM編集委員会

外部有識者 5 名：福祉・医療関係者、マスコミ関係者、学識経験者等

⇒ 定期広報誌「WAM」の編集に関し必要な事項を企画、検討

e. 契約監視委員会（機構監事が招集する委員会）

外部有識者 3 名：弁護士、公認会計士、学識経験者

⇒ 調達案件に係る点検や妥当性を審議するとともに、意見・課題を共有し必要な合意を形成

④ 管理部門の機能

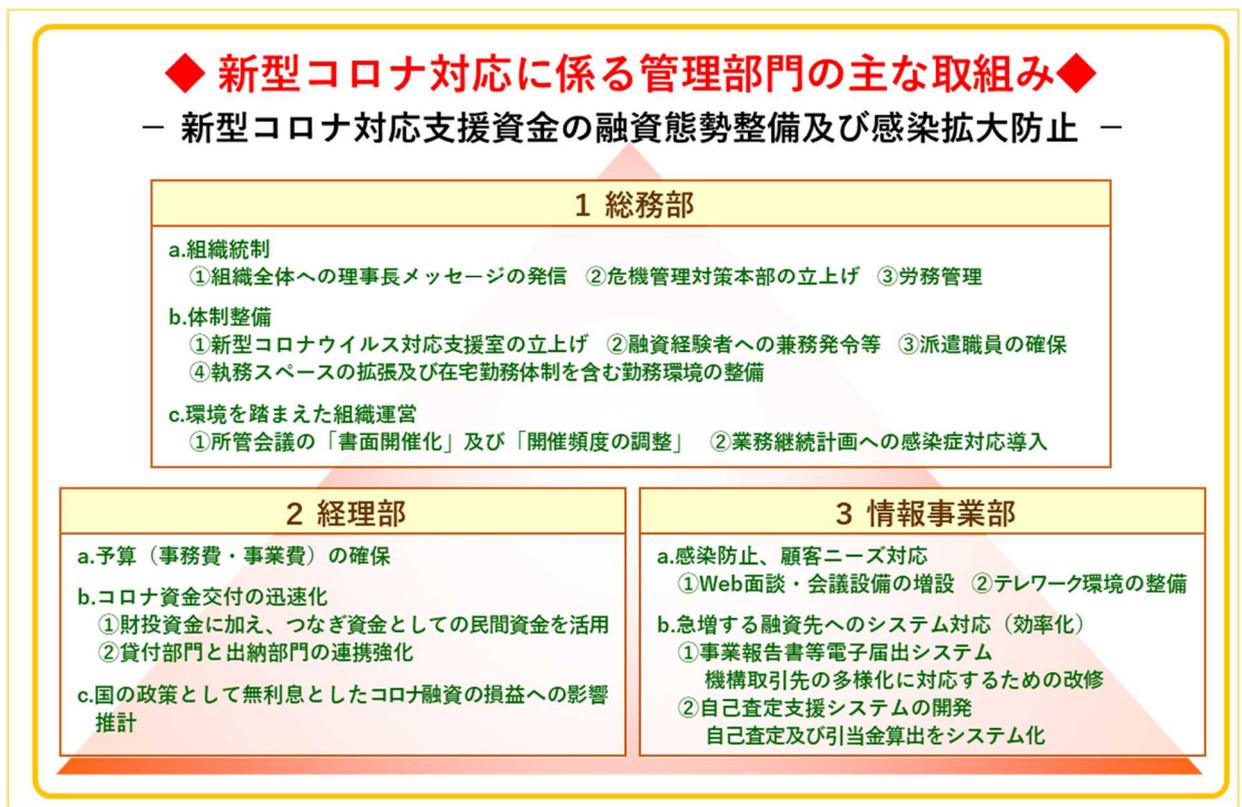
機構では、事業部門、管理部門を問わず全組織において、①「永続する進化」を追求しています。その上で、管理部門は、②「事業現場の挑戦」と③「経営のリーダーシップ」を支える、有効で効率的支援の提供を、その活動目的としています。

管理部門における「新型コロナ対応」と「平時の活動」の主な取組みは、図3、図4のとおりです。

a. 新型コロナ対応時における管理部門の取組み

新型コロナ対応の実現には、管理部門の多種・多様な活動が必要でした。

<図3>新型コロナ対応に係る主な取組み



b. 平時における管理部門の機能

各管理部門は、担当する分野における総合的環境認識（リーダー機能）の役割を担い、外部情報・内部情報を把握して必要な対応を実施し、機構の活動を進化させる機能を担っています。

その上で、各事業が抱えるリスク・課題に対し、事業部門とは異なる視点・責務（統括部署として責任分野を俯瞰する視点、第2線・第3線（※）としての責務）から、現場の事務・事業の「リスク削減」、「堅確性確保」に貢献しています。その過程には、事業部門及び管理部門との「意見交換」があり、必要な「経営の判断」を仰ぎ、機構としての新たな対応を決定します。

また、管理部門にも「固有業務」があり、その分野では各事業部門と同様に、第1線（※）としてその堅確な実践を行います。

※ P33 参照

<図 4> 平時における管理部門の役割



c. 管理部門等における外部情報の有効な活用事例

機構運営にとって重要性のある外部情報については、管理部門等において、以下のとおり活用しています。

1) 外部情報の活用事例

外部情報		活用事例
a	独立行政法人における内部統制と評価について (平成 22 年 3 月、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)	独立行政法人の内部統制における弱点の認識に活用 [企画管理部、総務部]
b	オペレーショナルリスク管理態勢の整備 (平成 30 年 12 月、日本銀行金融機構局 金融高度化センター)	事例収集の重要性を認識し、ガバナンス委員会資料を改善 ①外部情報のフィードバック ②事例報告の拡張 ③ガバナンス委員会資料を事例集としても活用 [企画管理部]
c	独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針 (平成 29 年 9 月、独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会)	各事業におけるサービスの持続的提供体制の検証 (年 1 回、P21 参照) [企画管理部、経理部]
d	金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題 (令和元年 6 月、金融庁)	内部監査の進化の指針 [監査室]
e	検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方 (令和元年 12 月、金融庁)	新型コロナ対応支援資金により与信リスク特性が大きく変わるなか、よりの確な自己査定・引当を実現するための参考情報 [顧客業務部 (与信リスク所管部)]
f	地域金融機関における貸倒引当金算定方法の検討事例 (令和 2 年 11 月、日本銀行金融機構局)	
g	デジタル・ガバメント実行計画 (令和 2 年 12 月、閣議決定)	政府主導のデジタル化と整合性を保つための参考資料 [情報事業部]
h	デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和 3 年 12 月、閣議決定)	

2) その他：外部情報・環境認識を活かした事例

活用事例	
a	機構債 ESG 認証取得 [経理部]
b	一部金融サービスの手数料引き下げ [経理部]
c	反社会的勢力活動状況の機構内フィードバック [企画管理部]

⑤ 業務システム等の整備状況

機構の業務を効率的かつ安定的に運営するため、システムの導入や整備を実施しています。

<近年のシステム整備状況>

年度	整備内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務（テレワーク）環境の整備 感染症等まん延や災害発生時においても業務を確実に継続するためテレワーク環境を整備 ○Web 会議対応 新型コロナウイルス感染症により対面相談や会議が困難な状況でも、サービスの質の維持・向上を図るため Web 会議システムを導入 ○貸付総合電算システムの改修（福祉医療貸付事業） コロナ資金の申込件数増大に伴う入力作業の効率化を図るため、データの一括取込機能等を追加 ○自己査定支援システムの整備（福祉医療貸付事業） 与信管理の高度化を図るため、貸倒引当金の算出を可能とするシステムを整備 ○事業報告書等電子報告システムの改修（福祉医療貸付事業・福祉医療経営指導事業） 福祉医療貸付事業における貸付先の多様化に伴う対象施設の拡大、システム利用者の増大に伴う基盤の増強等 ○災害時情報共有システムの整備 厚生労働省の要請を受け、災害時における児童福祉施設や障害福祉サービス事業所等の被災情報を効率的に収集し共有するためのシステムを整備（P50）
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付総合電算システムの改修（福祉医療貸付事業） コロナ資金による貸付先の増大に伴う事務リスク軽減のための機能追加等 ○事業報告書等電子報告システムの改修（福祉医療貸付事業・福祉医療経営指導事業） 貸付先の多様化への対応及び経営サポート事業における提供情報の充実のため改修 ○稟議・決裁システムの改修 コロナ禍における時差出勤や在宅勤務など勤務種別の多様化に対し、適正な労務管理を行うための勤怠管理機能の追加等
令和4年度 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付総合電算システムのマイグレーション（福祉医療貸付事業） ホストコンピュータから ISMAP 基準（P36 参照）に準拠したクラウドへの移行に向けたマイグレーションの実施 ○自己査定支援システムの改修（福祉医療貸付事業） 貸倒引当金の算定方法の見直しに伴う改修

(3) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び職歴

(令和4年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	なかむら ひろかず 中村 裕一	自 平成 30 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日		菱進ホールディングス株式会社 取締役社長 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 執行役員
理事	い だ やすし 依田 泰	自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日	総務部、企画管理部、 情報事業部、福祉医療 貸付部（助成事業に限 る）	厚生労働省大臣官房審議官 【現役出向】
理事	まつなわ ただし 松縄 正	自 令和 元年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日	経理部、顧客業務部、 共済部、保険・支払業 務部	ニッセイ・リース株式会社 取締役執行役員
理事	きとう はじめ 佐藤 肇	自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 5 年 9 月 30 日	福祉医療貸付部（助成 事業を除く）、上席推進 役、経営サポートセン ター、年金貸付部、大 阪支店	独立行政法人福祉医療機構 上席推進役
監事	よしの ひろし 吉野 裕	自 平成 30 年 7 月 1 日 至 令和 4 年度の財務諸表 承認日		ちばざんアセットマネジメント 株式会社取締役社長
監事 (非常勤)	おおほし ひろこ 大橋 裕子	自 平成 30 年 7 月 1 日 至 令和 4 年度の財務諸表 承認日		大橋裕子公認会計士事務所所長

② 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(4) 職員の状況

常勤職員は令和3年度末において287人（前期末273人）であり、平均年齢は40.1歳（前期末41.5歳）となっています。このうち、国からの出向者は6人、令和4年3月31日付退職者は6人です。

(5) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当なし

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当なし

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし

(6) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

資本金（政府出資金）については、当期増加額は101,910百万円となりました。増資の目的は、「新型コロナウイルス感染症の影響により休業又は事業を縮小した福祉医療事業者」の資金繰りを支援する「危機対応融資」（主に無利子、無担保）の拡充による、リスクの拡大等に備えるための財務基盤強化です。

本増資は、令和2年度第三次補正予算で措置され、令和3年度に政府出資金として一般勘定で受け入れました。

なお、資本金（政府出資金）の当期減少額については、54,366百万円となりました。内訳は、機構法附則第5条の2第6項に基づく国庫納付（承継債権管理回収勘定）によるものが53,751百万円、通則法第46条の2第1項に基づく国庫納付（労災年金担保貸付勘定）によるものが615百万円です。

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	394,956	101,910	54,366	442,500
資本金合計	394,956	101,910	54,366	442,500

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

令和3年度の当期総利益については、目的積立金の申請は行っていません。

前中期目標期間繰越積立金取崩額は、中期計画の「積立金の処分に関する事項」において定めた使途に基づき、平成30年6月30日付にて主務大臣から承認を受けた441百万円のうち3百万円（年金担保貸付勘定：3百万円、労災年金担保貸付勘定：0.05百万円）について取り崩しを行ったものです。

③ 利益剰余金の状況

法人全体の利益剰余金281百万円のうち、当期総損失は10,982百万円となります。各勘定の当期総利益（損失）についてはP65をご参照ください。

なお、一般勘定における当期総損失は21,939百万円となっておりますが、その要因は主に福祉医療貸付事業に係る貸倒引当金繰入29,686百万円を計上したことによるものです。貸倒引当金については、P33をご参照ください。

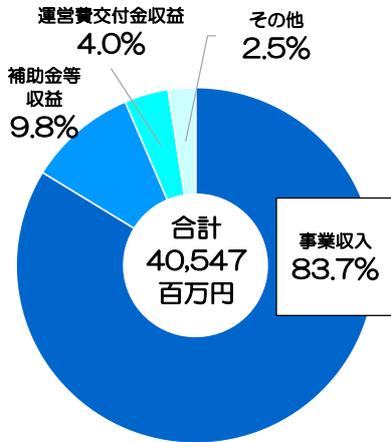
(7) 財源（インプット）の状況

① 財源（インプット）の内訳

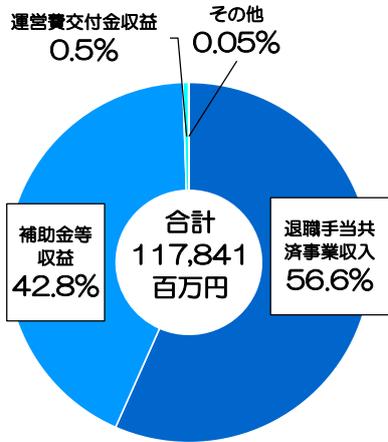
機構の経常収益は191,417百万円であり、各事業、業務の実施に必要な財源を十分に確保しています。主な内訳は、事業収入121,938百万円（63.7%）、補助金等収益55,915百万円（29.2%）、業務収入10,149百万円（5.3%）、運営費交付金収益2,292百万円（1.2%）となっております。

各勘定の経常収益の内訳は、次ページのとおりです。

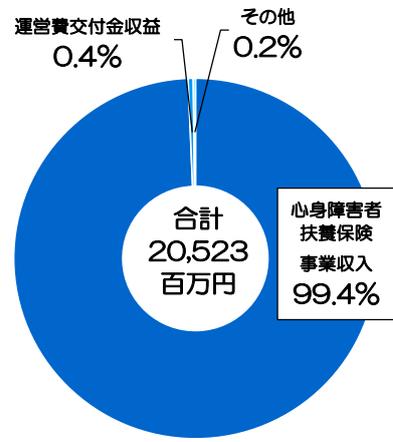
一般勘定
 (福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、社会福祉振興助成事業)



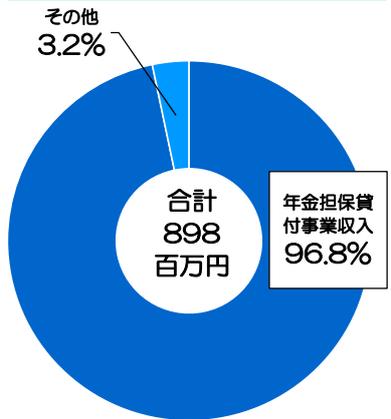
共済勘定
 (退職手当共済事業)



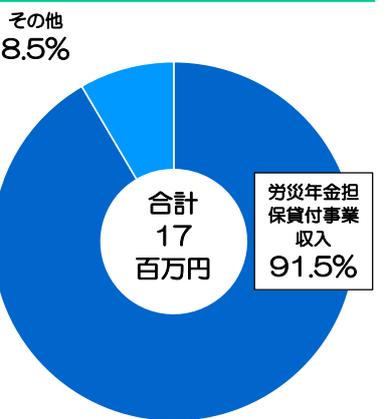
保険勘定
 (心身障害者扶養保険事業)



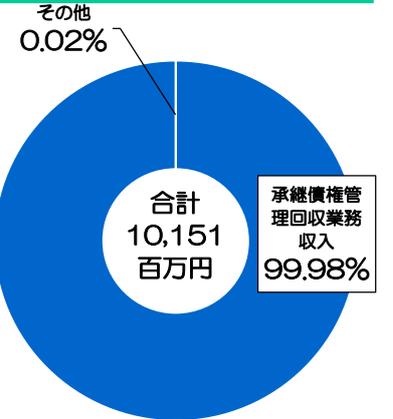
年金担保貸付勘定
 (年金担保貸付事業)



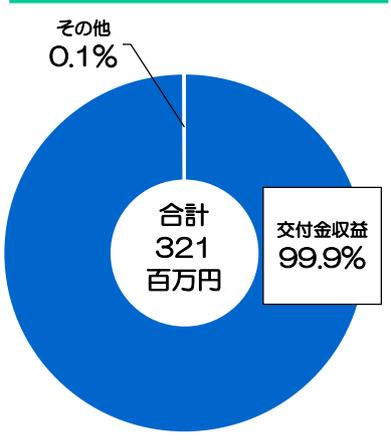
労災年金担保貸付勘定
 (労災年金担保貸付事業)



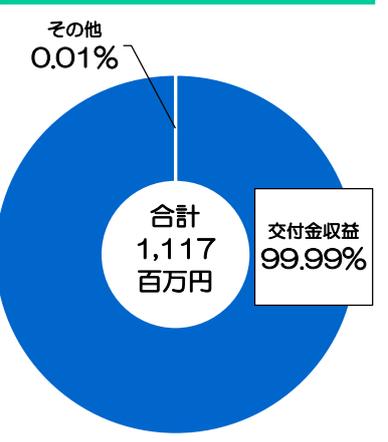
承継債権管理回収勘定
 (承継年金住宅融資等債権管理回収業務)



一時金支払等勘定
 (一時金支払等業務)



補償金支払等勘定
 (補償金支払等業務)



なお、この他、機構法第 17 条に基づき厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入の実施及び福祉医療機構債券（以下「機構債」という。）を発行しています。

令和 3 年度の長期借入等の実績は、福祉医療貸付事業において、長期借入 582,100 百万円の実施及び福祉医療機構債券 20,000 百万円を発行、年金担保貸付事業において、長期借入 9,630 百万円を実施しています。

② 自己収入に関する説明

中期目標において、「運営費交付金以外の収入の確保」が定められていることから、機構では、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めています。

令和 3 年度においては、福祉医療経営指導事業で集団経営指導（オンラインセミナー）の受講料及び個別経営診断指導料などにより 21 百万円、福祉保健医療情報サービス事業ではバナー広告の掲載料などにより 4 百万円の自己収入を確保しています。

(8) 民間資金調達の状況

機構の資金調達は、主に財政融資資金借入金を活用していますが、コロナ資金融資では機動性のある融資実行が求められました。そのため、民間銀行からの短期借入（以下「民間資金」という。）（※1）も活用しながら、福祉医療施設への融資を実行しました。

また、資本市場では投資家ニーズを捉え、ソーシャルボンド原則適合のセカンドオピニオンを取得しました。（※2）

※1 間接金融での環境に応じた民間資金の活用及び財政融資資金借入との最適組み合わせの追及をいたしました。今後も、財政融資資金借入金と民間資金を効果的に活用する仕組みの構築に努めて参ります。

※2 国際資本市場協会（ICMA）が定めるソーシャルボンド原則（SBP）に基づくソーシャルボンド・フレームワークを策定し、外部評価機関から機構債が SBP に適合している旨のセカンドオピニオンを取得しました。今後も本セカンドオピニオンを活用し、機構債の発行を通じて機構の事業内容の社会性を広く投資家に周知していきます。

(9) 社会及び環境への配慮等の状況

機構の業務における環境配慮については、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、環境物品等の調達を推進しているほか、電気やコピー用紙等の使用量を定期的に点検し、削減に努めております。

また、社会への配慮の一環として、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進など、全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

さらに、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの物品の調達の推進に取り組んでいます。

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

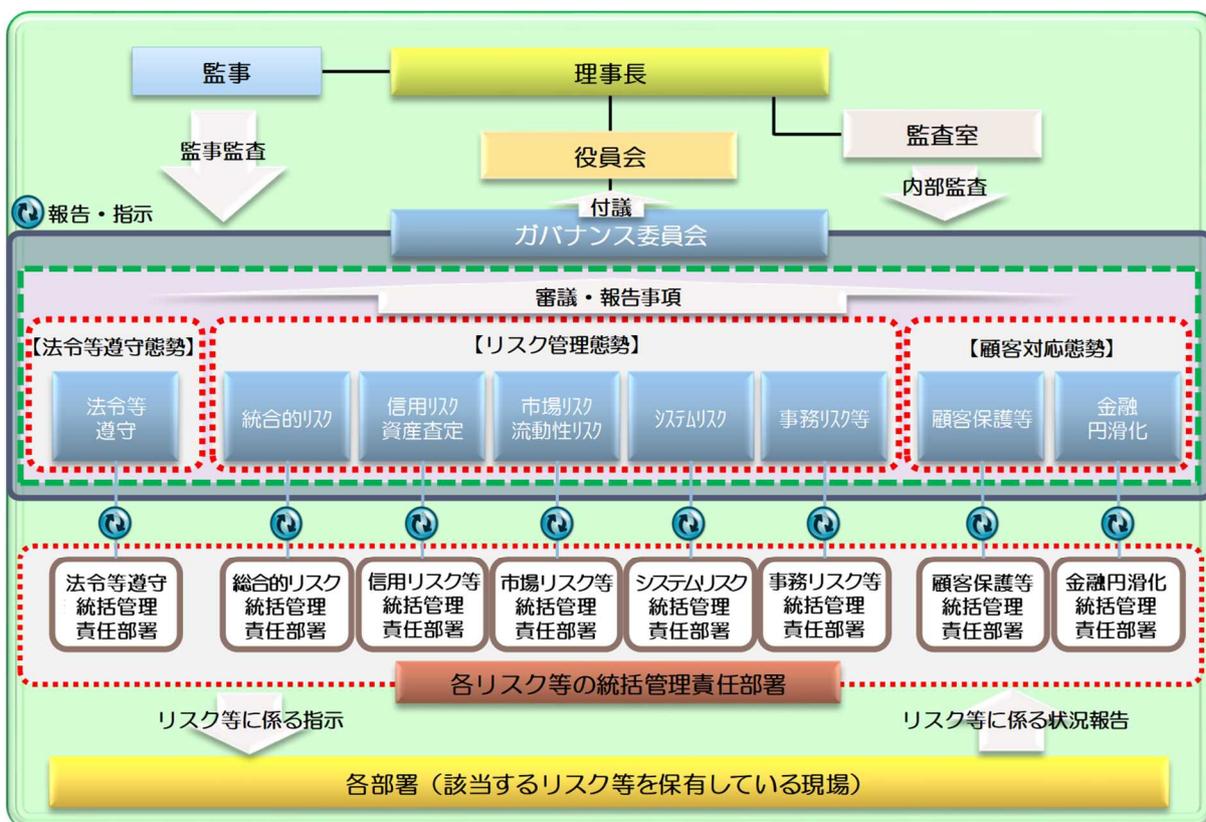
機構が保有するリスクの管理を適切に行うため、「リスク管理方針」を定めています。その上で、各リスクに関する管理規程等を定め、当該規程等に基づき設置した統括管理責任部署が中心となって各リスクの特定・評価を行い、理事及び監事が出席するガバナンス委員会において定期的に報告しています。

こうした活動については、組織内のイントラネットを通じて全役職員で認識を共有するとともに、当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを行っています。

また、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日総務省行政管理局通知）を踏まえた点検を実施し、理事長による総括評価を行っています。

さらに、リスク・アプローチに基づく内部監査により、内部統制の有効性について点検・検証し、必要な改善活動を推進しています。

<図 1> 機構におけるリスク管理態勢



なお、機構のリスク管理については、各業務の健全性及び適切性の確保を図るため、「3線防御（3 Lines of Defense）」の仕組みを導入しています。

(3 線防御 (3 Lines of Defense))

- 第 1 線**：各事業・業務部門の所属長のコントロールのもと、日々の業務で生じるリスクを特定し、現場におけるリスク管理の内部統制を整備することにより、業務の適切性を確保しています。
- 第 2 線**：第 1 線のモニタリング・指導を担っており、第 1 線とは独立した管理部門が実施することで牽制機能を発揮し、業務執行の適切性を堅固にしています。「統合的リスク管理」は企画管理部、「顧客保護等」は総務部が担っています。
- 第 3 線**：業務執行の監査機能を担っています。理事長直轄の組織である監査室が、第 1 線の業務執行の適切性及び第 2 線のモニタリング・指導の有効性を点検・検証するとともに、さらに内部統制が有効に機能するために必要な助言等を行います。

監査室においては、以下に取り組んでいます。

- ① 監事、監査法人等と連携する三様監査を引き続き励行
- ② 「形式、過去、部分」の見方に、金融庁が示す「実質、未来、全体」の視点を加えた監査の実施
- ③ 「準拠性」、「リスクベース」の監査に加えて、資源配分、事業持続可能性等への取組みを含めた「事業運営の適切性」を経営に報告

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

機構の保有する主なリスク及びその対応状況は、以下のとおりです。

なお、こうした活動はガバナンス委員会等へ定期的に報告され、ガバナンス態勢の実効性を確認するとともに、態勢上の弱点及び課題など改善すべき点の有無並びにその内容を適切に検証し、必要な見直しを行っています。

また、①信用リスク、②市場リスク、③流動性リスクの詳細につきましては、直近の[債券内容説明書](#)をご参照ください。

① 信用リスク

貸付先の財務状況の悪化等により、貸付債権の価値が減少又は消失することで、債権の回収が不可能又は困難となり、損失を被る可能性があります。

そのため、当該債権の早期把握に努め、必要に応じて再建計画策定を含めた指導・支援を行うとともに、自己査定を踏まえた償却・引当を適切に実施するなど、信用リスク管理の取組みを推進しています。

令和 3 年度の福祉医療貸付事業に係る貸倒引当金の計上は、①損失見込期間をいわゆる「1年・3年ルール」から「平均残存期間」とし、②グループ引当（「建築資金を主体とするポートフォリオ」と「コロナ資金」の別）の実施などの変更を行っています。

①については、「建築資金を主体とする貸付金資産」の平均残存期間が 16～19 年程度と長く、損失見込期間との乖離が拡大傾向にあったことや、貸付金資産の適正評価の観点から累次にわたり行われた自己査定基準の変更などの影響を踏まえた実績の蓄積が背景にあります。

また、②については、「コロナ資金」は感染症による減収について福祉医療施設の

経営を支援する観点から実施したものであり、無担保貸付であることや、従来の「入所型施設への融資」と比べて「通所を中心した小規模の施設・事業」に多く利用いただいていることもあり、ポートフォリオの特性が従来の機構の貸付金資産とは大きく異なることから、実施したものです。

- **福祉医療貸付事業**については、令和2年度以降、コロナ資金により拡大したポートフォリオに対して、自己査定支援システムの整備及び人員の配置を含めた組織の見直しにより管理体制を強化いたしました。その上で、信用リスクの状況を引き続き注視します。また、「リスク管理債権化した貸付先」の指導を行うとともに、経営悪化の未然防止の観点から、リスク管理債権化するおそれのある貸付先（イエローゾーン先）の抽出、定期的なモニタリング等を実施しています。これらの取り組み状況については、ガバナンス委員会から委嘱を受けた「信用リスク分科会」において審議等を行っています。加えて、モニタリング等の実効性の確認、検証及び必要な見直しを行い、議事要旨をガバナンス委員会へ報告しています。
- **年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業**については、利用者のほぼ全てが利用している信用保証制度により、損失発生リスクが軽減されています。
- **承継年金住宅融資等債権管理回収業務**については、受託金融機関等と密接に連携し、回収に努めております。貸付債権の9割超が受託金融機関等による保証（機関保証）付の債権（転貸法人への貸付及び個人向けの住宅金融支援機構との併せ貸し等）であり、機関保証のない債権についても、連帯保証人の付保や不動産担保を徴求する等の債権保全を図っています。
- **心身障害者扶養保険事業**については、保険契約者である生命保険会社各社の信用状況について、定期的なモニタリングを実施しています。主な項目には、各社の毎事業年度の「決算報告」、四半期毎の「ソルベンシーマージン比率」、「発行体格付」、「財務格付」等があります。
また、それらの情報については、外部有識者からなる「心身障害者扶養保険事業財務状況検討会」で審議いただき、議事要旨をガバナンス委員会へ報告しています。

② 市場リスク

社会経済状況の変化及び金利を始めとする様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被る可能性があります。

- **福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業**については、貸付の期間と資金調達の間構成に不一致が生じることにより、再調達時に金利が上昇（変動）するリスクがあります。そのため、ALMの手法による計測・分析を活用し、金利変動等により生じる不一致を極小化するよう努めています。
- **心身障害者扶養保険事業**については、扶養保険資金を国内外の債券及び株式で運用しているため、価格が変動するリスクがあります。そのため、運用資産の過去の市場の動向等を把握・分析のうえ、収益とリスクを考慮した「基本ポートフォリ

オの構成割合」を決定し、必要に応じてリバランス等の措置を講じ、運用での損失リスクの抑制を図っています。

また、運用状況については、外部有識者からなる「心身障害者扶養保険事業資産運用委員会」で審議いただき、議事要旨をガバナンス委員会へ報告しています。

③ 流動性リスク

市場環境変化及び想定外の貸付実行や回収遅延等により、必要な資金確保が困難になり、資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることで、損失を被る可能性があります。

- ・ **福祉医療貸付事業**では、資金不足が生じないよう、日々の貸付実行・回収の予定を精査し、その他の事業においても資金繰りを厳正に管理しております。
- ・ 福祉医療貸付事業に係る資金調達については、「財政融資資金」及び「債券発行」といった長期的かつ安定的な調達手段に加えて、複数の民間金融機関からの「短期借入金」を活用しております。債券発行にあたっては、適切な発行条件で資金調達できるよう、起債動向及び市場環境の把握に努めています。
- ・ **年金担保貸付事業**については、債券発行及び複数の民間金融機関からの短期借入金を活用していますが、貸付額の減少等を踏まえ、令和2年度下期以降は、債券発行による資金調達を見送っています。
- ・ **心身障害者扶養保険事業**については、生命保険会社から支払われる保険金及び国や地方公共団体が納付する特例保険金の収入予定額及び年金給付保険金の支出予定額等を把握し、資金繰りを管理するなか、遅滞なく年金給付保険金の支払いができるよう、必要に応じて長期運用資産の一部を短期資産に振り替えています。
- ・ 各事業の**余裕金の運用**にあたっては、運用先金融機関の財務状況や格付状況等について定期的に確認するとともに、金融機関毎に格付と資本額に応じた運用限度額を設定し、特定の金融機関に過度に運用資産が集中しないようリスクの軽減を図るための措置を講じています。

④ システムリスク

コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステム不備、コンピュータの不正使用及び外部からの不正アクセス等により、損失を被る可能性があります。

そのため、システム、データ、ネットワーク及び関連機器等に関するセキュリティの管理並びにデータ保護、データ不正使用防止、ウイルス等不正プログラムの侵入及び外部者による情報摂取の防止等の措置を実施しています。加えて、情報セキュリティ対策として、情報管理担当部署による情報セキュリティインシデント対処に関する厚生労働省との連携訓練（CSIRT連携）の実施や全役職員向けに情報セキュリティ研修を実施するなど、サイバー攻撃への防御力及び対応能力の強化に努めています。さらに、在宅勤務でのシステム接続、Web会議の開催におけるセキュリティ

にも注意を払っております。

なお、委託業者やデータセンターと連携した災害時対応訓練を実施することで、外部委託先を含めたセキュリティ対策の高度化を図っています。

また、基幹システムの改善・入替については、十分な検証時間を確保すべく、着実・迅速に計画を履行して参ります。加えて、政府の方針「デジタル社会の実現に向けた改革」を注視し、クラウド・バイ・デフォルト原則（※1）及びISMAMP（※2）準拠対応等を進めて参ります。

※1 クラウドサービスの利用を第一候補として検討することを旨とした原則

※2 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（政府が求めるセキュリティ要件を満たしているクラウドサービスを予め評価・登録することにより、セキュリティ水準の確保を図り、クラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度）

⑤ 事務リスク等

役職員等及び外部委託先が正確な事務を怠ること、又は事故・不正を起こすこと等により、損失を被る可能性があります。

そのため、業務手順及びマニュアルの整備、再鑑・チェック体制の徹底、業務処理状況の定期的な点検、システム化の推進、各担当者に対する研修等を通じて、適切な業務の遂行に努めています。また、各事業・業務部門とは独立した管理部門において、適時性・適切性を強く意識したモニタリング・指導を実施しており、牽制機能が発揮される態勢を整備しています。

加えて、業務量が急激に拡大し、難易度も高まったコロナ資金融資の事務（新規実行及び与信管理）については、体制整備及び人員配備を行っています。また、今後の動向変化にも対応して参ります。

⑥ その他のリスク

・ 法令等遵守

コンプライアンスについての解説及び違法行為を発見した場合の対処方法等を網羅した「コンプライアンスに関する行動指針」を定めるとともに、年度毎にコンプライアンスを充実、強化するための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定め、研修等を通じて役職員に周知する等、法令等遵守に関する取組みを推進しています。

・ 顧客保護等（金融円滑化含む）

顧客に対する「説明及び情報提供」、顧客からの「相談要望及び苦情対応」、顧客情報の「漏えいの防止等の情報管理」を柱とした「顧客保護等管理方針」及び関連規程等を定め、顧客保護等の管理を適切に行うための取組みを推進しています。また、貸付業務及び債権管理業務において、顧客に対して必要な資金を供給していくために「金融円滑化管理規程」を定め、金融円滑化の適切な管理についての取組みを推進しています。

9. 業務の適正な評価の前提情報

(1) アウトカム：機構の活動が社会に及ぼす効果

機構の活動による「アウトカム」（社会に及ぼす効果）は、通則法の目的でもある「国民生活の安定」と「社会経済の健全な発展」への貢献です。この「アウトカム」は「A 大規模な福祉医療制度を支える機能別4事業」と、「B 多様な社会課題に応える7事業」により実現しています。

図に示すとおり、Aの4事業が介護、児童福祉、障害者福祉、医療の各制度を横断的に活動しています。

また、昭和45年に開始した障害児・者とその保護者を支える「心身障害者扶養保険事業」に始まり、令和2年にスタートした「補償金支払等業務」まで、Bの7事業で多様な「社会と時代」のニーズに対応しています。

さらに、災害発生や感染症拡大等の危機時においても、国と連携して緊急融資を行うとともに、正確な情報を迅速かつ広く提供するなど、アウトカムに貢献しています。

＜図1＞ 機構の各事業が「社会に及ぼす効果(アウトカム)」について



アウトカムについては、機構の毎年の活動の累積が社会基盤となり、その基盤が総体として、社会に対しての効果を生み出しています。福祉医療貸付事業においては、40年前の融資で建設された病院が引き続き活用されているケースもあります。また、心身障害者扶養保険事業においては、保護者が制度に加入され、ご子息の終身年金は生涯続くことから、最高齢の年金受給者には90歳を超える方もいらっしゃいます。このように、機構における「アウトカム」は、極めて長い時間軸の「事業活動」が累積されたものです。

＜大規模な福祉医療制度を支える機能別4事業＞

①-1 施設の整備及び安定経営への貢献：福祉医療貸付事業

福祉医療貸付事業は「長期・固定・低利」で融資することにより、福祉医療事業者の財務負担を軽減し、経営の安定化を図るとともに、必要な施設整備を促進するという効果を有しています。

その成果については、融資の件数や金額といったアウトプットで表されるとともに、これらに伴い政策融資の受け手である福祉医療事業者、ひいては最終的な受益者である国民にとって、具体的にどのような効果や影響が及んでいるのか（アウトカム）をイメージしていただくことが重要と考えています。

こうした観点から、機構の活動による福祉医療基盤への効果や影響の度合いを表す一つの参考値として、融資を受けている貸付先が経営する全ての定員数・病床数とともに、これらの福祉医療体制の全体に占める割合（以下「機構融資関与率」という。）を以下に示すものです。

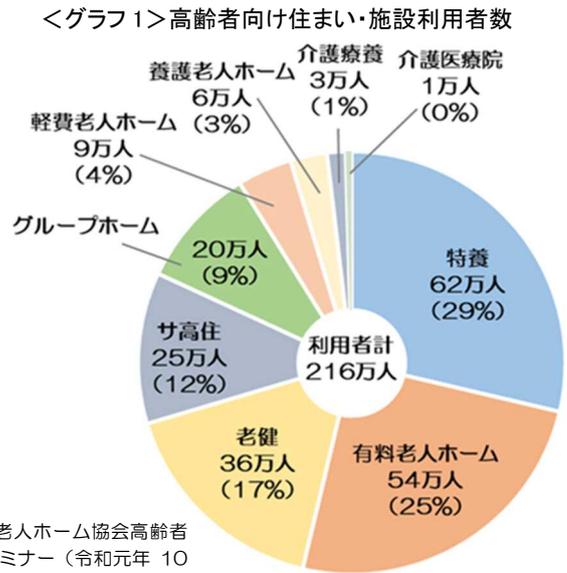
なお、その算出にあたり、融資の直接の対象となった施設の定員数・病床数ではなく、当該貸付先（法人・個人）が経営する全ての施設の定員数・病床数を使用しているのは、機構の融資が貸付先全体の経営の安定化に寄与しているという点を考慮したものです。

（注） 以下a～dにおける「機構融資関与率」の算出根拠となるデータは、令和2年度末時点で融資残高のある貸付先から提出された『事業報告書』より抽出しており、上記の考え方にに基づき、「貸付先が経営する全施設の定員数の合計」を分子として計算しています。

したがって、①機構が直接融資を行った施設の定員数・病床数のみを反映したものではありません。また、②過去に機構が融資を行ったものの、令和2年度末時点で融資残高のない貸付先については反映されていませんので、その点にご留意ください。

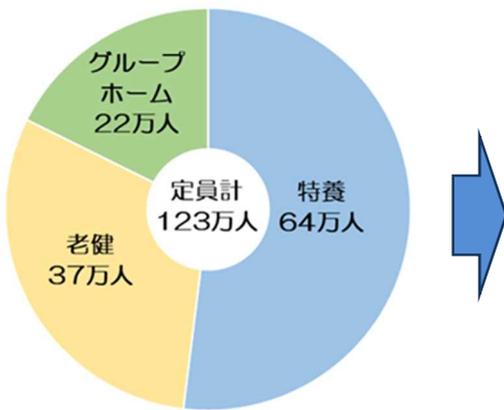
なお、分母については、国の統計調査から引用しています。

a. 介護施設：高齢者向け施設等の利用者は、全国に 216 万人いらっしゃいます。その中で最も利用者の多い特別養護老人ホームに対する機構融資関与率は、約 8 割となっています。

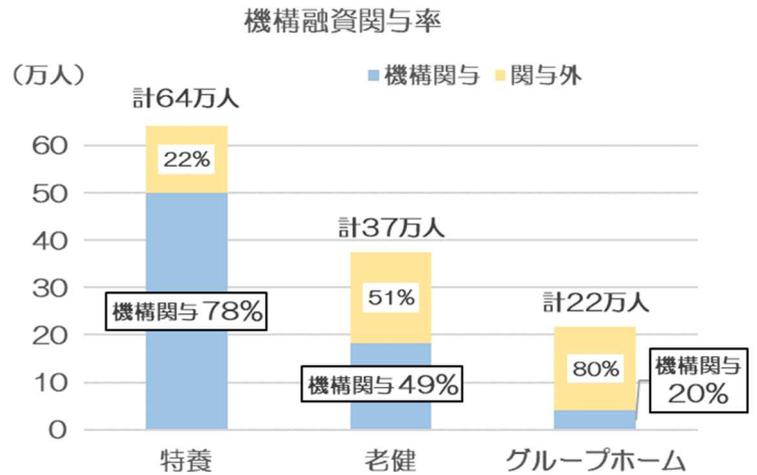


※ 公益社団法人全国有料老人ホーム協会高齢者向け住まい紹介事業者セミナー（令和元年 10 月 1 日時点等の数値をとりまとめたもの：厚生労働省）より。

<グラフ2>高齢者施設の定員数



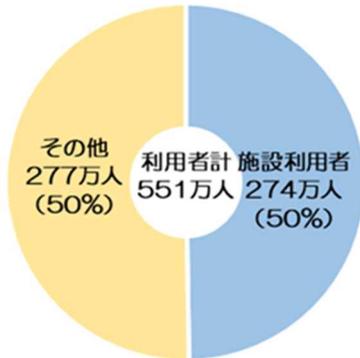
<グラフ3>機構融資関与率
(高齢者施設の定員数)



※ 各施設の定員総数は『令和2年 介護サービス施設・事業所調査』（厚生労働省）より。

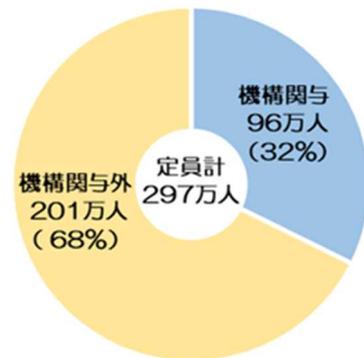
- b. **保育施設**：就学前児童数 551 万人の約半数が、保育所等施設を利用しています。うち、機構融資関与率は約 3 割となっています。

<グラフ 1> 保育所等「施設利用者」の
就学前児童数に占める割合



※ 『保育所等関連状況取りまとめ(令和 3 年 4 月 1 日)』(厚生労働省) より。

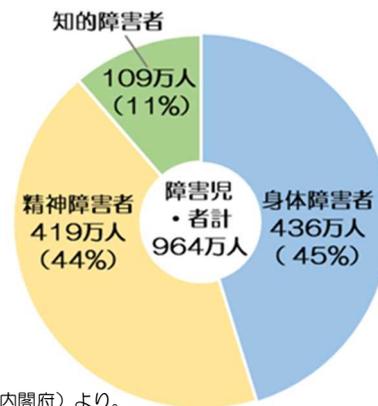
<グラフ 2> 機構融資関与率(注)
(保育所の定員数)



※ 定員総数は『令和 2 年 社会福祉施設等調査』(厚生労働省) より。

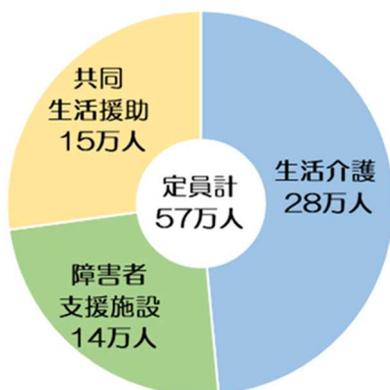
- c. **障害者施設**：障害のある方は全国に 964 万人いらっしゃいます。障害者支援施設や共同生活援助に対する機構融資関与率は約 3 割、生活介護事業に対する機構融資関与率は約 4 割となっています。

<グラフ 1> 障害児・者の概況



※ 『令和 3 年 障害者白書』(内閣府) より。

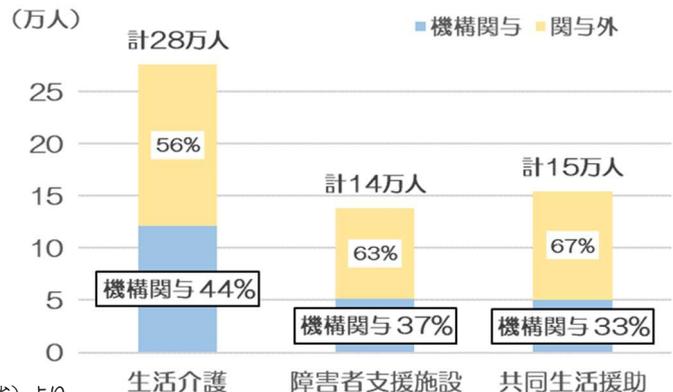
<グラフ 2> 障害者施設の定員数



※ 各施設の定員総数は『令和 2 年 社会福祉施設等調査』(厚生労働省) より。

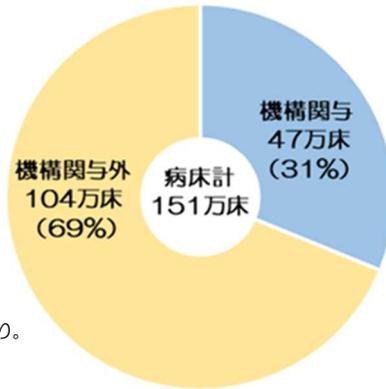
<グラフ 3> 機構融資関与率(注)

(障害者施設の定員数)
機構融資関与率



d. 医療施設：全国の病院の病床は計151万床あり、それに対する機構融資関与率は約3割となっています。

<グラフ1>機構融資関与率(注)
(病院の病床数)



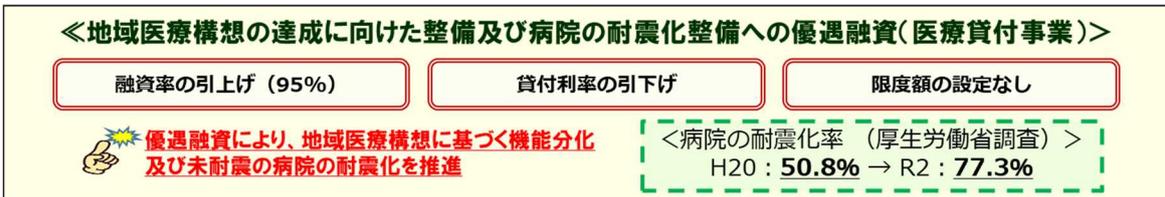
※ 病床数は、『令和2年 医療施設調査』(厚生労働省)より。

①-2 福祉医療提供体制の変革への貢献：福祉医療貸付事業

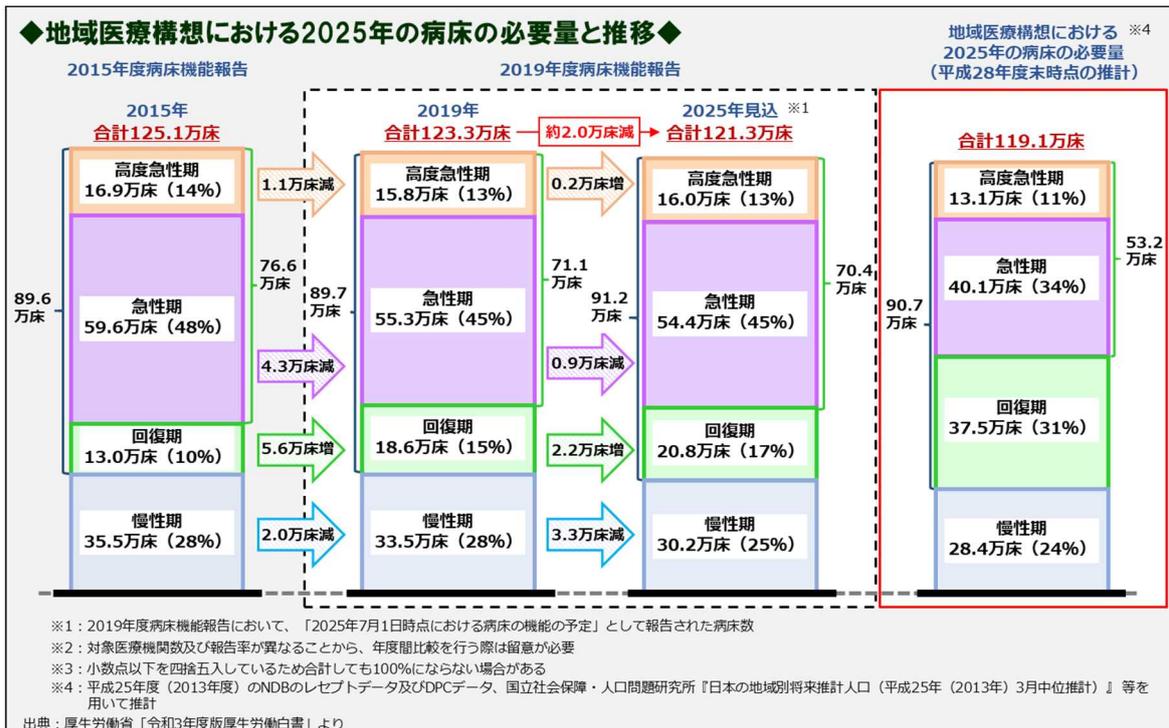
高齢化に対応する福祉医療提供体制の進化の一環として、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づき、各都道府県は「地域医療構想」に則した整備を2025年に向け進めています。具体的には、2015年対比で、総病床数を約6万床縮減し、その内訳として、高度急性期・急性期は約3割縮減、回復期は約3倍に拡充、慢性期は約2割を縮減する計画です。

医療貸付事業は、「地域医療構想適合」案件や「病院の耐震化整備」案件等に優遇融資を実施し、政策の推進を支援しています。

<図1> 地域医療構想の達成に向けた整備等への優遇融資



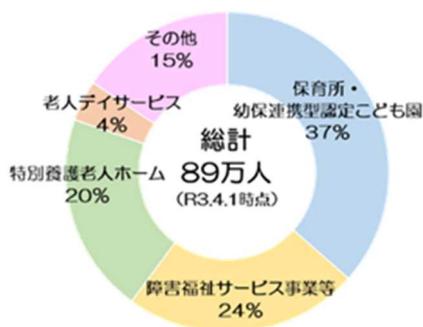
<図2> 地域医療構想における病床数の推移



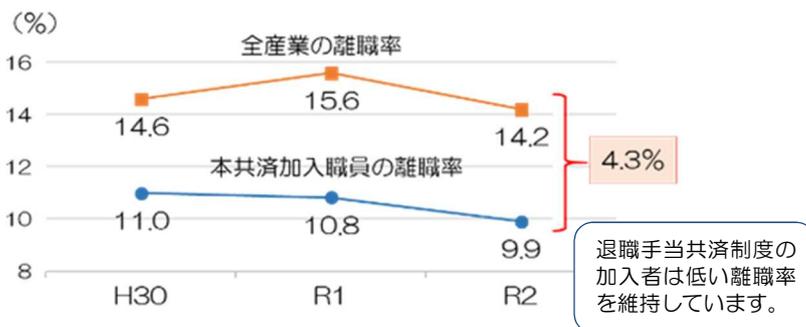
② 福祉施設の雇用の安定への貢献：退職手当共済事業

退職手当共済事業は、福祉施設の雇用の安定をもたらす退職共済制度を、介護、児童、障害等の各福祉分野の施設に提供しており（グラフ 1）、本制度加入者の離職率は低い水準を維持しています（グラフ 2）。

＜グラフ 1＞
制度加入職員数の施設種類別内訳



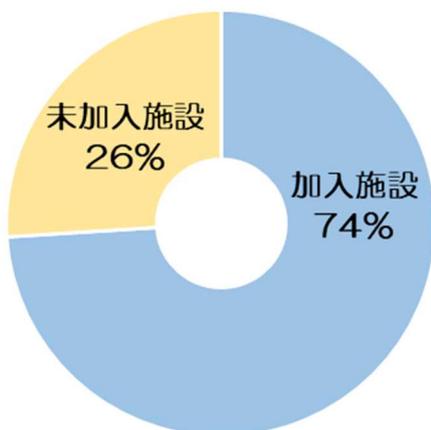
＜グラフ 2＞
全産業及び制度加入職員の離職率



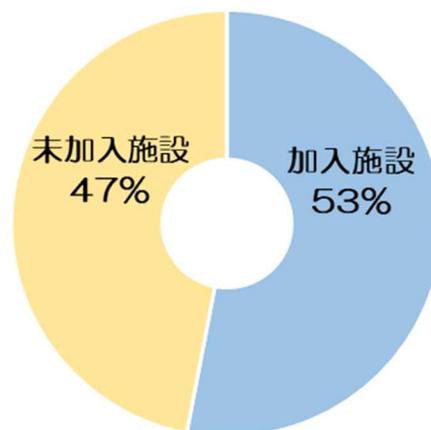
- ※ 全産業は、厚生労働省「雇用動向調査」を基に機構成
- ※ 雇用動向調査：調査対象に関して、労働時間の条件はない。
退職手当共済：雇用期間を定めて雇用される職員で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の 3 分の 2 未満の者を含まないなど、退職手当共済の加入要件を満たす職員に限る。
- ※ 離職率は、次の方法により算出している。
 $\langle \text{全産業の離職率} \rangle = \text{離職者数} \div 1 \text{月} 1 \text{日現在の常用労働者数}$
 $\langle \text{本共済加入職員の離職率} \rangle = \text{退職者数} \div \text{加入職員数}$

また、主な施設の本制度への加入率について、特別養護老人ホームでは 74%が加入、保育所等では 50%超が加入しており、退職共済制度の関与が高い傾向にあります（グラフ 3、グラフ 4）。

＜グラフ 3＞
特別養護老人ホームの加入率



＜グラフ 4＞
保育所等の加入率

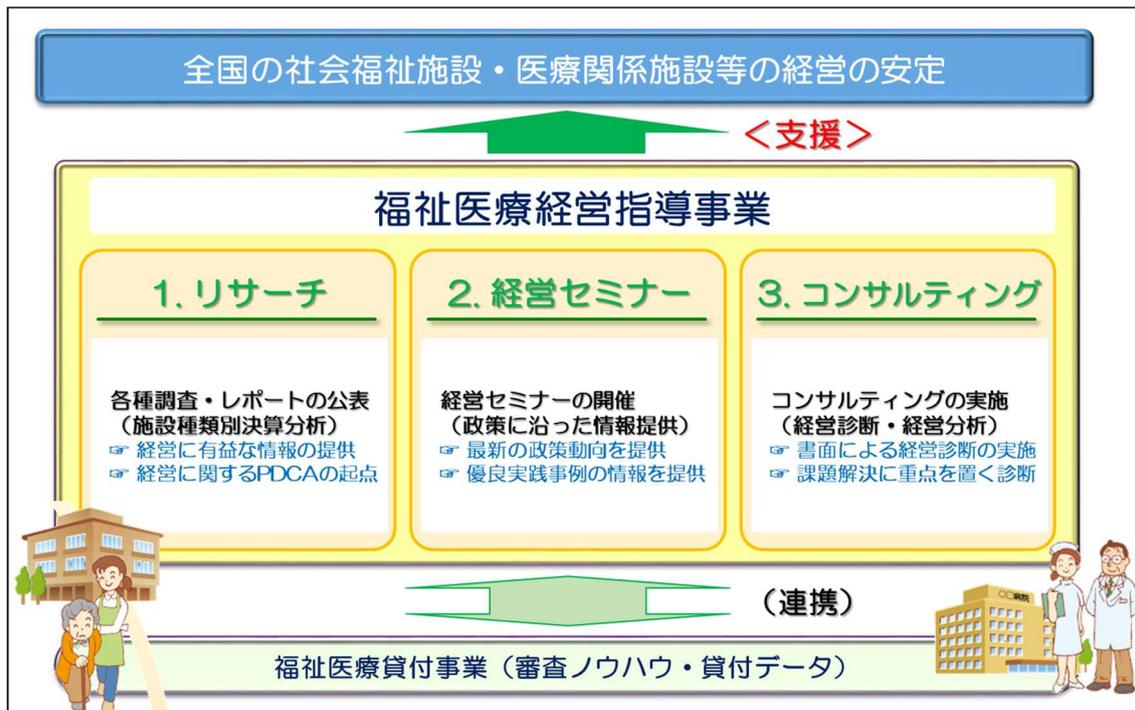


- ※ 特別養護老人ホームは厚生労働省『令和 2 年介護サービス施設・事業所調査』、保育所等は厚生労働省『令和 2 年社会福祉施設等調査』を基に次の方法により算出している。
 $\text{退職手当共済事業加入施設数} \div \text{全国の施設数}$
- ※ 保育所等は保育所及び幼保連携型認定こども園を指す。

③ 経営の安定への貢献：福祉医療経営指導事業

経営指導事業は、リサーチ、経営セミナー、コンサルティングの3本柱で全国の福祉医療施設の経営の安定に貢献しています。

<図1> 福祉医療経営指導事業の取組み>

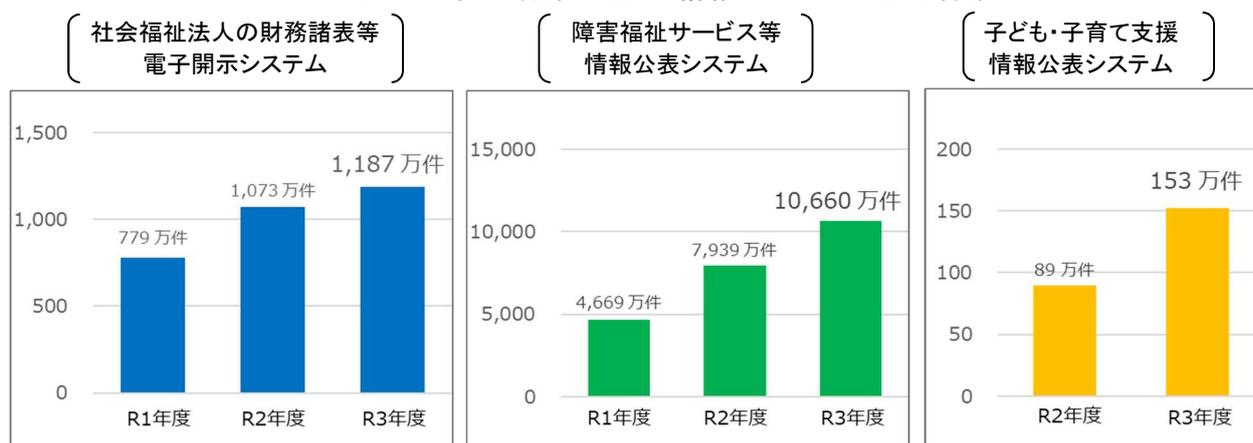


④ 社会資源の有効活用への貢献：福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業は、介護、児童福祉、障害者福祉、医療に関する「全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報」の提供により、社会資源が、より有効に活用されることに貢献しています。

令和3年度は、国の施策に基づき安定的な運用及び効率的な管理を実施している3つの情報システム（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム、障害福祉サービス等情報公表システム、子ども・子育て支援情報公表システム）について、いずれもヒット件数が昨年度より増加しており、全ての利用者が正確な情報を一元的に入手できる環境を整備しています。

<グラフ1> 国の施策に基づく情報システムのヒット件数



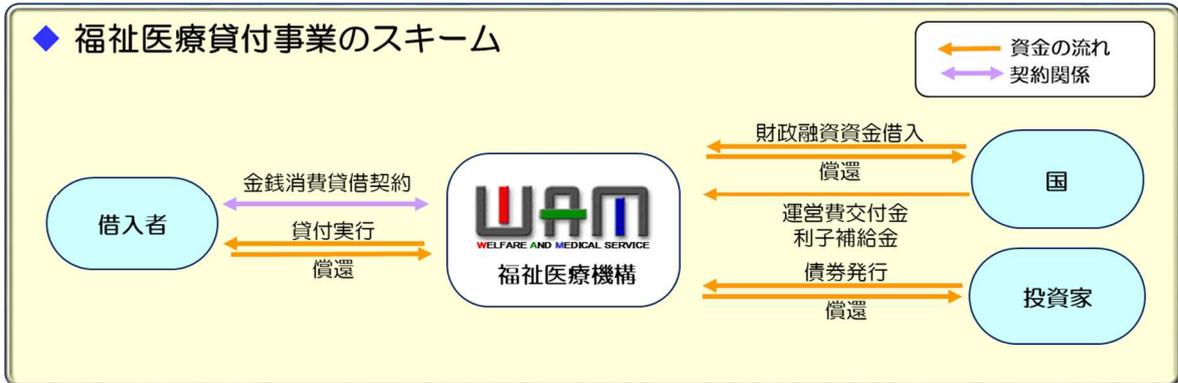
(2) 大規模な福祉医療制度を支える機能別 4 事業

① 福祉医療貸付事業

福祉医療基盤の整備と財務リスク・負担の軽減

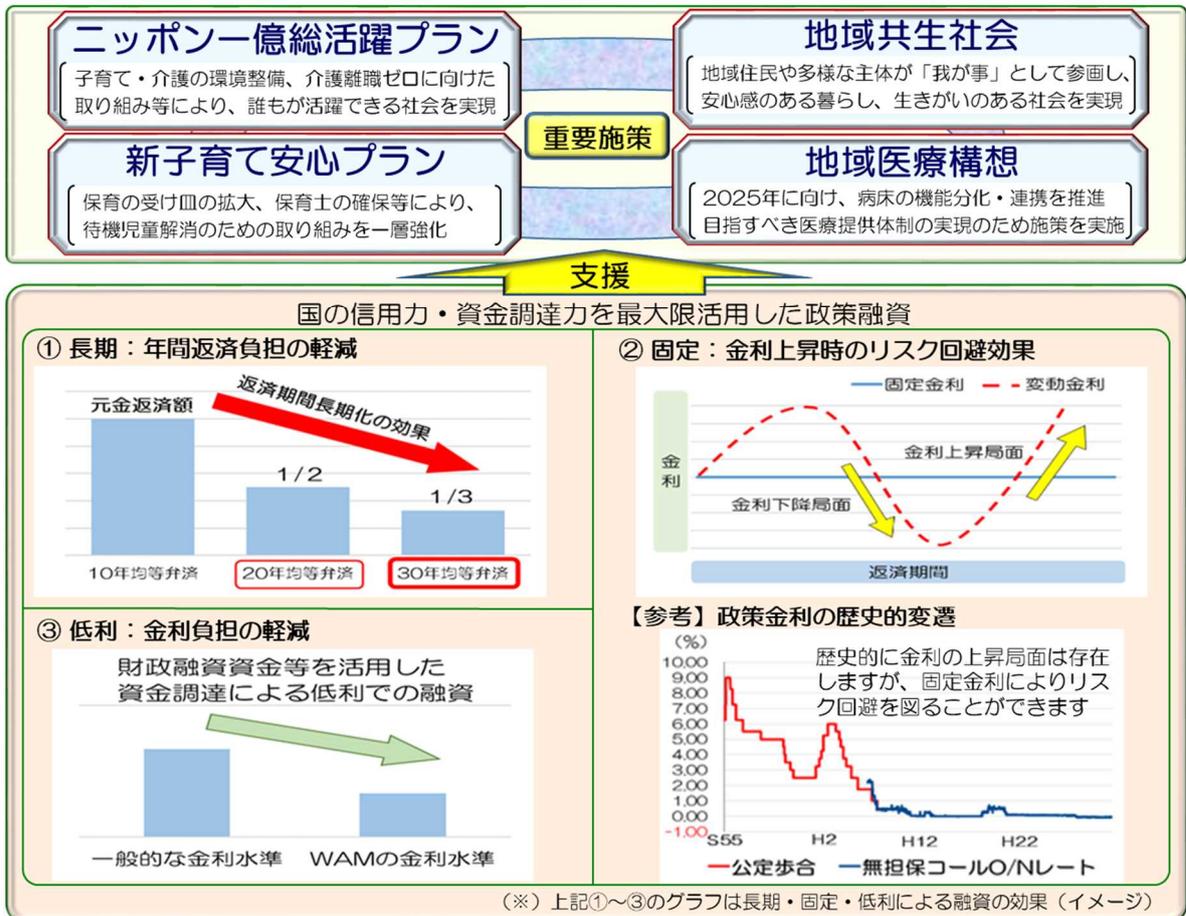
社会福祉施設及び医療施設等を整備する際に必要となる建築資金等に対して、「長期・固定・低利」の融資を行い、福祉医療基盤の維持・向上を図っています。

<図 1>事業のスキーム



また、政策融資の特性を活かし、施設開設者の経営を安定させ、国民の福祉医療に対する安心の確保に貢献しています。

<図 2>政策融資による重要施策への貢献

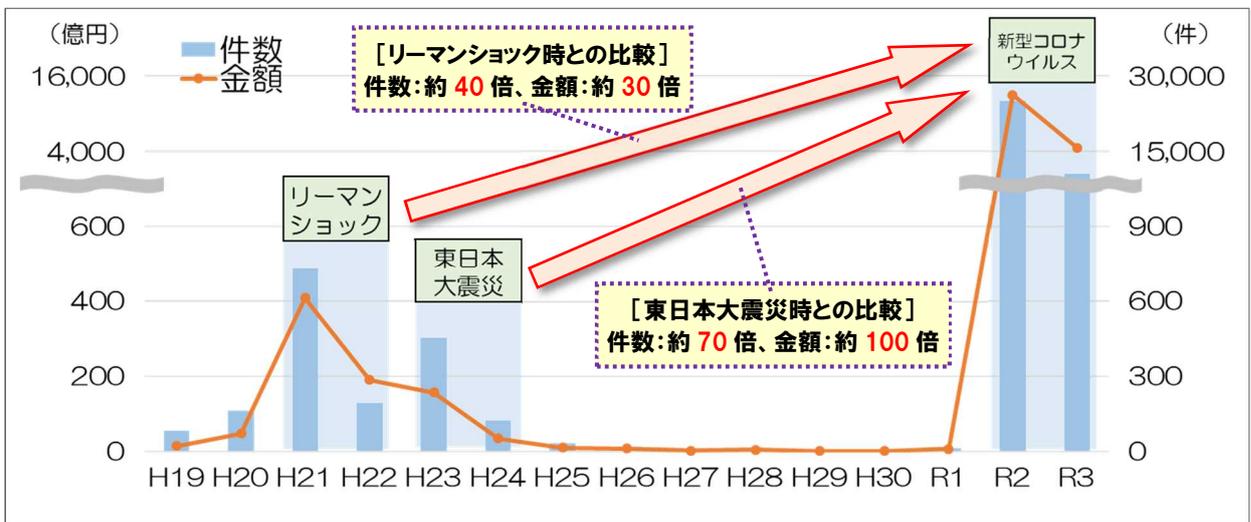


融資にあたり、平時は「国の政策優先度に応じた優遇措置」を講じて政策実現を後押しするとともに、災害や金融環境変化等の緊急時には、「資金需要に迅速かつ機動的に対応」しています。

特に新型コロナウイルス感染症への対応については、政府による緊急事態宣言の発令等により、融資に関する電話相談件数や申請件数が急激に増加したことを受けて、「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置するとともに、専用コールセンターの開設や、緊急性を踏まえた提出書類の大幅な効率化を図ることにより、新型コロナウイルスにより影響を受けた福祉・医療関係施設に対して経営に必要な資金の融資（新型コロナウイルス対応支援資金）や貸付金の返済猶予の措置を講じるなどの対応を迅速に行いました。

グラフ1のとおり、新型コロナウイルス対応支援資金の融資件数は、リーマンショック時と比較して約40倍、東日本大震災時と比較して約70倍となりました。

＜グラフ1＞運転資金の契約件数・金額

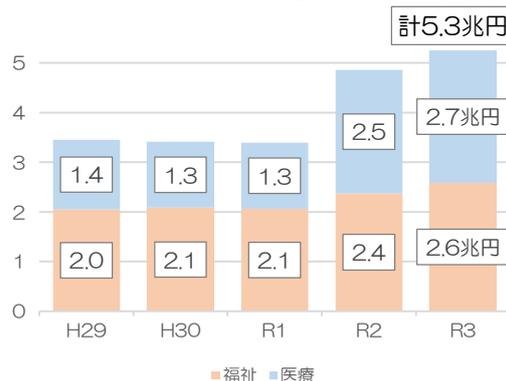


また、福祉医療基盤の経営安定を確保する観点から、事業者が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、民間金融機関との協調融資の利用促進にも積極的に取り組んでいます。

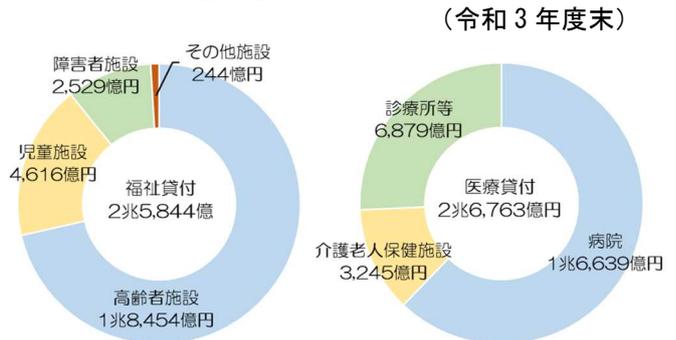
さらに、融資後は、定期的なモニタリングを行うとともに、リスク管理債権化する恐れのある貸付先をその確率順にイエローゾーン先として抽出し、面談等により経営改善のアドバイス等を実施し、経営悪化の未然防止を図っています。

その他には、借入申込書のホームページからのダウンロードやWeb面談による融資相談の実施、借入者との手続きにおいてセキュリティ性の高いWAMNET掲示板の利用、動画配信による事業説明等、デジタル活用により借入者の利便性の向上を図りました。

＜グラフ2＞貸付残高の推移(福祉・医療別)



＜グラフ3＞施設種類別残高(福祉・医療別)



※貸付残高には、「新型コロナウイルス対応支援資金」を含む。

② 退職手当共済事業

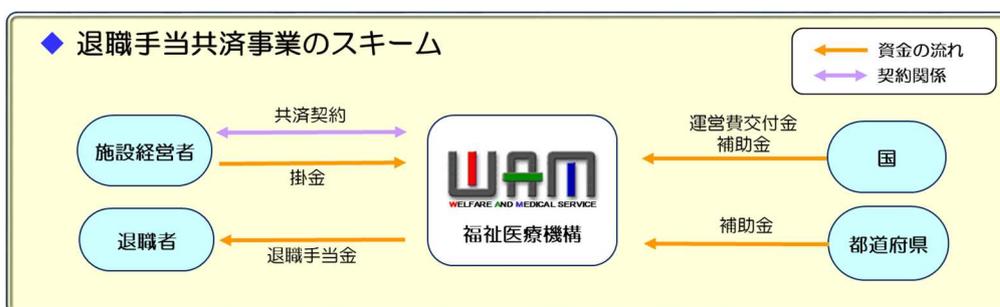
福祉施設の雇用の安定への貢献

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等を退職された方に退職手当金を支給する退職手当共済制度を安定的に運営することにより、処遇の向上を通じて施設に従事する人材の確保と定着に貢献しています。

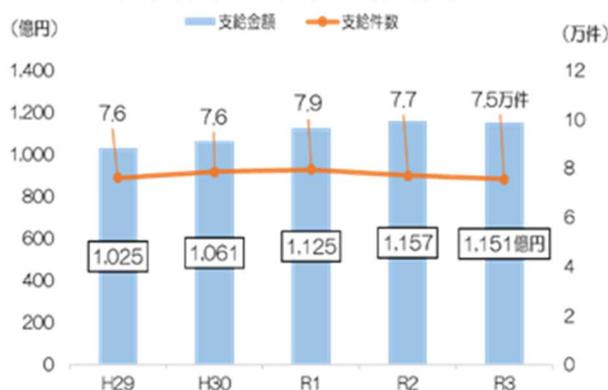
本事業は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき運営されています。退職手当金の財源は、共済契約者（施設経営者）、国、都道府県の三者が負担しており、職員個人の負担はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りの悪化等で期限内の納付が困難な場合において、共済契約者から申請があったものについては、内容審査のうえ、5月末の掛金納付期限の延長を行うなど、福祉施設の経営を支援しました。

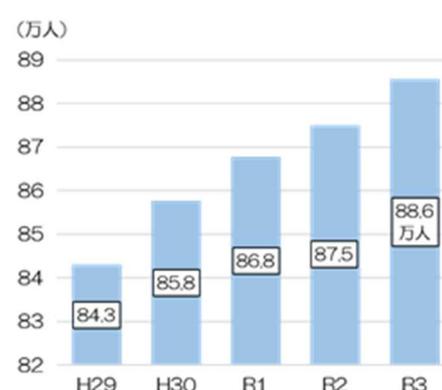
<図 1>事業のスキーム



<グラフ 1>支給件数及び支給金額の推移



<グラフ 2>加入職員数の増加の推移



福祉業界における担い手不足が続く中、退職手当共済制度の運営により、社会福祉施設等における職員の定着に大きく貢献することで、喫緊の政策課題である、介護離職防止、子育て環境の整備、待機児童ゼロを支える担い手の確保・安定化にも寄与しています。

また、機構では、全国約 1.7 万法人の社会福祉施設退職共済事務を一括で処理しています。本事業における主要な手続きについては、「電子届出システム」により電子的に行うことができるように整備しており、システムで「掛金納付対象職員届」が作成された割合は共済契約者全体の約 91%、「被共済職員退職届」が作成された割合は同書類の受付数全体の約 52%となっています。

③ 福祉医療経営指導事業

施設経営の安定への貢献

社会福祉施設及び医療施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対して、福祉・医療をテーマとした各種調査やレポートを公表する「リサーチ」、最新の政策動向や先駆的な取組事例を情報提供する「セミナー」、各施設が抱える課題の解決を支援する「コンサルティング」の3つの手法を活用して、施設経営の効率化・安定化を支援しています。

＜図 1＞事業のスキーム



機構では、融資先から毎年ご提出いただく事業報告書（財務諸表等）に基づき、各種法人・施設の経営状況を分析しています。その分析結果を機構に蓄積している知見と併せて、広く全国の福祉医療施設向けに発信しています。

本事業は、「オール・ジャパンの福祉医療施設の経営安定化への貢献」を目的として、高齢者・児童・障害者を含めた国民全体に対する福祉医療サービスの安定的提供に寄与しています。

【リサーチレポート】

令和3年度実績：20本（施設別経営状況12本、アンケート等8本）

対象のサービス・法人

＜高齢者福祉サービス＞

- ・特別養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業
- ・通所介護事業所
- ・養護老人ホーム
- ・訪問介護事業所

＜医療系サービス＞

- ・病院
- ・介護老人保健施設

＜児童福祉サービス＞

- ・保育所及び認定こども園

＜障害福祉サービス＞

- ・障害福祉サービス事業（居住系、日中活動系、児童系）

＜法人＞

- ・社会福祉法人
- ・医療法人

【経営動向調査（WAM短観）】

令和3年度実績：8回（社会福祉法人4回、病院4回）

四半期毎に、法人・施設の経営や福祉医療政策の適切な運営に資するため、モニターとなっている福祉医療施設に対し、収益、稼働率、雇用の状況等を調査し、集計・分析結果をDI値として公表

福祉医療貸付事業の貸付先から毎年度ご提出いただく事業報告書等については、コロナ資金融資に伴い貸付先が急増する中、WAM NET基盤の高度なセキュリティ環境で構築した「事業報告書等電子報告システム」を活用し、3万を超える貸付先に対して、安全にご提出いただける環境を提供しました。

新型コロナウイルス感染症への対応については、コロナ禍においても福祉医療施設の経営を支援するため、アンケート調査や経営動向調査を通じて、新型コロナが施設経営・

運営に及ぼす影響を把握するとともに、リサーチレポートを作成して幅広く発信しました。

また、セミナーについては、新たな取組みとして集合形式とオンライン配信の併用による開催を企画していましたが、足元の感染状況を踏まえ、感染リスクを考慮して、集合形式との併用ではなくオンラインセミナー（※）の開催へと柔軟に切り替えたほか、「新型コロナウイルス対策経営セミナー」を開催し、with/after コロナを踏まえた今後の経営や安定した組織運営の在り方など、時宜を得た有用な情報提供を行いました。

（※）オンラインセミナーのログイン数

令和2年度：10,251件　令和3年度：10,457件

④ 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

全ての利用者への一元的かつ正確な福祉保健医療情報の提供

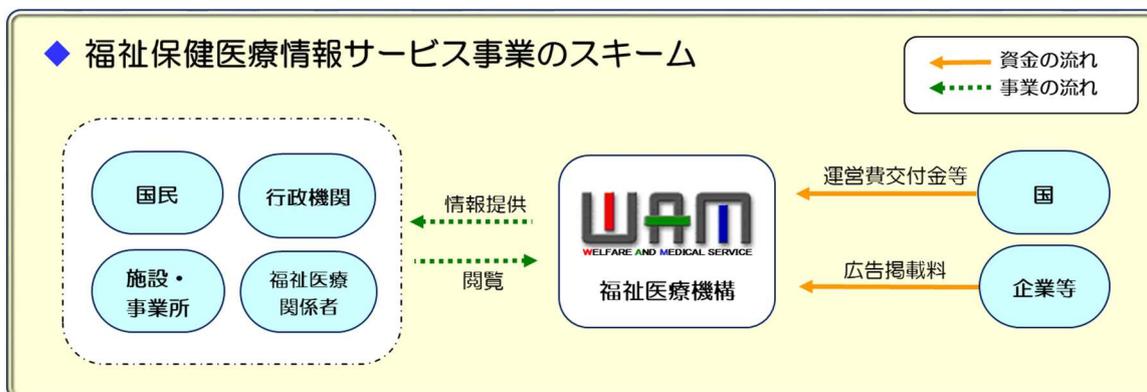
福祉・保健・医療に関する制度や施策、その取組み状況等の各種情報を幅広く提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。

また、各事業の事務効率化や情報セキュリティ確保等をICT（情報通信技術）活用によって支援するため、WAM NET基盤の更なる活用を推進するなど、国の進める「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）を踏まえ、事業を実施しています。

近年では、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、国の施策に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」の管理・運営を通じて、これらのシステムの全ての利用者に対して一元的かつ正確な情報の基盤を提供しています。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応については、国のコロナ対策関連情報及び機構のコロナ資金の融資情報や動画配信によるコロナ対策経営セミナー等をまとめた「新型コロナウイルス関連情報」コンテンツを通じて、タイムリーかつワンストップで情報を提供することにより、福祉医療関係従事者や経営者等の支援を行いました。

<図1>事業のスキーム



<図 2>WAM NETの特徴

①	福祉保健医療分野の情報を幅広く提供	福祉・保健・医療に関する制度や施策、その取組状況等の各種情報を幅広く提供
②	国の施策に基づく情報システムの運用及び管理	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム ・障害福祉サービス等情報公表システム ・子ども・子育て支援情報公表システム ・災害時情報共有システム
③	基盤の活用による機構業務の効率的な実施の推進	セキュリティ対策が十分なWAM NET基盤を活用することで、WAMの各事業の効率化を推進

本事業で運営しているWAM NETは、福祉・保健・医療に関する各種情報を総合的に提供するとともに、スマートフォンサイトや Twitter、メールマガジンなど利用者サービスの向上にも取り組んでおり、様々な方々に利用されている中、機構では、主なユーザーである福祉医療事業者、行政機関に加え、**福祉医療サービスの利用者**（制度の直接の受益者…児童、高齢者、障害者、医療の利用者及びその家族：下図における「一般の方」）への情報提供に力を入れています。

<図 3>一般の方への提供情報

従業員の方さま、人事労務担当の方さまへ

保育所等をお探しの方へ

① **ここdeサーチ**（子ども・子育て支援情報公表システム）

お住まいの地域の認定こども園や保育所、幼稚園などを検索できます。

全国 **5.8万件** の情報を掲載（令和4年4月現在）

※ 本システムは内閣府からの委託によりWAMが運営しています。

障害のあるご家族やご本人のために

障害福祉サービス事業所をお探しの方へ

③ **障害福祉サービス等情報検索**

お近くの障害福祉サービス事業所を検索できます。

全国 **15.0万件** の情報を掲載（令和4年4月現在）

※ 本システムは厚生労働省からの委託によりWAMが運営しています。

実家のご両親の生活介助、在宅介護、入所介護のご相談について

② **介護離職ゼロの実現に向けて**
（介護で、仕事をやめない・やめさせない）

介護保険制度や介護サービス、仕事と介護の両立のための制度などの情報をご案内しています。

相談窓口となる地域包括支援センター

全国 **7.3千箇所**（令和4年4月現在）

※ ブランチ・サブセンターを含む

障害のあるお子さまの将来のために

④ **しょうがい共済**（障害者扶養共済制度関連情報）

障害のあるお子さまへ、保護者逝去後に「終身上乗せ年金」を支給します。

年金受給者 **5.8万件**（令和4年3月現在）

制度加入の保護者 **5.8万件**（令和4年3月現在）

※ 実施主体は都道府県・指定都市です。

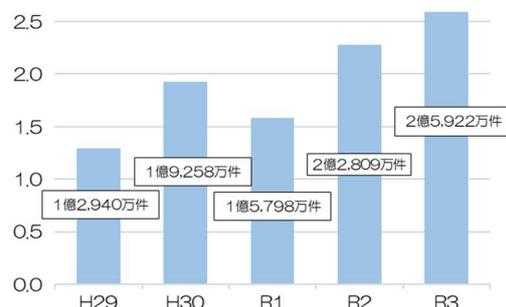
WAMは厚生労働省の指導・監督のもと、都道府県・指定都市が加入者に対して負う共済責任を保険します。

<図 4> WAM NET利用者



<グラフ 1>WAM NET利用状況（年間ヒット件数）

ヒット件数は増加傾向にあり、令和3年度は約2億5千万件超となりました。



上記のとおり、国の施策に基づき、社会福祉法人、障害福祉サービス等事業所の情報及び子ども・子育てに関する情報を公表しているほか、令和3年度からは、新たに児童福祉施設・障害福祉サービス事業所の災害時における情報共有システムの運用を開始し、近年増加する自然災害等の発生時における迅速な被災状況の把握について、国、自治体と各施設、事業所間における情報共有を実現しました。令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震においては、地震発生（23時36分）直後からシステムによる情報収集活動が機能し状況の把握に貢献するなど、24時間を通じて報告可能なシステムの強みが発揮されました。

＜図5＞国の政策に基づくシステム・情報公表制度及び民間施設・事業所の登録状況

<p>① 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会福祉法人の活動状況の透明化を確保（全国約2.1万法人） ✓ システム利用率 99.6% 	
<p>② 障害福祉サービス等情報公表システム</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個々のニーズに応じた良質なサービス選択の実現（全国約17万事業所） ✓ システム利用率 83.7% 	
<p>③ 子ども・子育て支援情報公表システム</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国の特設教育・保育施設ならびに認可外保育施設等に係る情報を提供（全国約6.3万事業所） ✓ システム利用率 92.3% 	
<p>④ 災害時情報共有システム</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 令和3年度運用開始 ✓ 障害福祉サービス等情報公表システムおよび子ども・子育て支援情報公表システムシステムにおいて情報公表されている施設・事業所等に対し、災害時の被災報告機能を提供 	

また、利用者からのアクセスにおいて、主体認証、暗号化通信等で高い情報セキュリティを確保したセキュアなネットワークを活用したサービスを提供することで、安心かつ安全なシステム利用を実現しています。この高度な情報セキュリティを確保したWAMNET基盤は、各事業における手続きのオンライン化を進めるなど、WAMにおけるデジタル・ガバメント化の推進に大きく貢献しています。

＜図6＞WAMNET基盤を活用したデジタル・ガバメント化の推進

<p>① 融資先に係る事業報告書の提出手続きのデジタル化</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 毎年度、福祉医療貸付事業の融資先が提出する事業報告書（事業の運営状況や経営状況等を記載したもの）について、デジタル化を実施 ✓ 業務システムとのデータ連携による与信リスクの管理を迅速化 	
<p>② 経営サポート事業の申込手続きのデジタル化</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ セミナーや経営分析参考指標購入の申込みをオンライン化 	
<p>③ 退職手当共済事業の提出手続きのデジタル化</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 退職手当共済制度における以下の提出書類について、デジタル化を実施 <ul style="list-style-type: none"> ①掛金納付対象職員届の提出 ②退職届の提出 	

(3) 多様な社会課題に応える7事業

① 心身障害者扶養保険事業

アウトカム 障害者福祉の増進、保護者の不安軽減及び障害児・者の自立支援

各都道府県・指定都市が条例に基づき実施している「心身障害者扶養共済制度（※）」において、都道府県・指定都市が加入者に対して負う責任を機構が一元的に保険する事業です。

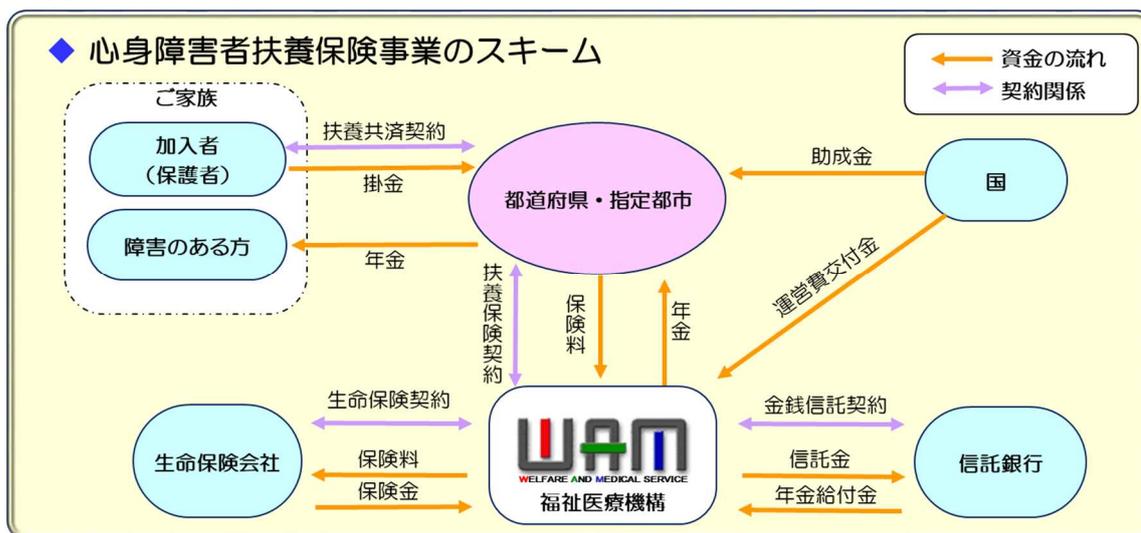
全国的な規模で機構が保険することにより、加入者の住所異動時における継続加入や年金資産の効率的な運用を実現し、制度を安定的に実施しています。

（※）心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、毎月、一定の掛金を納めることにより、加入者（保護者）に万一のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。保護者が抱く不安の軽減を図り、障害のある方の生活の安定の一助と福祉の増進を目的としています。

なお、第4期中期目標において、将来的に事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には厚生労働大臣に対し、その旨申し出るものとされています。

<図1>事業のスキーム



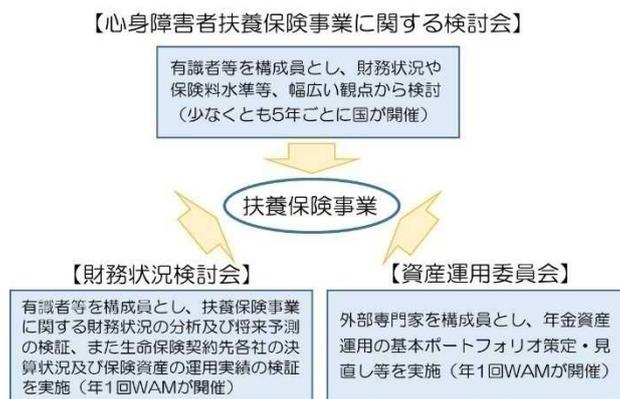
また、心身障害者及びその保護者に必要な情報がいきわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知広報活動を実施しています。令和3年度においては、「関係団体内ネットワーク（Facebook）」や「WAM NET会員向けメールマガジン及びTwitter」など、デジタル（SNS）を活用した制度案内を実施しました。

<グラフ1>加入者数、受給者数及び年金給付金の推移

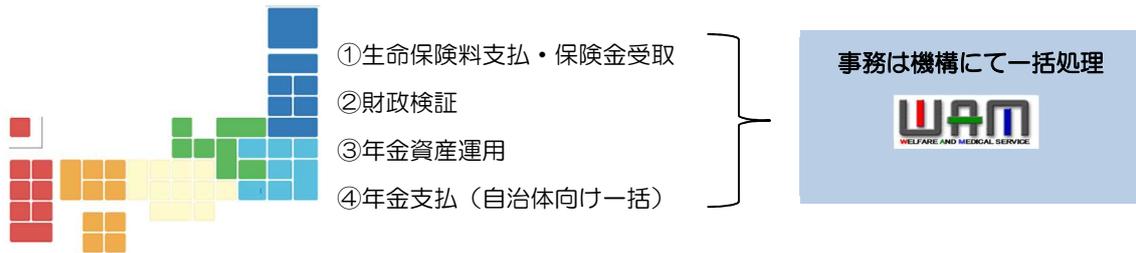


- ① 受給者数、年金給付金は順調に増加しています。
- ② 平成8年の保険料改定を契機に加入者数は減少傾向にありますが、現在、特別支援学校等への周知活動に取り組んでいます。

<図2>安定的な業務運営の取組み



<図3>事務の一元化による制度の安定と効率化



② 社会福祉振興助成事業

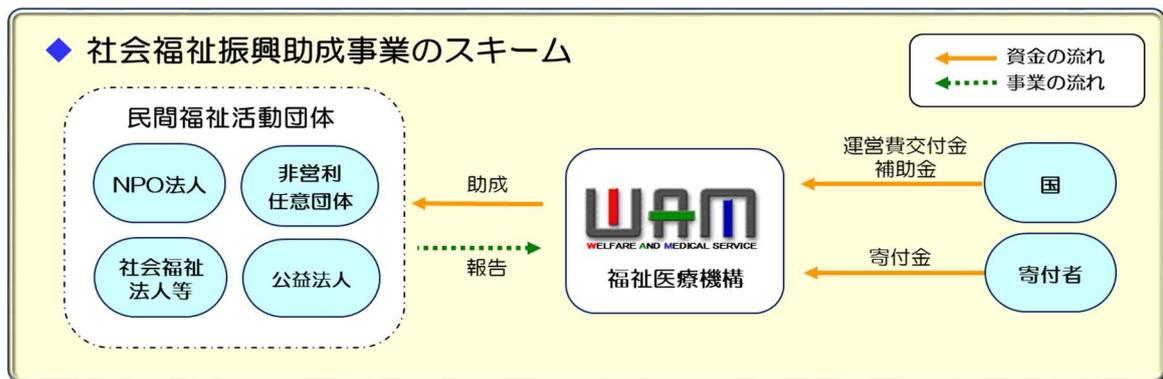
アウトカム 民間福祉活動への助成を通じた公的制度の狭間にある課題の軽減

国の政策に連動した助成テーマを設定し、高齢者・障害者等が地域のつながりの中で自立した生活を送り、また、子どもたちが健やかに安心して成長できる地域共生社会の実現に向けて、NPOやボランティア団体などが行う民間福祉活動に対する助成を行い、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動を支援するとともに、団体のガバナンス強化の支援等も実施しています。

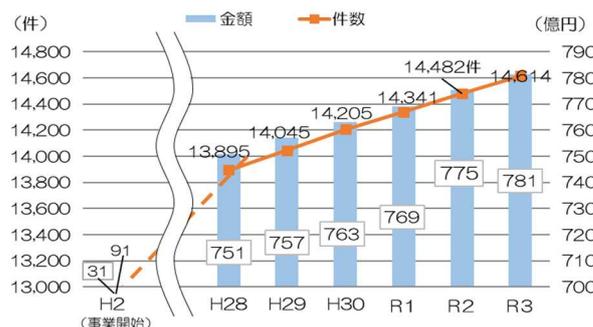
さらに令和3年度は、新型コロナウイルス感染症により深刻化している課題に対応するため、補正予算により、「孤独・孤立対策」の一環として「コロナ禍における生活困窮者及びひきこもり支援に係る民間団体活動助成事業（約4億65百万円）」を実施しています。

なお、助成の応募や期間中の手続き等については、電子化を図るとともに、助成事業の成果普及の取組みとして助成事業実績を閲覧できる e-ライブラリーの拡充のほか、WAM助成シンポジウムの動画配信を行うなど、利便性の向上を図っています。

<図1>事業のスキーム



<グラフ1>助成金額・件数の累計（令和3年度補正予算分は含まず）



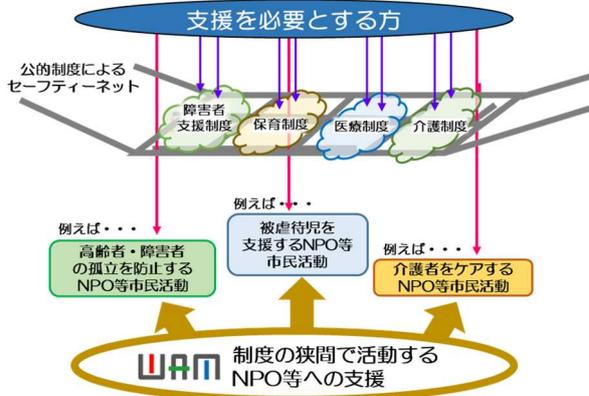
32年間で約14,600件の事業に約781億円を助成

<グラフ2>分野別の採択件数割合



本事業は、様々な公的制度の対応が十分に行き届かない社会福祉領域の「制度の狭間」にある課題に対し、柔軟に対応する「NPO等の市民活動」を助成により支援しています。(図2)

＜図2＞制度の狭間への支援（イメージ）



＜図3＞令和2年度助成事業の事後評価結果

支援対象者数：延べ 240,672人

支援対象者の満足度：97.0%
(うち最高評価 69.5%)

新たなネットワーク（他団体・行政機関等との連携）を構築した団体割合：約8割

マスコミに取り上げられた団体割合：約6割

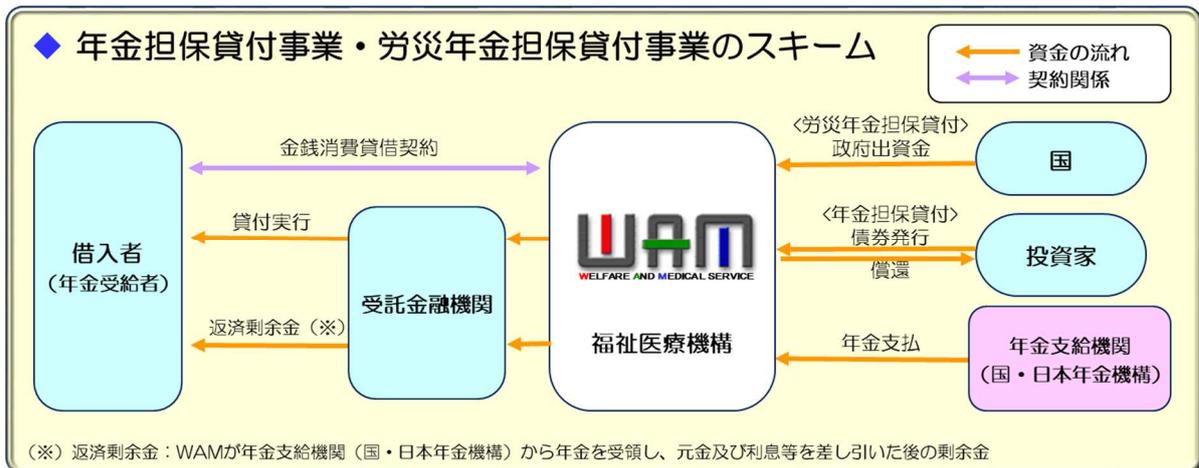
※ 令和2年度に助成した団体に対する事後評価を令和3年度に実施

③ 年金担保貸付事業及び ④ 労災年金担保貸付事業

アウトカム 医療費等の一時的な資金を必要とする年金受給者への支援

年金受給者に対して、その年金受給権を担保として、医療費等の一時的に必要な小口の資金を融資することにより、高齢者等の生活の安定を支援してきましたが、令和2年5月に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」において、令和3年度末に申込の受付を終了し、その後の管理回収期間を経て事業を廃止することが決定しています。

＜図1＞事業のスキーム



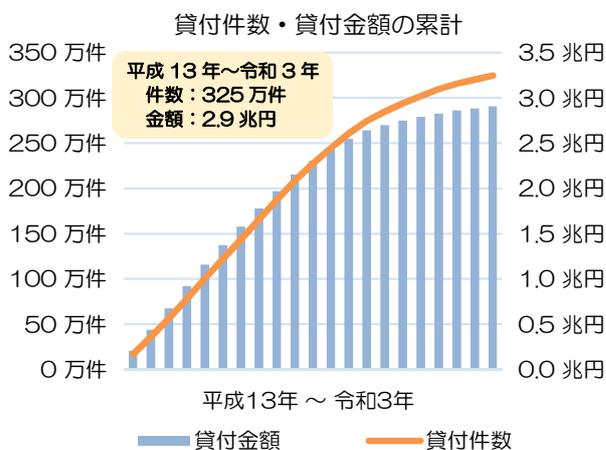
両制度については、①公費を投入しない「自助」の枠組みであること、②全国2万店舗の身近な金融機関窓口での利用が可能であること、③年金給付からの確実な回収が図られることなどの特色があり、さらに、貸付上限額や返済割合の引き下げ等の制度改正により④利用者にとって必要かつ返済に無理のない制度運営を図ってきました。

その結果、令和4年3月末までの累計では、貸付件数325万件、貸付金額2.9兆円の規模となり、多くの年金受給者の方々の資金需要に対応することができました。

今後は、申込受付終了に係る周知広報を継続するとともに、これまで貸し付けた債権の管理回収を着実に進めて参ります。

<グラフ 1> 年金担保貸付による貸付実行規模

平成 13 年 4 月から令和 4 年 3 月末までに累計で 325 万件、2.9 兆円の融資を行いました。



(※) 両事業の合計を計上している。

<図 2> 申込受付終了に係る周知広報

広報チラシの作成、ホームページの掲載など、多様な方法により周知広報を図っています。

- ✓ 広報チラシを受託金融機関・年金事務所等へ送付し、窓口での周知への協力を依頼
- ✓ ホームページに申込受付終了の解説、既に貸し付けた債権の取扱等を掲載
- ✓ 電話（24 時間自動応答システム）で、申込受付終了のアナウンスを継続
- ✓ 受託金融機関事務説明会の Web 開催、WAM NET 掲示板を通じて申込受付終了にかかる窓口対応の周知を徹底

重層的な対応を実施し、事業廃止に伴う利用者等の混乱を回避

⑤ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

アウトカム 公的融資としてのきめ細かな対応の継続と国の年金財政への貢献

本業務は、旧年金福祉事業団等が年金を財源として貸付を行った住宅取得等の資金に係る債権の管理回収を行っています。機構は、平成 18 年 4 月に旧年金資金運用基金より承継しており、当該債権の回収が終了するまでの間、業務を実施します。

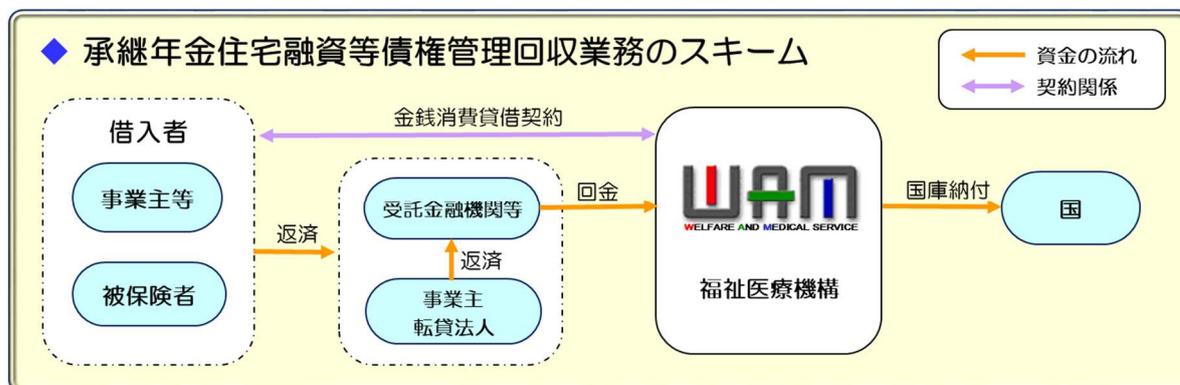
当該業務に関する将来の収支状況の的確な把握に資するため、将来推計作成のシステム化を進め、その迅速化・省力化を進めています。

加えて、受託金融機関事務説明会を Web 開催したほか、資料を電子データで提供するための連絡掲示板を新たに設置するなど、受託金融機関の利便性向上を図りました。

なお、回収金は定期的に国に納付しており、年金給付の財源として活用されています。

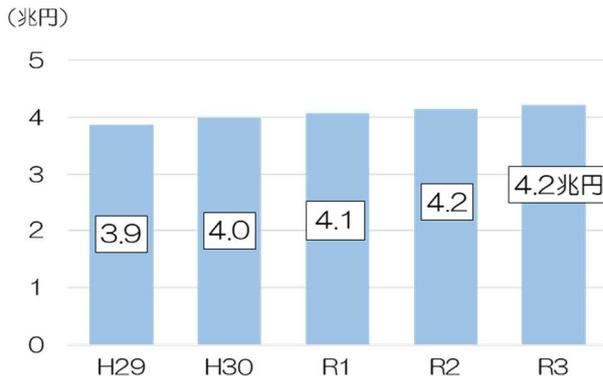
また、新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となった借入者の方への貸付条件の変更等の対応を行っています。

<図 1> 事業のスキーム

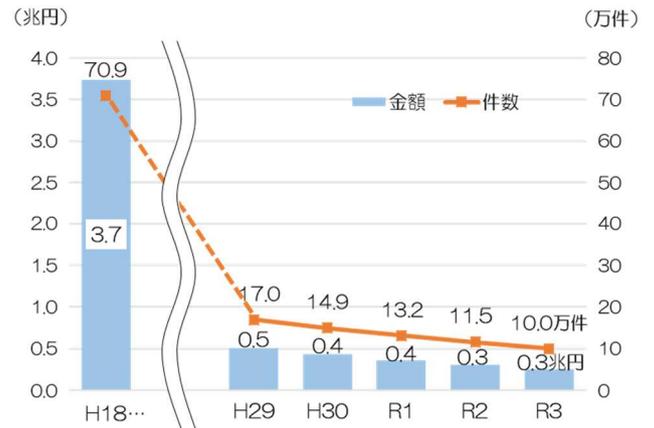


業務承継以来、約 4 兆 2 千億円の住宅ローン等の元利金を回収することにより、国の年金制度運営に貢献しています。

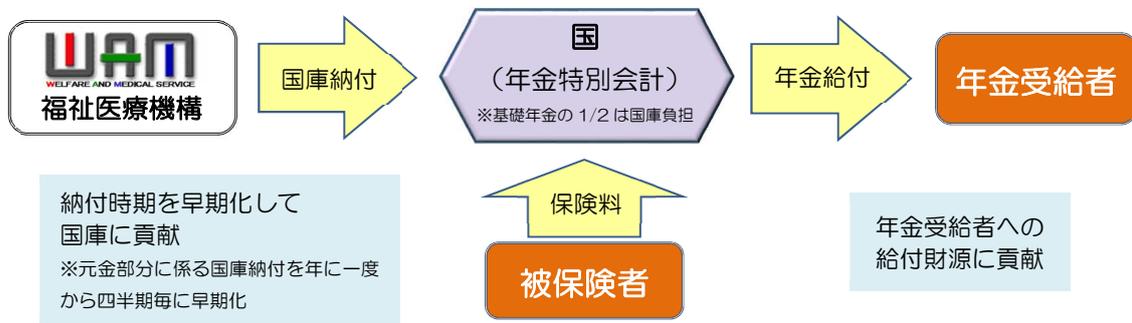
<グラフ 1> 国庫納付額(累計)の推移



<グラフ 2> 融資残高の推移



<図 2> 年金給付財源への貢献



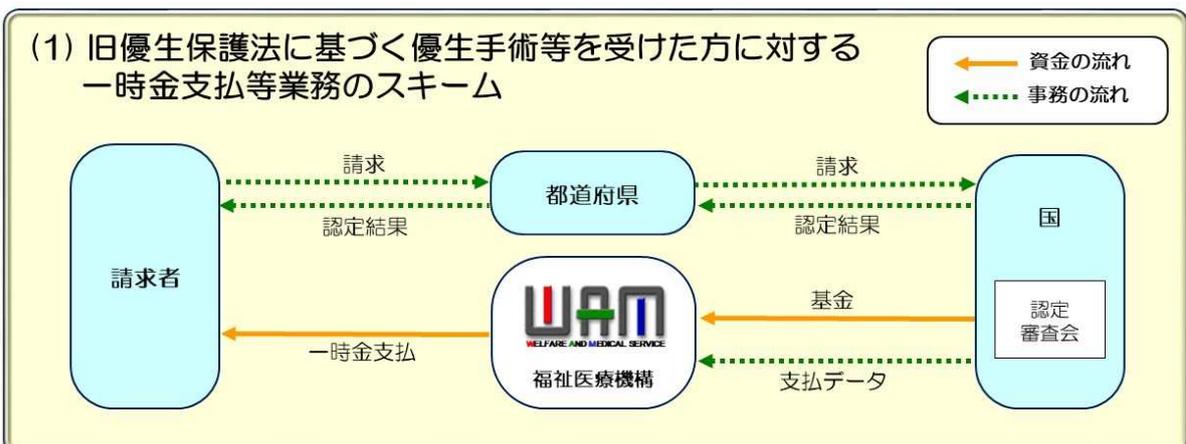
⑥ 一時金支払等業務及び ⑦ 補償金支払等業務

アウトカム 旧優生保護法一時金及びハンセン病元患者家族補償金の迅速な支払いによる国民福祉の増進

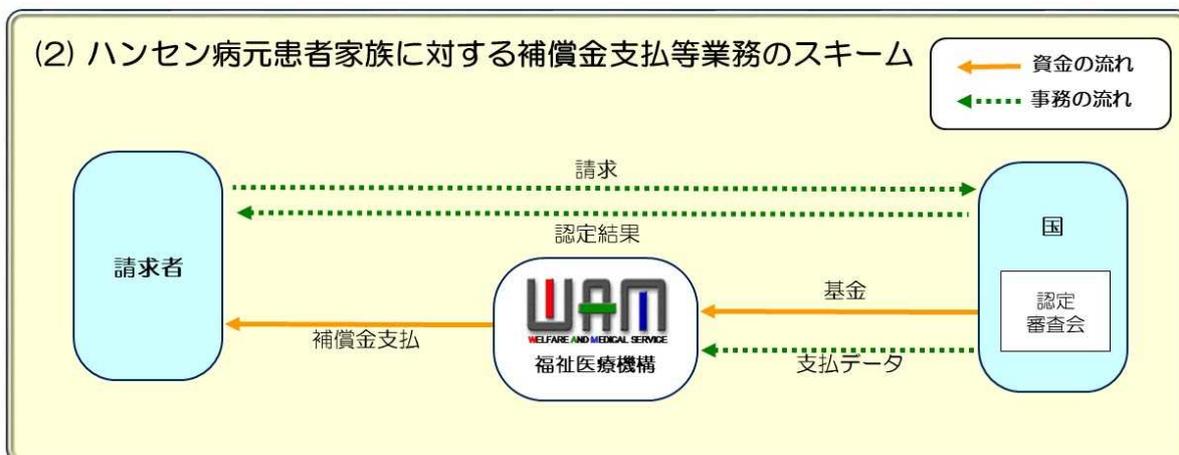
令和元年度より、国からの委託を受けて、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた方に対する一時金及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支払いを行っています。

当該業務の実施にあたっては、個人情報の取扱いに特に配慮する必要があるため、国との間で行われる支払データの授受においては、セキュリティ性の高いWAM NETを利用しています。

<図 1> 事業のスキーム(一時金支払等業務)



<図 2>事業のスキーム(補償金支払等業務)



<表 1> 一時金支払件数・金額

年度	件数	金額
R1	476 件	1,524 百万円
R2	410 件	1,313 百万円
R3	86 件	275 百万円
累計	972 件	3,113 百万円

<表 2> 補償金支払件数・金額

年度	件数	金額
R1	1,061 件	1,459 百万円
R2	5,555 件	8,807 百万円
R3	690 件	1,048 百万円
累計	7,306 件	11,314 百万円

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

令和3年度においても、第4期中期目標の達成に向けて、中期計画及び年度計画に基づき、業務運営を行ってまいりました。機構の各事業（セグメント別）の自己評価と行政コストとの関係の概要については、以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、[業務実績の評価結果](#)をご覧ください。

項目	評価（注1）	行政コスト（注2）
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 福祉医療貸付事業	A	59,413 百万円
2 福祉医療経営指導事業	A	475 百万円
3 社会福祉振興助成事業	B	812 百万円
4 退職手当共済事業	A	118,972 百万円
5 心身障害者扶養保険事業	B	21,836 百万円
6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)	A	949 百万円
7 年金担保貸付及び労災年金担保貸付事業	B	(年担) 868 百万円 (労担) 17 百万円
8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務	B	1,177 百万円
9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務	B	(一時金) 321 百万円 (補償金) 1,117 百万円
II 業務運営の効率化に関する事項		
1 業務・システムの効率化と情報化の推進	B	
2 経費の節減	B	
III 財務内容の改善に関する事項		
1 財務内容の改善に関する事項	B	
IV その他業務運営に関する重要事項		
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備	B	
2 内部統制の充実	B	
3 人事に関する事項	B	

(注1) 評価区分

S：所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：所期の目標を達成していると認められる。

C：所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(注2) 各事業、業務にかかる行政コストについては、[P64の説明](#)をご覧ください。

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
評 定	B	B	A	—	—
理 由	<p>(令和 2 年度)</p> <p>項目別評定は 15 項目中、S が 1 項目、A が 3 項目、B が 11 項目であり、うち重要度「高」であるものは S が 1 項目、A が 3 項目であった。</p> <p>全体の評定を引き下げる事象はなかったことから、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、A とした。</p>				

(注) 評価区分

- S : 法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A : 法人の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B : 全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。
- C : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D : 全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

予算と決算との対比は、以下のとおりです。

令和3年度の予算額と決算額とで差額が生じている項目もありますが、いずれも事業、業務の実施に影響を与えるものではありません。

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額
(収入)			
運営費交付金	2,518	2,518	-
国庫補助金	27,616	27,128	△ 488
利子補給金	3,349	3,349	-
政府出資金	-	101,910	101,910
福祉医療貸付事業収入	37,612	33,561	△ 4,051
経営指導事業収入	73	21	△ 52
福祉保健医療情報サービス事業収入	4	4	0
社会福祉振興助成事業収入	11	11	-
退職手当共済事業収入	94,785	93,213	△ 1,572
心身障害者扶養保険事業収入	31,846	33,475	1,629
年金担保貸付事業収入	946	882	△ 64
労災年金担保貸付事業収入	17	16	△ 1
承継債権管理回収業務収入	10,318	10,205	△ 113
寄附金収入	170	210	40
利息収入	7	0	△ 7
雑収入	13	14	1
計	209,283	306,518	97,235
(支出)			
福祉医療貸付事業費	48,851	27,994	△ 20,857
東日本大震災復興福祉医療貸付事業費	37	38	1
社会福祉振興助成事業費	1,220	720	△ 500
退職手当共済事業費	121,239	116,943	△ 4,296
心身障害者扶養保険事業費	31,846	33,475	1,629
年金担保貸付事業費	712	629	△ 83
労災年金担保貸付事業費	10	10	0
一時金支払金	1,691	275	△ 1,416
補償金支払金	2,900	1,048	△ 1,852
業務経費	3,919	3,521	△ 398
一般管理費	338	371	33
人件費	2,966	2,853	△ 113
返還金	-	1	1
計	215,730	187,879	△ 27,851

12. 財務諸表

要約した法人単位の財務諸表は、以下のとおりです。なお、各財務諸表の概要については、[P63](#)以降をご覧ください。

(1) 貸借対照表（令和4年3月31日）

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	524,476	流動負債	308,072
現金及び預金等	185,813	1年以内返済予定借入金・債券等	299,911
1年以内回収予定長期貸付金	333,237	その他	8,161
その他	5,427		
固定資産	5,126,408	固定負債	4,785,548
有形固定資産	773	借入金・債券等	4,765,268
無形固定資産	1,185	その他	20,280
長期貸付金等	5,121,181	法令に基づく引当金等	115,282
その他	3,269	負債合計	5,208,901
		純資産の部	金額
		資本金	442,500
		資本剰余金	△ 798
		利益剰余金	281
		純資産合計	441,982
資産合計	5,650,883	負債純資産合計	5,650,883

※ 貸借対照表の概要については [P63](#) をご参照ください。

(2) 行政コスト計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
I 損益計算書上の費用	206,793
II その他行政コスト	
減価償却相当額	0
III 行政コスト	206,794

※ 各勘定の行政コストの概要については [P64](#) をご参照ください。

(3) 損益計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
経常費用（A）	203,560
業務費	202,407
業務経費等	199,641
人件費等	2,077
減価償却費	688
一般管理費	1,152
管理経費	278
人件費等	807
減価償却費	67
その他	2
経常収益（B）	191,417
補助金等収益等	58,207
事業収入等	132,234
その他	975
臨時損失（C）	3,233
臨時利益（D）	4,392
前中期目標期間繰越積立金取崩額（E）	3
当期総損失（B + D - A - C + E）	10,982

※ 各勘定の当期総利益（損失）については [P65](#) をご参照ください。

(4) 純資産変動計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：百万円）

区分	I 資本金	II 資本剰余金	III 利益剰余金	IV 評価・換算差額等	純資産合計
当期首残高	394,956	△ 798	22,266	－	416,424
当期変動額	47,544	△ 0	△ 21,986	－	25,558
当期末残高	442,500	△ 798	281	－	441,982

※ 純資産の変動要因については [P67](#) をご参照ください。

(5) キャッシュ・フロー計算書（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

（単位：百万円）

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 400,773
人件費支出	△ 2,852
補助金等収入	58,606
事業収入等	497,526
その他収入・支出	△ 954,054
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	9,622
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	387,766
IV 資金減少額（I + II + III）	△ 3,385
V 資金期首残高	110,381
VI 資金期末残高（IV + V）	106,996

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

純資産の部は政府出資金 442,500 百万円及び利益剰余金 281 百万円等により 441,982 百万円を計上しており、事業、業務の実施に必要な財務基盤を有しております。なお、令和 3 年度は一般勘定の福祉医療貸付事業に係る貸倒引当金繰入（P33 をご参照ください）等の影響により、法人全体で 10,982 百万円の当期総損失を計上しておりますが、令和 2 年度及び令和 3 年度に政府出資金計 138,817 百万円の増資を受け入れたことにより財務基盤強化が図られ、財政状態に問題はありません。

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	524,476	流動負債	308,072
現金及び預金等	185,813	1年以内返済予定借入金・債券等	299,911
1年以内回収予定長期貸付金	333,237	その他	8,161
その他	5,427		
固定資産	5,126,408	固定負債	4,785,548
有形固定資産	773	借入金・債券等	4,765,268
無形固定資産	1,185	その他	20,280
長期貸付金等	5,121,181	法令に基づく引当金等	115,282
その他	3,269	負債合計	② 5,208,901
		純資産の部	金額
		資本金	442,500
		資本剰余金	△ 798
		利益剰余金	281
		純資産合計	③ 441,982
資産合計	① 5,650,883	負債純資産合計	5,650,883

<① 資産構成>

勘定名	資産額
一般勘定	5,185,328
共済勘定	54,418
保険勘定	72,372
年金担保貸付勘定	31,973
労災年金担保貸付勘定	2,028
承継債権管理回収勘定	290,060
一時金支払等勘定	8,570
補償金支払等勘定	6,133
法人全体	5,650,883

法人全体では、一般勘定及び承継債権管理回収勘定の 2 勘定の資産で約 96.9%を占めています。

<② 負債構成>

- ・法人全体では、福祉医療貸付及び年金担保貸付の財源となる借入金、機構債で約 97.2%を占めています。
- ・法令に基づく引当金等として 115,282 百万円を計上しています。

(内訳)

- ▶ 退職手当給付費支払資金
52,468 百万円 (共済勘定)
- ▶ 心身障害者扶養保険責任準備金
62,814 百万円 (保険勘定)

<③ 純資産構成>

- ・資本金 442,500 百万円は全額国からの出資金となっています。
- ・資本剰余金△798 百万円は、社会福祉・医療事業団から承継した特定資産の国庫納付から生じる減資差益 1,095 百万円から同事業団から承継した特定資産の売却及び除却による除売却差額相当累計額△1,773 百万円と減価償却相当累計額△121 百万円を差し引いたものです。

【総資産の経年比較（区分経理によるセグメント情報）】

（単位：百万円）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
一般勘定	3,460,420	3,406,804	3,351,508	4,815,666	5,185,328
共済勘定	45,227	51,162	52,700	52,632	54,418
保険勘定	75,020	74,303	70,949	73,648	72,372
年金担保貸付勘定	57,876	51,863	47,176	36,334	31,973
労災年金担保貸付勘定	4,465	3,719	3,167	2,643	2,028
承継債権管理回収勘定	586,601	486,223	410,092	345,808	290,060
一時金支払等勘定			10,251	8,890	8,570
補償金支払等勘定			16,105	7,237	6,133
合計	4,229,608	4,074,074	3,961,948	5,342,857	5,650,883

※ 一般勘定、年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定では、長期貸付金が総資産の大半を占めています。

② 行政コスト計算書（P61 をご参照ください。）

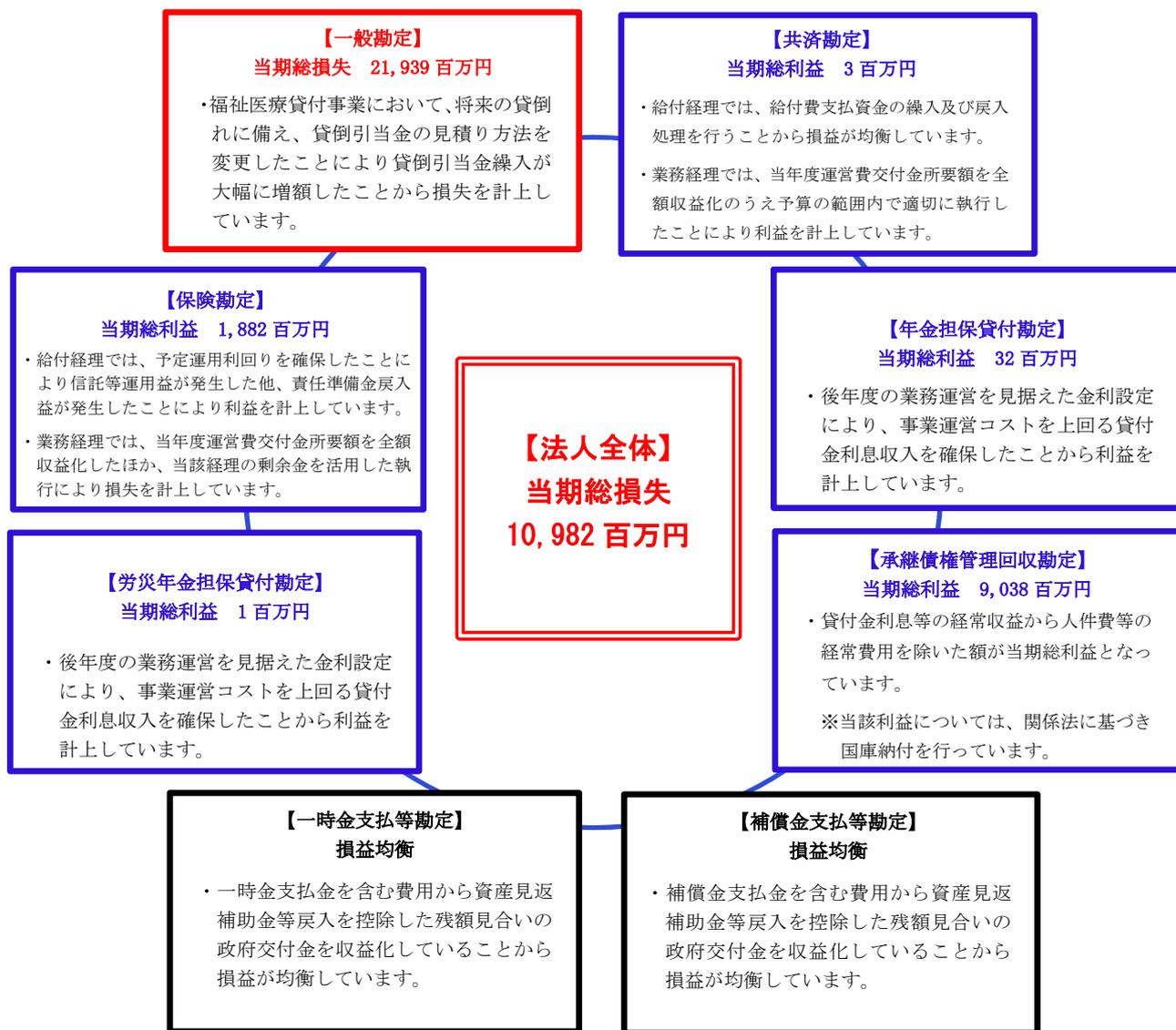
令和 3 年度の法人全体の行政コストは 206,794 百万円であり、主な発生要因は次のとおりです。共済勘定の行政コスト 118,972 百万円のうち 115,086 百万円は、退職手当共済事業において支給している社会福祉施設等の職員の方々への退職手当給付金となっています。次いで、一般勘定の行政コスト 62,487 百万円のうち 56,886 百万円は、福祉医療貸付事業における福祉、医療施設への融資の財源となる財政融資資金借入金等や機構債にかかる支払利息等及び長期貸付金等に対する貸倒引当金繰入となっています。この他、保険勘定の行政コスト 21,836 百万円のうち 21,703 百万円は、心身障害者扶養保険事業において支給している障害のある方への給付金及び支払保険料となっています。

各事業の実施にあたっては、補助金や事業収入等により必要な財源を確保しています。（P29 をご参照ください。）

なお、法人全体の行政コスト 206,794 百万円から自己収入等（補助金等に基づく収益以外の収益）135,570 百万円を除き、機会費用 882 百万円を加えた 72,106 百万円が業務運営に関して「国民の負担に帰せられるコスト」となっています。（同コストについては、独立行政法人会計基準に基づく注記事項として記載しております。）

③ 損益計算書（P61 をご参照ください。）

法人全体及び各勘定の当期総利益（損失）の要因は以下のとおりです。全8勘定のうち、1勘定で当期総損失を計上する一方、5勘定で当期総利益を計上し、2勘定は損益均衡となり法人全体で当期総損失10,982百万円を計上しています。

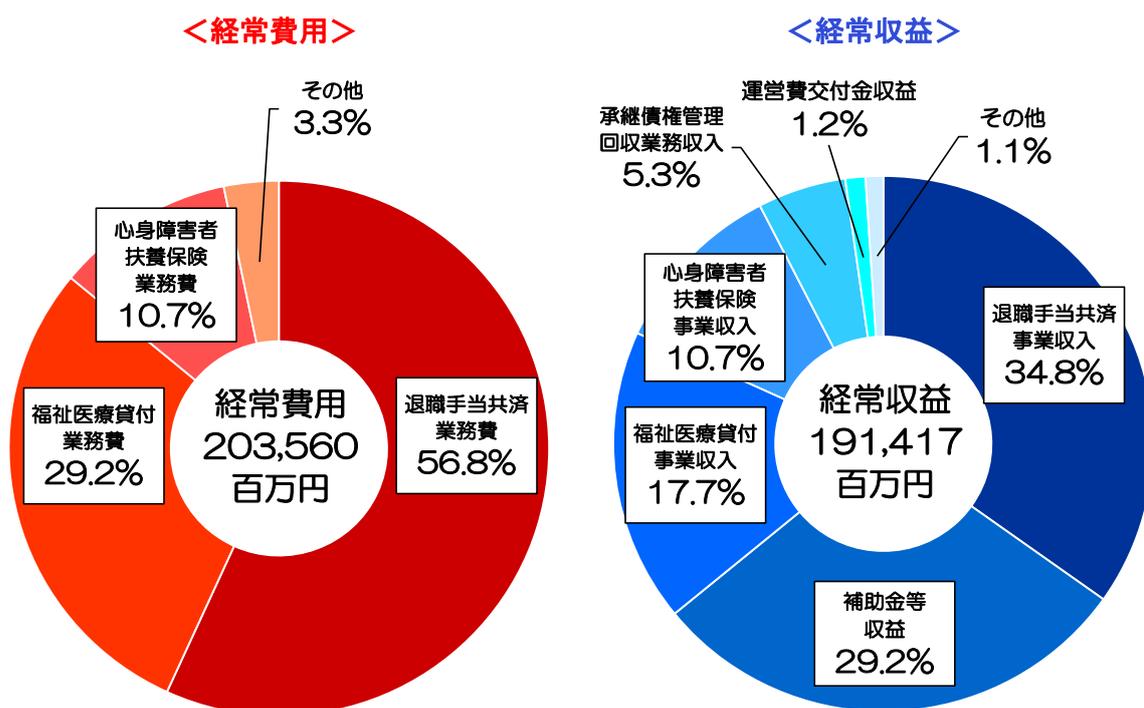


経常費用、経常収益の内訳については、以下のとおりです。

経常費用について、退職手当共済事業における社会福祉施設等の職員の方々への退職手当給付金 115,086 百万円を含む退職手当共済業務費が 56.8%、次いで、福祉医療貸付事業における福祉、医療施設への融資の財源となる財政融資資金借入金や機構債の支払利息及び長期貸付金等に対する貸倒引当金繰入 56,886 百万円を含む福祉医療貸付業務費が 29.2%となり、これらが大半を占めています。

一方、経常収益については、退職手当共済業務費に対応する退職手当共済事業収入、各事業・業務の財源となる補助金等収益及び福祉医療貸付事業収入などが大半を占めています。

なお、経常収益と経常費用の差額に、臨時利益、臨時損失及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を加（減）算した結果、当期総損失は 10,982 百万円となっています。そのうち、承継債権管理回収勘定の当期総利益 9,038 百万円については、関係法に基づき令和 4 年 7 月に国庫納付を行う予定であり、残額については、該当勘定において利益剰余金又は繰越欠損金として計上しています。



【事業損益の経年比較（区分経理によるセグメント情報）】

（単位：百万円）

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
一般勘定	2,171	△ 2,876	4,443	808	△ 21,939
共済勘定	5,428	5,187	1,405	209	2,103
保険勘定	864	△ 710	△ 3,454	2,698	△ 1,312
年金担保貸付勘定	△ 104	△ 138	81	141	30
労災年金担保貸付勘定	△ 3	△ 4	0	1	1
承継債権管理回収勘定	20,098	15,591	13,056	10,857	8,975
一時金支払等勘定			-	△ 10	-
補償金支払等勘定			-	-	-
合計	28,453	17,050	15,531	14,704	△ 12,143

※ 事業損益の経年比較において、昨年度から大きな変動がある勘定の変動要因は次のとおりです。

一般勘定	...	福祉医療貸付事業において、将来の貸倒れに備え、貸倒引当金の見積り方法を変更したことにより貸倒引当金繰入が大幅に増額したことから損失を計上しています。
共済勘定	...	掛金収入の増加に伴い利益が増加しています。
保険勘定	...	運用利回りの低下に伴う運用益の減より損失を計上しています。
承継債権管理回収勘定	...	債権残高の減少に伴う利息収入の減により毎年度利益が減少しています。

④ 純資産変動計算書（P62 をご参照ください。）

令和 3 年度においては、「新型コロナウイルス感染症の影響により休業又は事業を縮小した福祉医療事業者」の資金繰りを支援する「危機対応融資」（主に無利子、無担保）の拡充によるリスクの拡大等に備えるための財務基盤強化により、令和 2 年度第三次補正予算で措置された政府出資金を一般勘定で受け入れ、資本金が 101,910 百万円増加したほか、法人全体で当期総損失を計上したことにより利益剰余金は 281 百万円となりました。

一方で、機構法附則第 5 条の 2 第 6 項に基づく国庫納付（承継債権管理回収勘定）及び独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 1 項に基づく国庫納付（労災年金担保貸付勘定）により資本金が 54,366 百万円減少したことから、純資産額は 441,982 百万円となっています。

なお、上記の国庫納付は、法令で定められた定期的な国庫納付及び事業規模を勘案した国庫納付であるため、事業・業務の実施に影響は生じていません。

⑤ キャッシュ・フロー計算書 (P62 をご参照ください。)

業務活動によるキャッシュ・フローでは、貸付けによる支出等を要因として支出 957,474 百万円が収入 556,701 百万円を大きく上回っています。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、有価証券の償還による収入 18,900 百万円が有価証券の取得による支出 11,200 百万円を上回っているほか、財務活動によるキャッシュ・フローでは、長期借入れによる収入 591,730 百万円が長期借入金の返済による支出 278,069 百万円を大きく上回っています。また、金銭出資の受入れによる収入 101,910 百万円を計上しています。

適時適切に資金繰りの管理を実施し必要となる財源を確保しているため、事業、業務の実施に影響は生じていません。

(2) **財政状態及び運営状況について**

財政状態及び運営状況を把握するため、独立行政法人会計基準及び内部規程等に基づき適時適切に分析・検証が実施されるガバナンス態勢を整備しています。

担当部門において分析・検証された内容については、必要に応じて随時報告が行われているほか、ガバナンス委員会及び経営企画会議により報告内容の確認及び評価を行っています。

財政状態及び業務運営は、[P63～P68](#)の説明のとおり、国民の皆さまに公共性の高いサービスを持続的に提供するにあたり問題は生じていません。

14. 内部統制の運用に関する情報

機構の役職員の職務執行にあたっては、通則法、機構法及び他の法令を遵守するとともに、業務方法書に基づき、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備・運用しています。主な項目とその実施状況については、以下のとおりです。

[内部統制の整備及び運用（業務方法書第 56 条、第 60 条）]

内部統制システムを推進することを目的として「ガバナンス委員会」を設置し、継続的に運用の見直しを図ることとしています。令和 3 年度においては、同委員会を原則、四半期毎に開催し、リスク等管理に係る各種モニタリング活動の報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた関連規程等の見直しを実施しました。

なお、福祉医療貸付事業に係る信用リスクについては、効率的かつ効果的にガバナンスが発揮できる態勢を構築するため、ガバナンス委員会から当該審議機能を委嘱した「信用リスク分科会」を設置し、原則、四半期毎に開催しています。

[監事監査・内部監査（業務方法書第 64 条、第 65 条）]

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行い、監査の結果等を記載した監査報告を作成し、理事長及び厚生労働大臣に提出します。また、改善が必要であると判断した事項があるときには、監査報告にその旨を記載します。

また、機構は監査室を設置し、内部監査を実施するとともに、その結果に対する改善措置状況を理事長に報告することとなっています。令和 3 年度においては、リスク管理強化に向けた態勢の整備、事務リスクの管理等についての内部監査を実施し、適正に実施されていることを確認しています。

[予算の適正な配分（業務方法書第 67 条）]

運営費交付金を原資とする予算については、評価結果の活用など予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備することとしています。

令和 3 年度においても、適正に予算を配分するとともに、定期的に各部の執行状況を把握し、執行状況等を踏まえた予算配分の見直しを実施しています。

[入札及び契約に関する事項（業務方法書第 71 条）]

入札及び契約に関しては、監事及び外部有識者で構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備しています。

令和 3 年度においては、契約監視委員会を 6 月に開催し、令和 2 年度の調達実績の事後点検を行い、審議概要をホームページにて公表しています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和	29年	社会福祉事業振興会設立、福祉貸付事業開始
	35年	医療金融公庫設立、医療貸付事業開始
	36年	退職手当共済事業開始（社会福祉事業振興会）
	40年	大阪支店を開設し、貸付業務開始（医療金融公庫）
	45年	心身障害者扶養保険事業開始（社会福祉事業振興会）
	59年	社会福祉・医療事業団法公布
	60年	社会福祉・医療事業団発足（1月1日） 福祉医療貸付事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業等を承継 経営診断・指導事業開始
平成	元年	開業医承継支援事業開始
	2年	長寿社会福祉基金事業開始 福祉・保健情報サービス事業開始
	13年	年金福祉事業団の解散に伴い、年金担保貸付事業を開始
	14年	独立行政法人福祉医療機構法公布
	15年	独立行政法人福祉医療機構発足（社会福祉・医療事業団解散） （10月1日）
	16年	労働福祉事業団の解散に伴い、労災年金担保貸付事業を開始
	18年	年金資金運用基金の解散に伴い、承継年金住宅融資等債権管理 回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を開始
	19年	開業医承継支援事業廃止
	20年	承継教育資金貸付けあっせん業務休止
	22年	基金の国庫返納に伴い、長寿社会福祉基金事業を廃止し、社会 福祉振興助成事業を開始
	29年	承継教育資金貸付けあっせん業務廃止
	31年	一時金支払等業務開始
令和	元年	補償金支払等業務開始
	4年	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業の申込受付終了に 伴い、年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回 収業務を開始

(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）

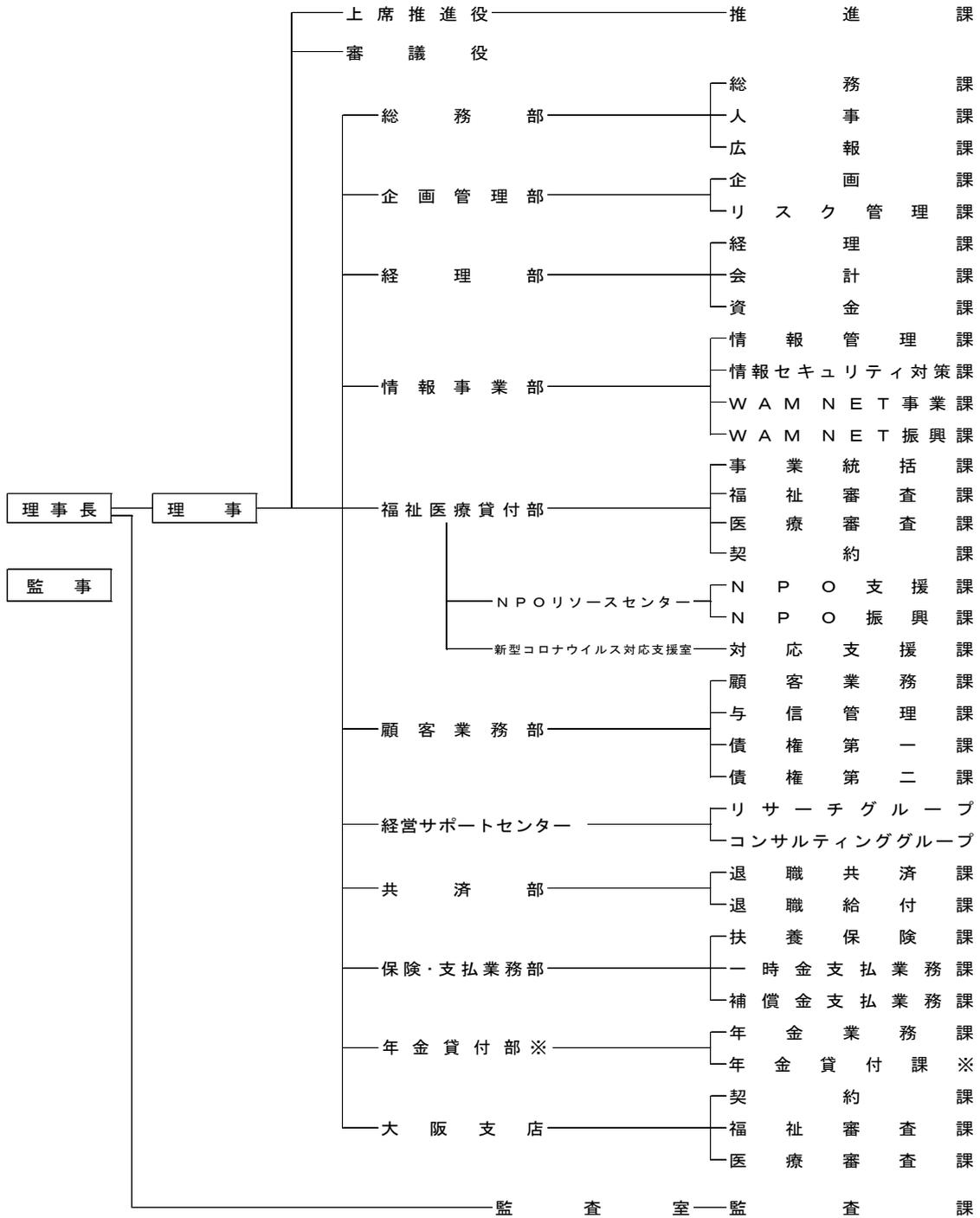
(3) 主務大臣

厚生労働大臣

【担当部局】 社会・援護局福祉基盤課、医政局医療経営支援課、
社会・援護局障害保健福祉部企画課、年金局資金運用課、
労働基準局労災保険業務課、子ども家庭局母子保健課
健康局難病対策課

(4) 組織図

独立行政法人福祉医療機構の組織（令和4年3月31日現在）



※ 令和4年4月1日より、年金貸付部は年金業務部、年金貸付課は年金担保管理課へ改組

(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本部：東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（ヒューリック神谷町ビル1・9・10階）

支店：大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号（イトウビル3階）

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当なし

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経常費用	170,389	177,616	177,890	191,718	203,560
経常収益	198,842	194,666	193,421	206,422	191,417
当期総利益 (又は当期総損失(△))	25,502	17,237	20,172	16,633	△ 10,982
資産	4,229,608	4,074,074	3,961,948	5,342,857	5,650,883
負債	3,620,941	3,565,562	3,523,318	4,926,433	5,208,901
利益剰余金	18,845	14,975	19,121	22,266	281
業務活動による キャッシュ・フロー	△ 54,519	39,057	86,012	△ 1,467,388	△ 400,773
投資活動による キャッシュ・フロー	37,032	△ 20,023	△ 11,911	89,097	9,622
財務活動による キャッシュ・フロー	44,133	△ 56,204	△ 68,957	1,454,066	387,766
資金期末残高	66,632	29,462	34,606	110,381	106,996

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画

翌事業年度において適切に事業、業務が実施できるよう、以下のとおり予算、収支計画及び資金計画を作成しています。

【令和 4 年度 予算】

(単位：百万円)

収入	金額	支出	金額
運営費交付金	1,726	福祉医療貸付事業費	44,196
国庫補助金	27,045	東日本大震災復興福祉医療貸付事業費	38
利子補給金	2,706	社会福祉振興助成事業費	812
福祉医療貸付事業収入	38,113	退職手当共済事業費	123,033
経営指導事業収入	73	心身障害者扶養保険事業費	34,029
福祉保健医療情報サービス事業収入	5	年金担保貸付事業費	371
社会福祉振興助成事業収入	12	労災年金担保貸付事業費	5
退職手当共済事業収入	96,661	一時金支払金	1,268
心身障害者扶養保険事業収入	34,029	補償金支払金	1,843
承継債権管理回収業務収入	8,550	業務経費	3,332
年金担保貸付事業収入	828	一般管理費	364
労災年金担保貸付事業	14	人件費	2,998
寄附金収入	100		
利息収入	1		
雑収入	14		
計	209,876	計	212,289

【令和4年度 収支計画】

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	205,036
經常費用	204,996
福祉医療貸付業務費	49,915
経営指導業務費	211
福祉保健医療情報サービス業務費	391
社会福祉振興助成業務費	847
退職手当共済業務費	123,442
心身障害者扶養保険業務費	22,045
承継債権管理回収業務費	834
年金担保貸付業務費	291
労災年金担保貸付業務費	6
一時金支払等業務費	1,278
補償金支払等業務費	1,856
一般管理費	304
減価償却費	585
人件費	2,991
臨時損失	
退職手当給付費支払資金繰入	40
収益の部	203,062
運営費交付金収益	1,453
福祉医療貸付事業収入	37,623
経営指導事業収入	73
福祉保健医療情報サービス事業収入	5
社会福祉振興助成事業収入	12
退職手当共済事業収入	68,293
心身障害者扶養保険事業収入	20,652
承継債権管理回収業務収入	8,495
年金担保貸付事業収入	760
労災年金担保貸付事業収入	13
補助金等収益	54,848
旧優生保護法一時金支払基金預り金取崩益	1,268
ハンセン病元患者家族補償金支払基金預り金取崩益	1,843
寄附金収益	204
資産見返運営費交付金戻入	299
資産見返補助金等戻入	87
賞与引当金見返に係る収益	156
退職給付引当金見返に係る収益	116
財務収益	1
雑益	7
臨時利益	6,851
退職手当給付費支払資金戻入益	3,384
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益	3,467
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2
総損失 (△)	△ 1,974

【令和4年度 資金計画】

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	1,469,784
業務活動による支出	1,128,446
福祉医療貸付事業費	44,234
福祉医療貸付金による支出	877,200
社会福祉振興助成金による支出	608
子供の未来応援支援金による支出	204
退職手当共済事業費	122,993
心身障害者扶養保険事業費	22,024
年金担保貸付事業費	371
年金担保貸付金による支出	1,569
労災年金担保貸付事業費	5
労災年金担保貸付金による支出	36
一時金支払金による支出	1,268
補償金支払金による支出	1,843
人件費支出	2,998
その他の業務支出	3,719
国庫納付金の支払額	49,374
投資活動による支出	
金銭の信託の増加による支出	12,005
財務活動による支出	309,175
長期借入金の返済による支出	268,175
債券の償還による支出	41,000
翌年度への繰越金	20,157
資金収入	1,469,784
業務活動による収入	535,126
福祉医療貸付事業収入	38,113
福祉医療貸付回収金による収入	282,945
経営指導事業収入	73
福祉保健医療情報サービス事業収入	5
社会福祉振興助成事業収入	12
退職手当共済事業収入	68,293
心身障害者扶養保険事業収入	19,608
承継債権管理回収業務収入	8,550
承継融資業務収入	36,678
年金担保貸付事業収入	828
年金担保貸付回収金による収入	22,892
労災年金担保貸付事業収入	14
労災年金担保貸付回収金による収入	540
運営費交付金収入	1,726
補助金等収入	54,735
寄附金収入	100
その他の業務収入	14
投資活動による収入	21,521
金銭の信託の減少による収入	14,421
有価証券の償還による収入	7,100
財務活動による収入	886,300
長期借入れによる収入	866,300
債券の発行による収入	20,000
前年度よりの繰越金	26,837

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

[貸借対照表]

現金及び預金等	：	現金、預金、金銭の信託及び満期保有を目的とする有価証券など
有形固定資産	：	土地、建物、車両、工具など長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
無形固定資産	：	ソフトウェアなど長期にわたって使用または利用する無形の固定資産
長期貸付金等	：	福祉医療貸付事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継債権管理回収業務にかかる貸付金
借入金・債券等	：	事業資金等の調達のため独立行政法人が借り入れた長期（短期）借入金及び発行する債券
法令に基づく引当金等	：	独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）の規定に基づき計上している退職手当給付費支払資金、心身障害者扶養保険責任準備金
資本金	：	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	：	国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	：	独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

[行政コスト計算書]

行政コスト	：	独立行政法人の業務に関連し、資産の減少または負債の増加をもたらすもの
-------	---	------------------------------------

[損益計算書]

業務経費等	：	独立行政法人の業務に要した費用
人件費等	：	給与、賞与、法定福利費、賞与引当金繰入、退職給付費用等、独立行政法人の役職員等に要する経費
減価償却費	：	業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
補助金等収益等	：	国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等	：	貸付金利息収入、手数料収入、掛金などの収益
臨時損失	：	法令に基づく引当金等の繰入等が該当
臨時利益	：	法令に基づく引当金等の戻入等が該当
その他調整額	：	前中期目標期間繰越積立金の取崩額

[キャッシュ・フロー計算書]

業務活動によるキャッシュ・フロー	：	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	：	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券等の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	：	債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

